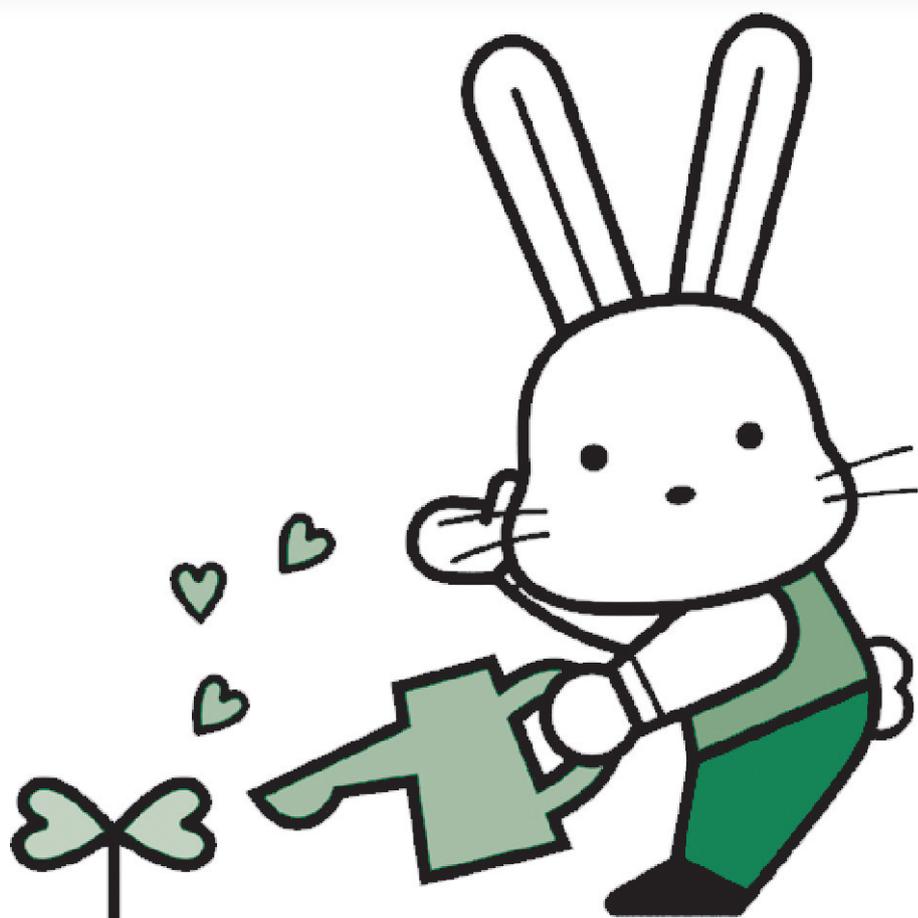


福島市環境基本計画

みんなで創り 未来に伝える
人と自然にやさしいまち 福島市



平成23年3月

はじめに



西に雄大な吾妻連峰、東はなだらかな阿武隈高地に抱かれた「福島市」は、まちの中心部に緑豊かな信夫山があり、また、清流・荒川が流れる、自然豊かで人情あふれる、美しい福島県の県都です。

私たちは、この豊かな環境のもとに、安全で健康かつ快適な生活を営む権利を有しているとともに、未来の子ども達に引き継いでいかななくてはなりません。

本市では、平成 10 年に市民、事業者及び行政が相互に協力しながら、人と自然が健全に共生する環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指し、「環境基本条例」を制定するとともに、平成 12 年には「福島市環境基本計画」を策定し、「みんなで創る人と自然にやさしい環境都市・福島」を望ましい環境像に据えて、各種の環境施策に取り組んでまいりました。

この間、市民の皆様や各事業者の皆様には、環境に関する各種学習会やイベントに多数参加いただくなど、環境保全に対する意識が高まり、「ふくしまきれいにし隊」による地域清掃活動や、ISO14001 取得などの環境に配慮した経営に取り組む事業所が増えてきたものと考えております。

近年、酸性雨やオゾンホールによる影響は国境を越えて被害をもたらしており、地球温暖化による異常気象や動植物の生態系への悪影響など、地球規模の環境問題が現実的になっていると言っても過言ではありません。

また、身の回りの環境問題の中心は、少子・高齢化の進展、経済の低迷、価値観やライフスタイルの変化等に伴い、都市型・生活型に移行してきました。

このような状況のなか、本市では、市民・民間団体・事業者及び行政が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、行動していくことにより、生物多様性を育む自然豊かな環境を未来に伝えるために、新たな「福島市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を「みんなで創り未来に伝える人と自然にやさしいまち福島市」と決めました。

今後は、「福島市環境基本条例」の基本理念を踏まえながら、本計画の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実行するため、PDCAによる進行管理を徹底するなど、市民の皆様との協働により、環境施策の一層の充実に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、素案をご審議いただいた福島市環境基本計画等策定懇談会委員の皆様、原案をご審議いただいた福島市環境審議会委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

福島市長 瀬戸 孝則

目 次

	Page
第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の目的と背景.....	2
第2節 計画の位置付け.....	3
第3節 計画の範囲.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画の構成.....	4
第2章 環境の現状と課題	5
第1節 福島市のすがた.....	6
1 位置・地勢.....	6
2 地形・地質.....	7
3 気候・気象.....	8
4 社会特性.....	9
第2節 自然環境の現状と課題.....	19
1 自然公園など.....	19
2 水辺.....	20
3 森林.....	21
4 農地.....	22
5 動植物.....	23
第3節 生活環境の現状と課題.....	24
1 水環境.....	24
2 水利用.....	29
3 生活排水処理.....	31
4 大気汚染.....	32
5 騒音・振動.....	34
6 悪臭.....	38
7 土壌汚染.....	38
8 有害化学物質など.....	39
9 公害苦情.....	41
第4節 地域環境の現状と課題.....	42
1 身近な自然.....	42
2 公園・緑地など.....	43
3 景観・文化財など.....	44
第5節 地球環境の現状と課題.....	46
1 地球温暖化とエネルギー.....	46
2 循環型社会の構築.....	51
3 オゾン層の保護、酸性雨.....	56

	Page
第6節 環境保全活動の現状と課題	57
1 環境学習・環境教育	57
2 環境保全活動	57
第3章 望ましい環境像と施策の体系	59
第1節 望ましい環境像	60
第2節 施策の基本方針	60
第3節 施策の体系	62
第4章 施策の展開	65
第1節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生	66
1 水辺の保全と改善	66
2 森林の保全、自然公園等の保護	68
3 動植物の保全	70
4 農地・里山の保全と再生	72
第2節 安全・安心を支える生活環境の保全	74
1 水資源の保全	74
2 大気環境の保全	76
3 その他公害の未然防止	78
第3節 潤いのある快適な地域環境の創出	80
1 自然とのふれあいの場の創出、都市緑化の推進	80
2 良好な景観の保全と創出	82
3 潤いのある都市環境の確保	84
第4節 かけがえのない地球を未来につなぐ配慮	86
1 地球環境の保全	86
2 省資源・省エネルギーの推進	88
3 新エネルギーの有効利用の推進	90
4 循環型社会の推進	92
第5節 みんなで協働して取り組む環境保全の活動	94
1 環境教育・環境学習の推進	94
2 環境保全活動の推進	96
3 ネットワーク形成の推進	98

	Page
第5章 環境配慮指針	99
第1節 市民、事業者の環境配慮.....	100
1 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生.....	100
2 安全・安心を支える生活環境の保全.....	104
3 潤いのある快適な地域環境の創出.....	107
4 かけがえのない地球を未来につなぐ配慮.....	110
5 みんなで協働して取り組む環境保全の活動.....	116
第2節 開発事業等における環境配慮.....	119
1 計画段階での配慮.....	119
2 施工段階での配慮.....	120
3 供用開始後の配慮.....	121
4 修理・解体時の配慮.....	121
第3節 市の事業者としての環境配慮.....	122
1 物品の購入にあたっての配慮.....	122
2 設備・機器、エネルギーなどの使用にあたっての配慮.....	123
3 廃棄にあたっての配慮.....	124
4 職員の環境保全意識の向上に向けて.....	124
第6章 計画の推進	125
第1節 計画の推進体制.....	126
1 市民、事業者との連携・協力体制の整備.....	126
2 環境審議会.....	126
3 庁内の推進体制.....	126
4 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化.....	126
第2節 計画の進行管理.....	128
1 計画の点検・評価.....	128
2 点検・評価結果の報告.....	128
3 環境情報の提供.....	128
4 計画の見直し.....	128
資 料 編.....	131

第1章 計画の基本的事項





第1節 計画の目的と背景

本市は、平成12年3月に福島市環境基本計画を策定し、人と自然が健全に共生する環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指して、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、計画策定後10年が経過し、環境保全の取り組みには一定の進展がみられたものの、その間に環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取り組みの強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応やエネルギー問題、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進などが必要となりました。本市においては、飯野町との合併による市域の拡大があり、社会情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて新たな環境施策に取り組んで行くことが必要となりました。

このようなことを踏まえ、平成12年に策定された福島市環境基本計画の計画期間が平成22年度で満了となることから、同計画を引き継ぎながら今日の環境問題の課題を明らかにし、市民、事業者、行政が協力して取り組むべき新たな「福島市環境基本計画」を策定するものです。

新たな「福島市環境基本計画」は、福島市環境基本条例の基本理念を受けて、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とします。

福島市環境基本条例の基本理念

- 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に維持し、継承されるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全等は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けて活動していることを認識し、生態系の均衡を最大限に尊重し、人と自然との共生が健全な状態に保たれるように行われなければならない。
- 環境の保全等は、環境への負荷に対する自然環境が持つ復元力には一定の限界があることを認識し、資源の適正な管理や循環的な利用を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するため、すべての者の公平で適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全等は、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず地球規模の環境に影響を及ぼしていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

第2節 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「福島市総合計画」を環境面から推進するためのものです。

同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

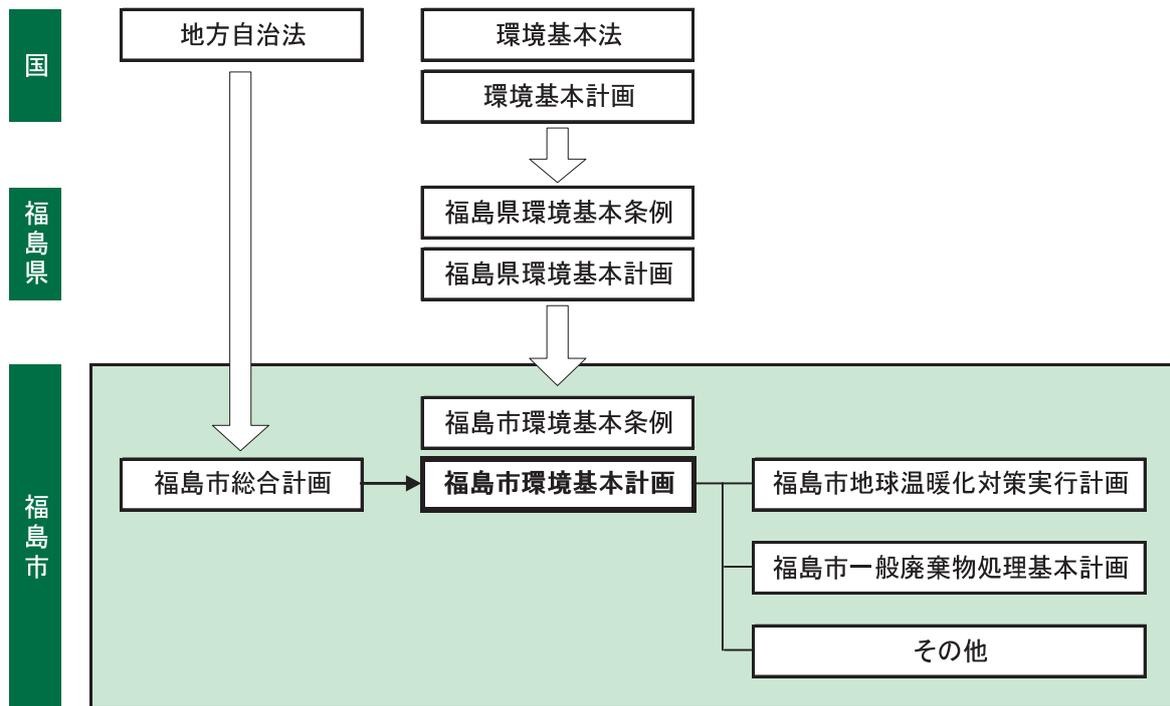


図 1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①自然環境、②生活環境、③地域環境、④地球環境、⑤環境保全活動の5分野とします。また、対象とする地域は市内全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。



表 1-3-1 環境基本計画の範囲

対象分野	具 体 的 内 容
①自然環境	水辺空間、森林、農地、動植物 など
②生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、公害苦情 など
③地域環境	緑地・公園、景観、都市環境 など
④地球環境	地球温暖化、省エネルギー、新エネルギー、廃棄物・リサイクル など
⑤環境保全活動	環境教育、環境学習、環境情報、環境保全活動 など

第4節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年間とします。

第5節 計画の構成

本計画は、第1章から第6章で構成されます。

第1章 計画の基本的事項

策定の視点、計画の目的、その他計画の基本となる事項を示します。

第2章 環境の現状と課題

市の概要、及び市域の環境の現状と課題を示します。

第3章 望ましい環境像と施策の体系

本計画が目指す環境像とその実現に向けた施策の体系を示します。

第4章 施策の展開

望ましい環境像の実現に向けた施策の具体的な内容を示します。

第5章 環境配慮指針

主体別の環境配慮の取り組み内容を示します。

第6章 計画の推進

本計画の推進のための体制と進行管理の方法を示します。

第2章 環境の現状と課題



第1節 福島市のすがた

1 位置・地勢

本市は、福島県の中通り地方の北部に位置し、東は阿武隈高地、西は吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中に開け、みどり豊かな自然に恵まれています。

本市の面積は767.74km²（平成20年7月に飯野町と合併後）であり、広大な市域を有しています。北は宮城県白石市、七ヶ宿町、南は二本松市、猪苗代町、東は伊達市、桑折町、川俣町、西は山形県米沢市、高島町などと隣接しています。

本市は、東京から300km圏内にあり、首都圏と東北圏、あるいは太平洋側の地域と日本海側の地域を結ぶ交通の結節点として、重要な位置を占めるとともに、県庁所在都市として、また県北地方の中心都市として行政、経済、教育等、各般にわたり重要な役割を果たしています。

表2-1-1 福島市の位置と面積（平成20年7月現在）

項 目	内 容	
市庁舎の位置	北緯	37° 45′ 39″
	東経	140° 28′ 26″
	海拔	65.68m
市域	面積	767.74km ²
	広ぼう	東西 30.1km
		南北 39.1km

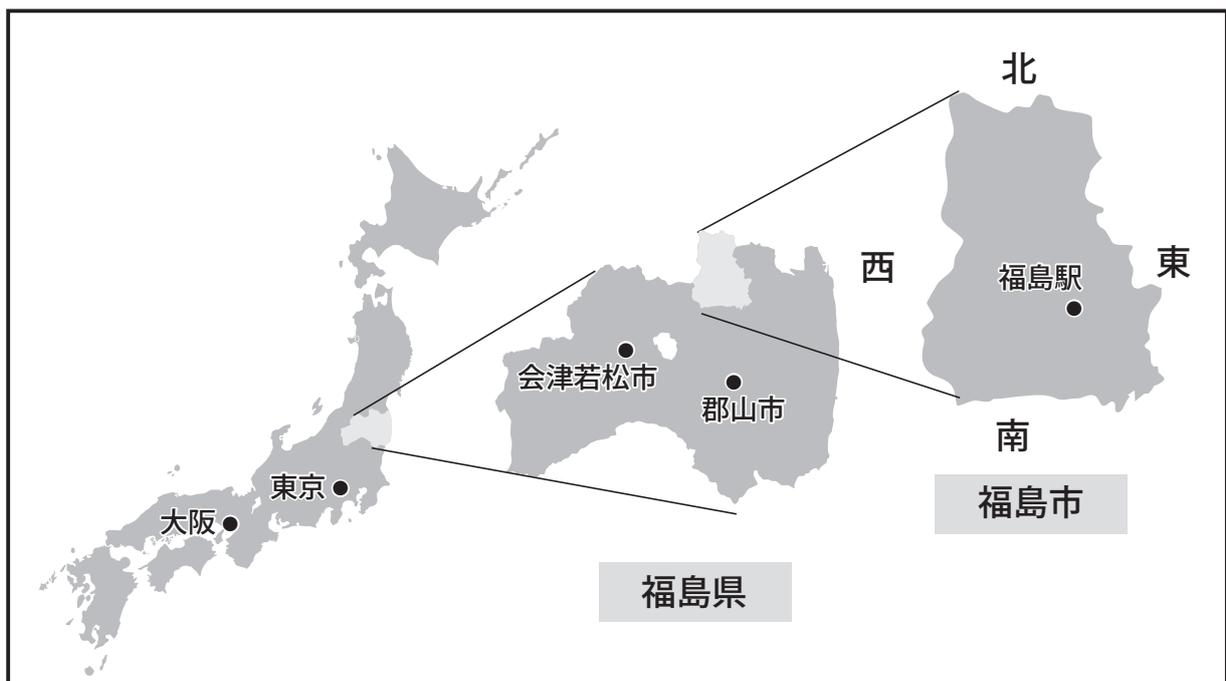


図2-1-1 福島市の位置

2 地形・地質

(1) 地形

西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地に位置しており、盆地部には阿武隈川が南から北に流れています。また、吾妻山系から流れる摺上川、荒川、松川などの河川が西から東に流れ、阿武隈川に合流しています。

市域の中央には信夫山が位置し、市民と自然との身近なふれあいの場となっています。

信夫山の四方には市街地が開け、その周囲には水田や果樹園などの農用地が広がっています。

周辺の山地部は、ほとんどが森林となっていますが、飯坂、土湯、高湯などの温泉が点在しています。

市域の西側にある吾妻連峰は、一切経山、吾妻小富士、東吾妻の東火山群と、西大嶺の西火山群からなります。特に、一切経山は昭和25年に再活動を始め、昭和52年10月に生じた小爆発による荒々しい岩肌は、現在でも観光客や登山者などに火の山の印象を強く与えています。

また、市域の東側にある阿武隈峡は、県の名勝及び天然記念物として指定されており、大日岩・蓬莱岩などの奇岩・怪石などが点在し、他に類例のない景観を形成しています。

(2) 地質

周辺の傾斜地及び山間地は第三紀層、中央の平地部は阿武隈川及び吾妻山系から流れる河川により開かれた第四紀層となっています。

具体的には、本市の西側の吾妻連峰に連なる山地は、火山活動による噴出物の積み重なりにより形成され、これに連なる山麓の丘陵地は、火山砕屑物（火山泥流）が広がっています。また、東側の阿武隈高地は主に花崗閃緑岩により、中央の盆地は主に砂礫堆積物により形成されています。

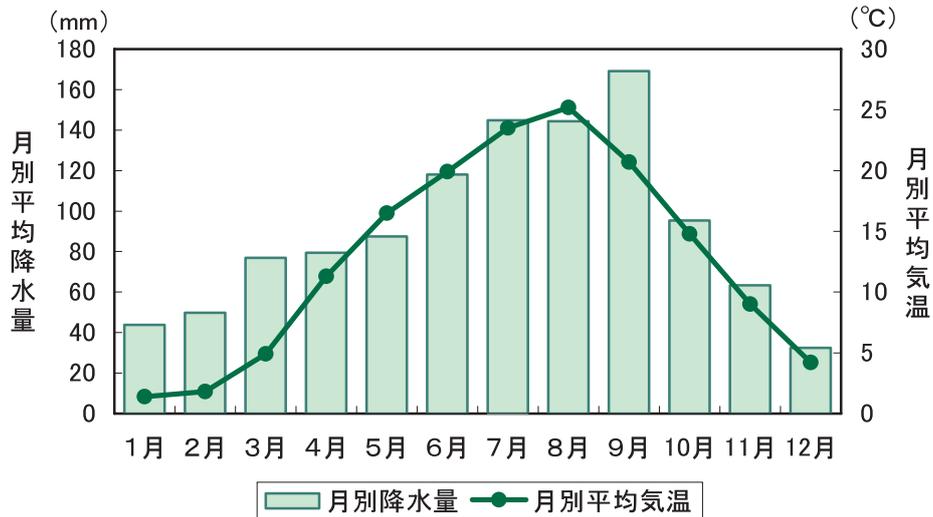




3 気候・気象

本市の気候は、盆地状の地形の影響を受け、夏と冬で寒暖の差が大きく、四季がはっきりした内陸性気候の特徴を示しています。

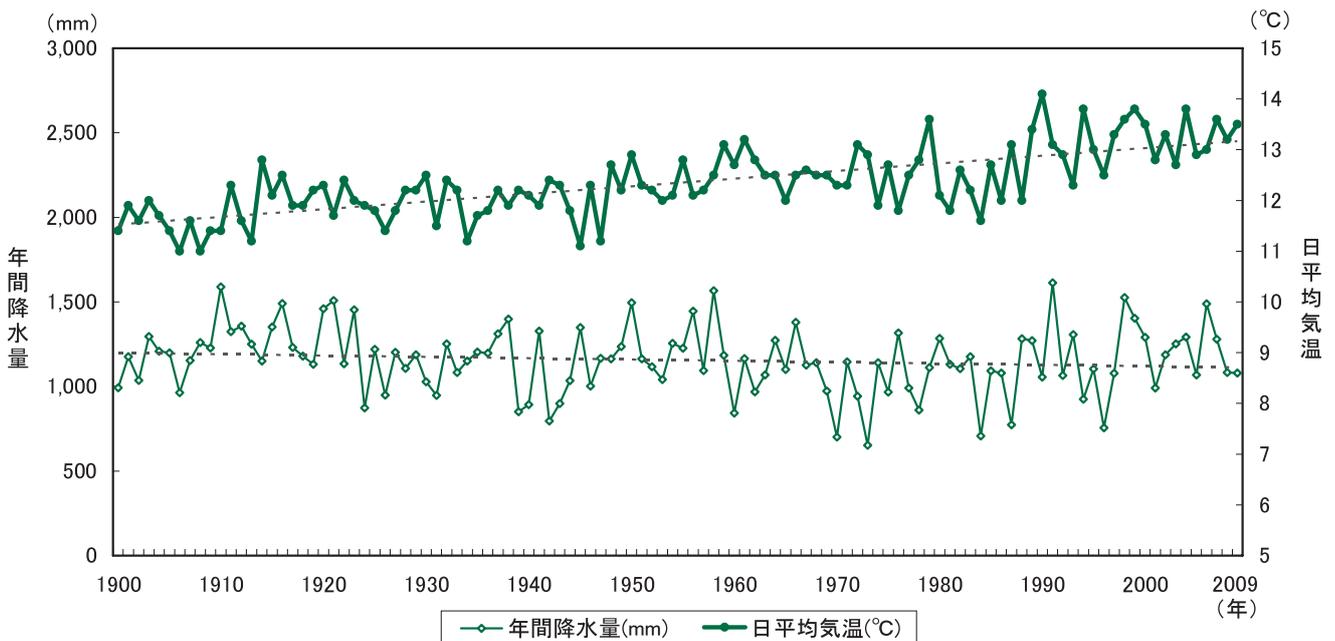
昭和46年(1971年)～平成12年(2000年)の30年間の年間平均気温は12.8℃、年間降水量は1,105.0mmです。本市では、冬よりも夏に降水量が多くなっています。



注. 昭和46年(1971年)～平成12年(2000年)の30年間の平均を示します。
資料: 「福島市統計書 平成19年版」(福島市)

図2-1-2 福島市の気象

1900年以降の本市における年間降水量・日平均気温の推移をみると、年間降水量はほぼ横ばいで推移しているのに対し、日平均気温は上昇傾向で推移していることが示されています。



資料: 福島地方気象台観測データ

図2-1-3 年間降水量・日平均気温の推移

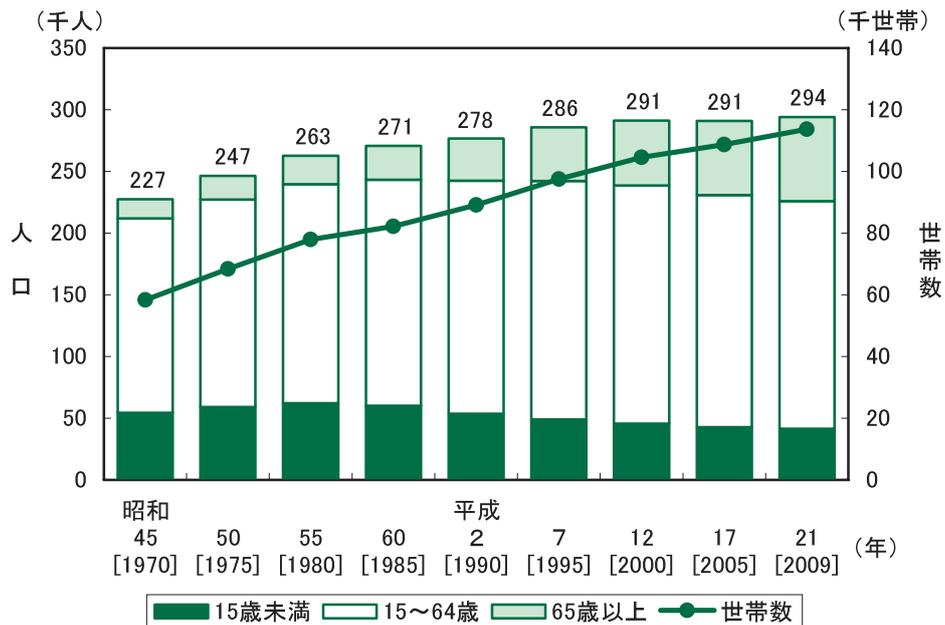
4 社会特性

(1) 人口・世帯数

平成 21 年 10 月 1 日現在の本市の人口は 294, 191 人、世帯数は 113, 686 世帯です。

人口は、これまで増加傾向で推移してきましたが、現在の年齢階級の内訳を見ると、15 歳未満が減少し、65 歳以上が増加傾向を示しているため、今後は人口減少社会へ移行すると見込まれます。

また、世帯数は一貫して増加傾向で推移しており、近年は核家族世帯だけでなく、夫婦のみの世帯や単独世帯などの増加が進んでいます。



注1. 各年 10 月 1 日現在の人口・世帯数を示します。

2. 平成 21 年の人口・世帯数は、旧飯野町との合併後の数値を示します。

資料：「国勢調査報告」(総務省統計局)、住民基本台帳データ

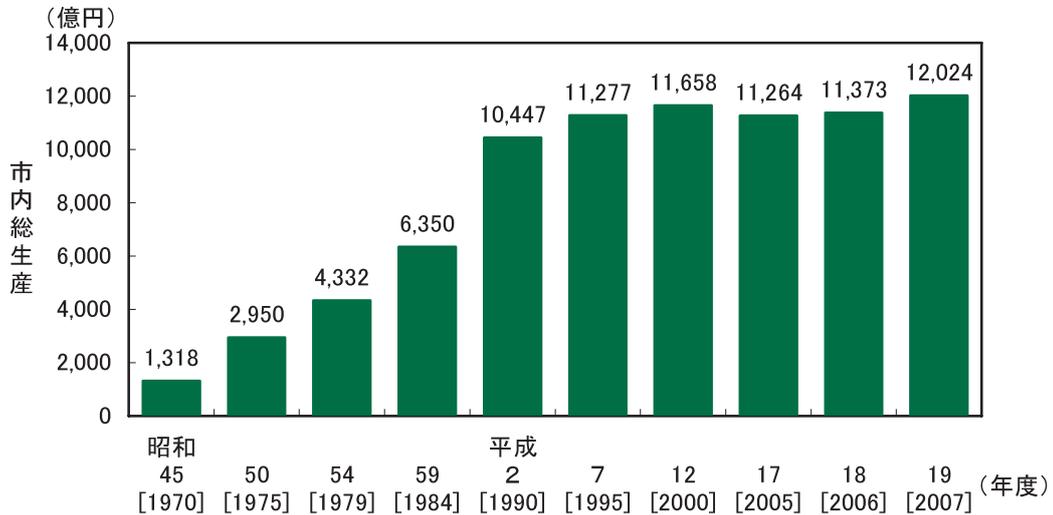
図 2-1-4 人口・世帯数の推移



(2) 産業・経済

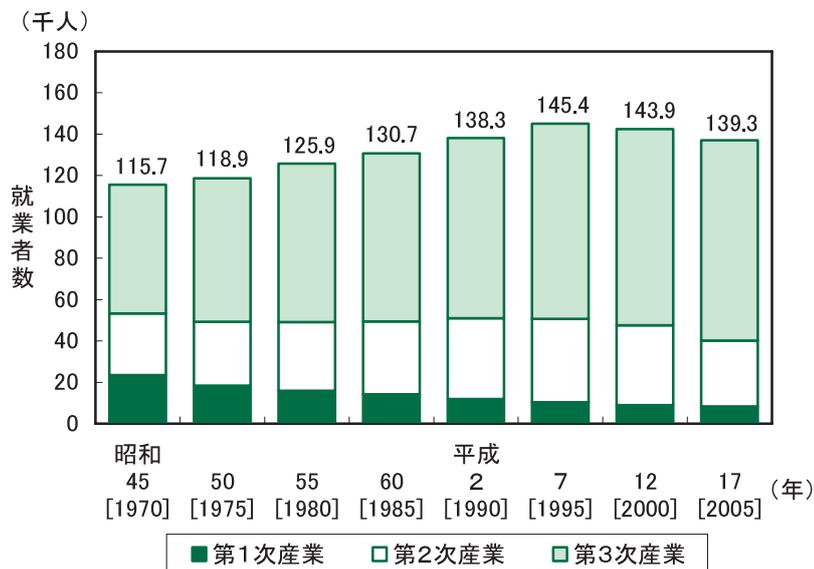
平成 19 年度の本市の総生産は 12,024 億円であり、近年は横ばいで推移しています。

平成 17 年の本市の就業者数は 139,259 人で、内訳をみると、第 1 次産業が 8,280 人、第 2 次産業が 31,943 人、第 3 次産業が 96,875 人です。就業者数は、平成 7 年以降は減少傾向で推移していますが、このうち第 3 次産業の就業者数は、昭和 45 年以降一貫して増加傾向で推移してきました。



資料：「福島県市町村所得推計」（福島県統計分析課）

図 2-1-5 市内総生産の推移



注. 各年 10 月 1 日現在の就業者数を示します。

資料：「国勢調査報告」（総務省統計局）

図 2-1-6 就業者数の推移

(3) 交通

① 交通網

本市は、首都圏と東北圏、太平洋側の地域と日本海側の地域を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

鉄道については、市街地の中央を東北新幹線と東北本線が南北に縦貫し、山形新幹線と奥羽本線が本市を起点として山形・秋田方面へ延びています。また、本市と宮城県を結ぶ阿武隈急行が阿武隈川沿いを走っています。この他、市内において、福島交通飯坂線が東北有数の温泉地である飯坂温泉と市街地を結んでいます。

道路については、首都圏と東北圏を結ぶ東北自動車道と国道4号の2つの幹線道路が市街地の西部と東部を南北に縦貫し、国道13号が本市を起点として秋田方面へ延びています。この他、国道114号、115号、399号が市域から四方に向かって延びています。これらの道路に主要地方道、県道などが繋がることにより、本市の道路交通網が形成されています。

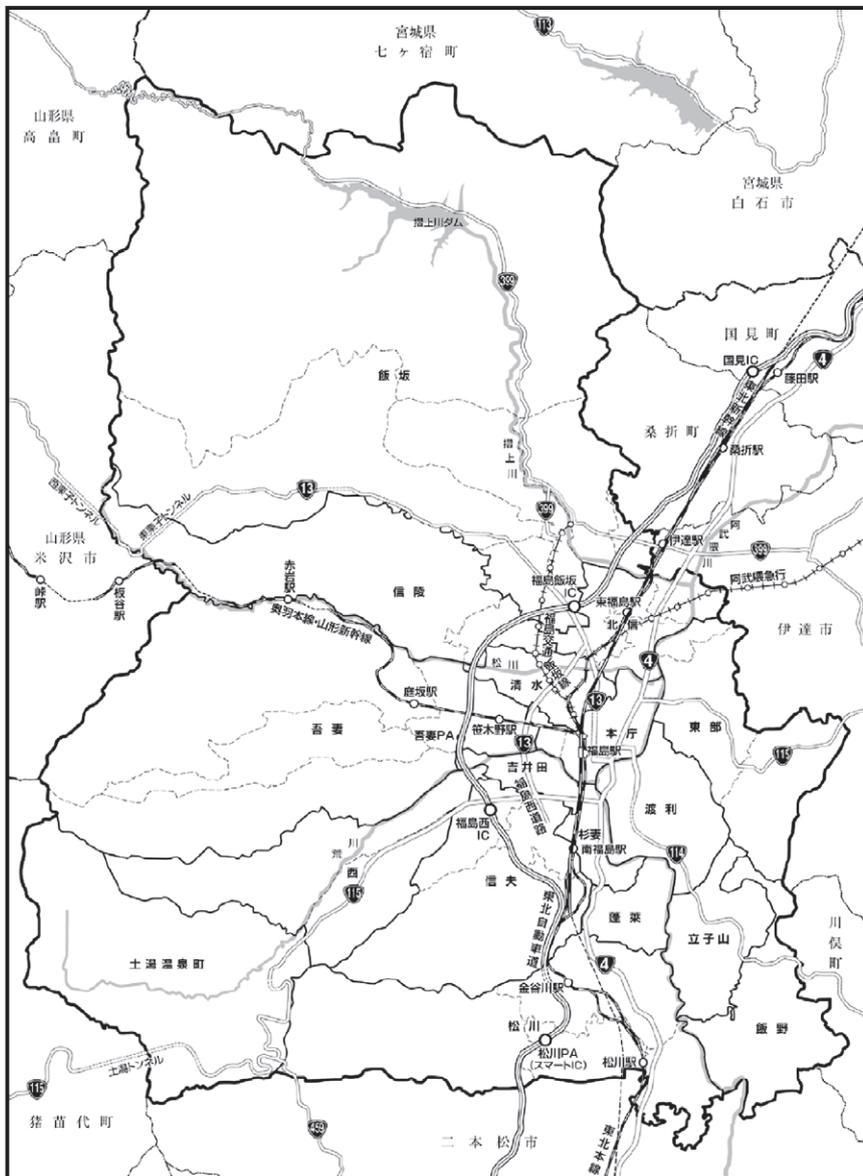
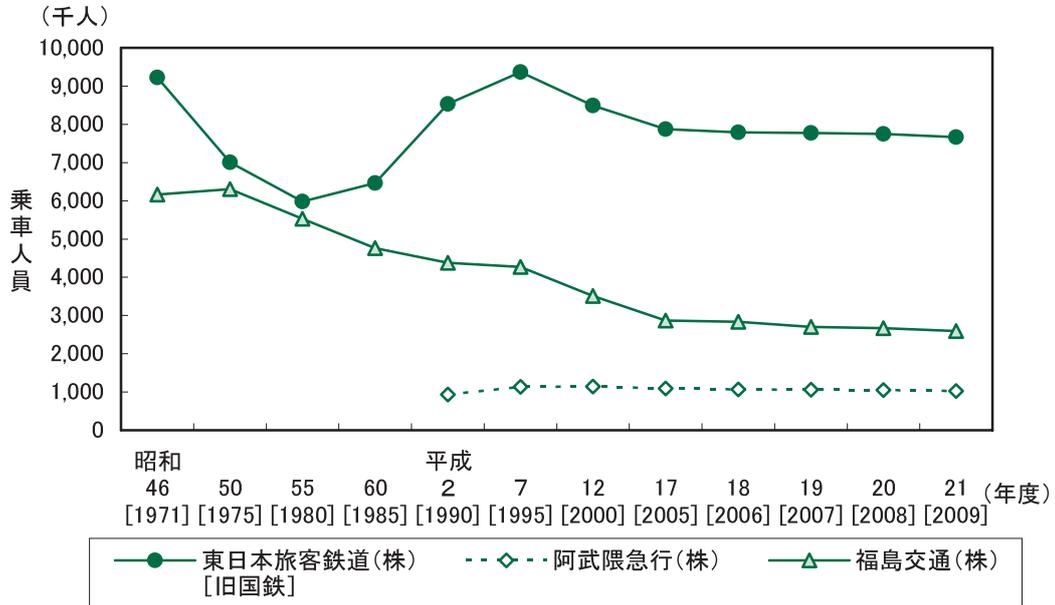


図2-1-7 福島市の交通網



② 鉄道の乗車人員

平成 21 年度の本市における鉄道の乗車人員は合計 11,285 千人です。鉄道の乗車人員は、近年では減少傾向を示しています。市内を運行している旅客鉄道は、東日本旅客鉄道(株)、阿武隈急行(株)、福島交通(株)がありますが、いずれの乗車人員も減少傾向を示しています。



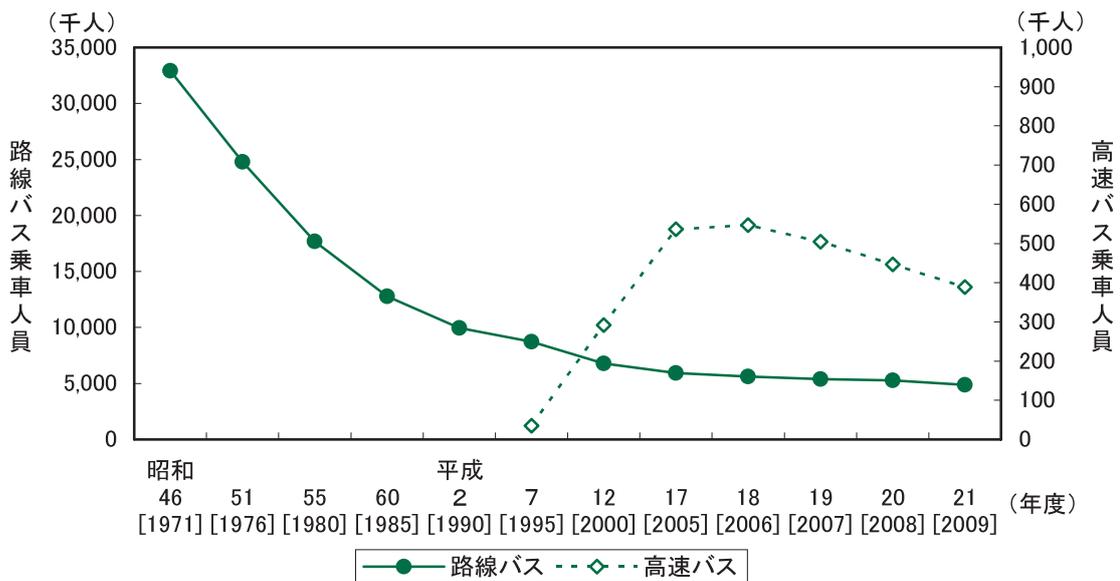
注. 阿武隈急行(株)は、昭和 63 [1988] 年 7 月に延伸開業。

資料：東日本旅客鉄道(株)、阿武隈急行(株)、福島交通(株)

図 2-1-8 市内の鉄道乗車人員数の推移

③ バスの乗車人員

平成 21 年度の本市におけるバスの乗車人員は、路線バスが 4,866 千人、高速バスが 389 千人です。路線バスの乗車人員は、昭和 46 年度以降一貫して減少傾向を示しています。高速バスの乗車人員は、平成 18 年度をピークに減少傾向を示しています。

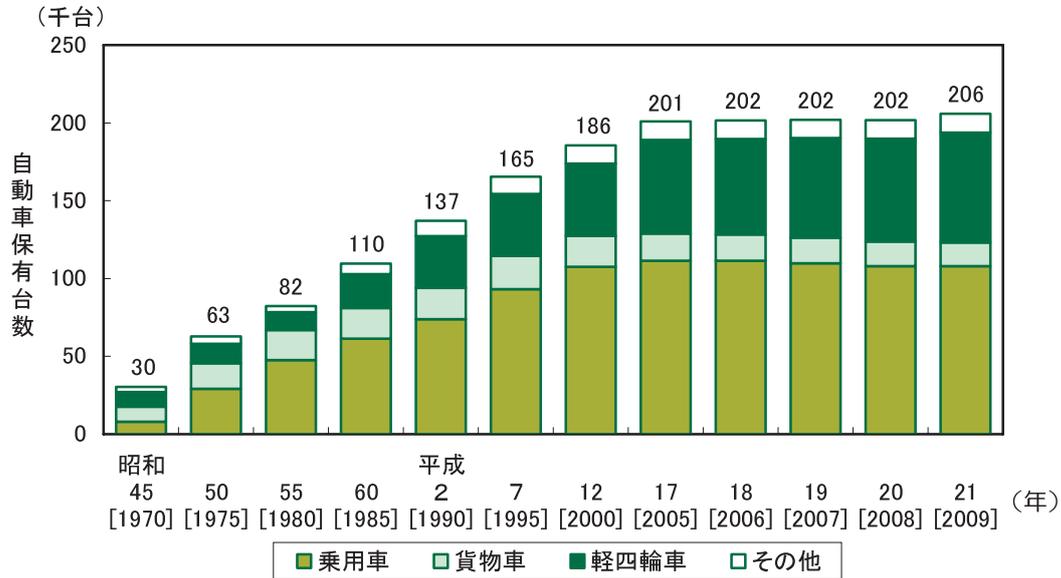


資料：福島交通(株)

図 2-1-9 市内のバス乗車人員数の推移

④ 自動車保有台数

平成21年3月31日現在の本市における自動車保有台数は合計205,965台です。自動車保有台数は、増加傾向を示していましたが、平成17年以降はほぼ横ばいで推移しています。内訳をみると、乗用車は横ばい、貨物車は減少傾向を示していますが、軽四輪車は増加傾向を示しています。



- 注1. 各年3月31日現在の台数を示します。
 2. 「その他」には乗合車、特殊用途車、二輪車などを含みます。
 3. 平成21年の自動車保有台数は、旧飯野町との合併後の数値を示します。
 資料：「福島県内市町村別自動車数調」（国土交通省東北運輸局福島運輸支局）

図2-1-10 自動車保有台数の推移



⑤ 交通量

幹線道路の交通量をみると、平成10年3月の国道13号福島西道路の開通などの新たな道路の整備に伴い、一部の路線では減少がみられますが、幹線道路の交通量は依然として多く、中でも国道4号・13号などでは慢性的な交通渋滞が問題となっています。

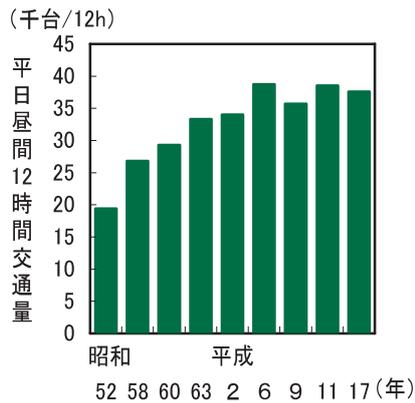


注. 図中の①～⑨は、図2-1-12の調査地点と対応します。

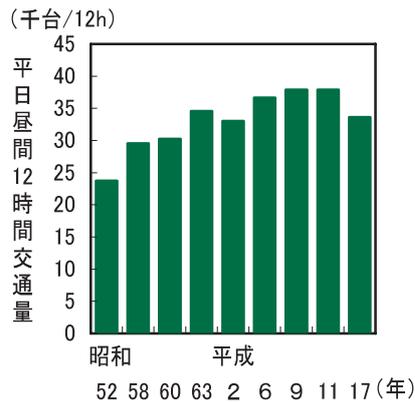
資料：「平成17年道路交通センサス調査結果」(国土交通省東北地方整備局)

図2-1-11 道路交通量調査地点

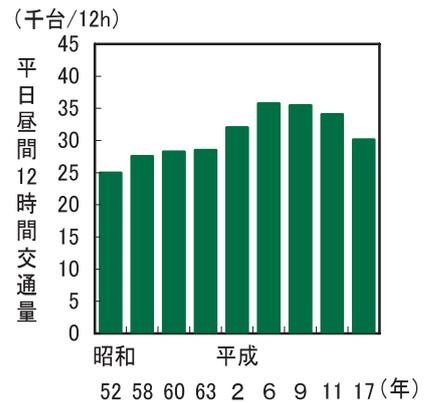
①国道4号(鳥谷野)



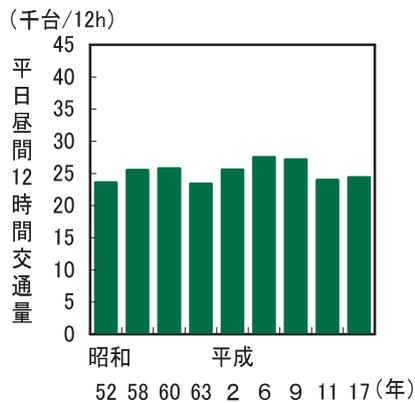
②国道4号(渡利)



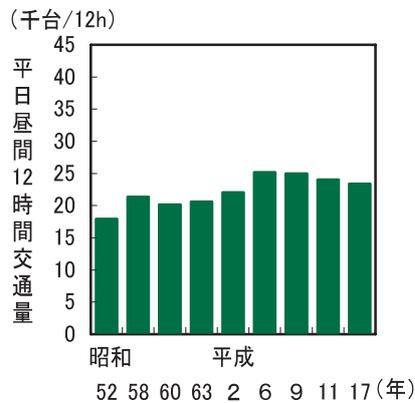
③国道4号(浜田町)



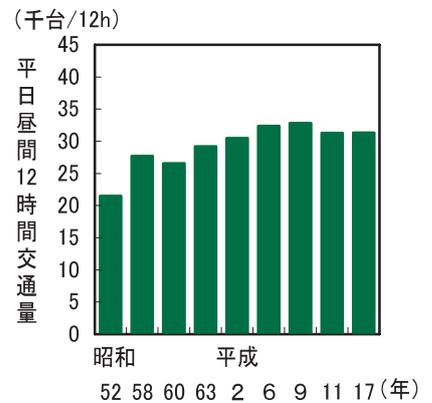
④国道13号(大町)



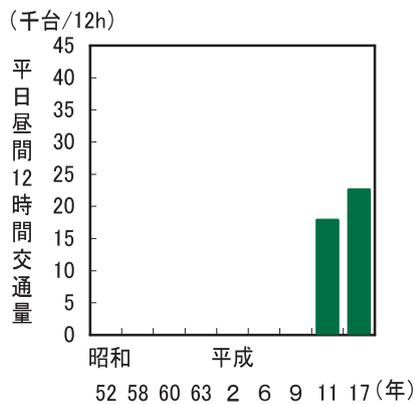
⑤国道13号(天神町)



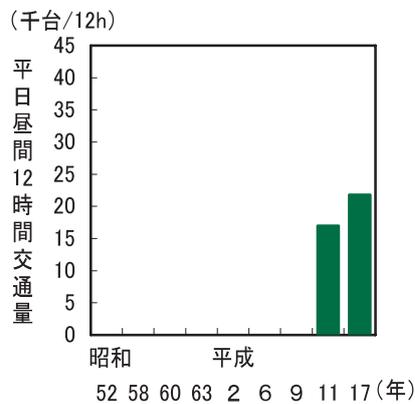
⑥国道13号(御山)



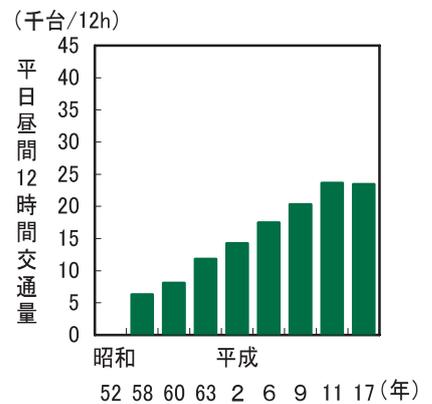
⑦国道13号 福島西道路(仁井田)



⑧国道13号 福島西道路(西中央)



⑨国道115号(吉倉)



注. 平日昼間12時間交通量を示します。

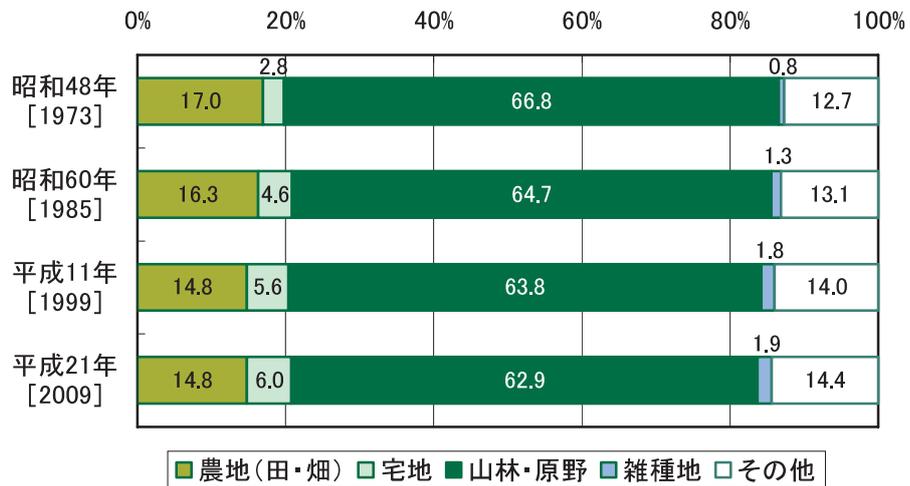
資料: 「道路交通センサス調査結果」(国土交通省東北地方整備局)

図2-1-12 道路交通量の推移

(4) 土地利用

地目別土地面積をみると、市域の60%以上を山林・原野が占めています。森林の多くは二次林ですが、市の西側の吾妻山系に亜高山性の自然林が分布しています。本市において、森林は中央部の盆地を囲むように西側の吾妻山系、東側に阿武隈高地などに広く分布しています。

地目別土地面積の推移状況をみると、農地（田・畑）と山林・原野の割合が減少し、宅地の割合が増加してきています。



注1. 各年1月1日現在の面積を示します。
 2. 山林・原野には公有のものも含まれます。
 資料：「固定資産税概要調書」（福島市）

図 2-1-13 地目別土地面積

(5) エネルギー

① エネルギー供給設備

市内には自家発電設備を除く公共エネルギー供給設備としては、9ヶ所の水力発電設備があります。平成18年度の実績では、424,299,000kWhを発電し、市内電力使用量1,839,769,000kWhの約23%を、自然エネルギーでまかなっていると言えます。

表2-1-2 市内の水力発電設備

発電所名	河川	形式	発電開始年月	最大出力(kW)
滝野	摺上川	水路式	明治43年7月	900
穴原	摺上川	〃	大正元年10月	1,850
土湯	塩ノ川	〃	昭和6年1月	2,380
蓬莱	阿武隈川・女神川	ダム水路式	昭和13年12月	38,500
信夫	阿武隈川	ダム式	昭和14年10月	5,950
荒川	荒川	水路式	昭和14年12月	3,100
大笹生	松川	〃	平成3年4月	11,400
庭坂	天戸川	〃	平成13年4月	1,500
摺上川	摺上川	ダム式	平成19年5月	3,000
計				68,580

資料：「福島市統計書 平成19年版」(福島市)、福島県企業局

② 新エネルギー

新エネルギーは化石燃料の消費が無く、基本的に二酸化炭素を排出しないなどの特徴をもった地球にやさしいエネルギーです。

また、新エネ法の定義からは外れますが、廃棄物発電や、天然ガスコージェネレーションなどエネルギー源の多様化、高度利用が必要です。

本市が公共施設に導入した新エネルギー設備は次のとおりです。

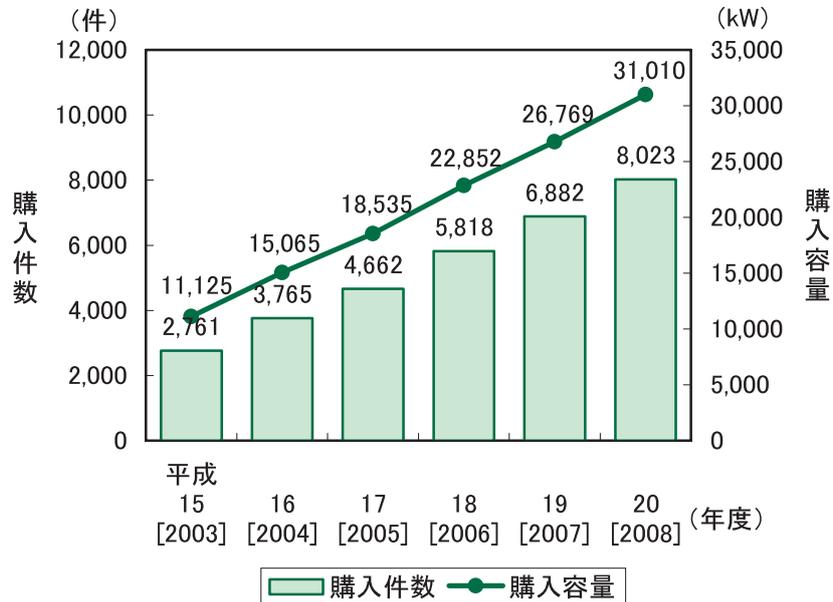
表2-1-3 市の公共施設に導入した新エネルギー設備

施設名	新エネルギー種別	導入年	導入規模	利用用途
茂庭小学校	太陽熱利用	1995年	277.68m ²	暖房
吾妻支所・吾妻学習センター	太陽熱利用	1998年	1,095m ²	暖房
飯坂支所・飯坂学習センター	太陽光発電	2005年	10kW	電力
こむこむ館	太陽光発電	2005年	20kW	電力
福島第三中学校	太陽光発電	2010年	20kW	電力
あぶくまクリーンセンター	※廃棄物発電、熱利用	1988年	800kW	電力、暖房、給湯
あらかわクリーンセンター	※廃棄物発電、熱利用	2008年	5,100kW	電力、暖房、給湯

※：新エネルギーとされていないが、普及・拡大が必要であるエネルギー利用



民間における新エネルギーの導入が、大きく期待されているものとして、一般住宅への太陽光発電システムの設置があります。県内においても住宅用太陽光発電設備の設置件数は、年々増加しており、今後更に導入が進むものと期待されています。



注. 太陽光発電は、福島県内の事業所及び家庭に設置されている太陽光発電設備のうち、東北電力(株)との間で余剰電力購入契約を締結しているものの契約件数及びその契約容量の各年度末時点での合計値です。

資料：「福島県統計年鑑2010」(福島県)

図2-1-14 太陽光発電の導入状況の推移 (福島県)

第2節 自然環境の現状と課題

1 自然公園など

本市には、吾妻連峰の山並みや、その裾野に広がる田園、阿武隈川をはじめとする清流など、緑と水が織りなすすぐれた自然に恵まれています。すぐれた自然は、野生生物の生息環境や、人と自然のふれあいの場として大切な役割を果たしています。

本市の西側の吾妻連峰は、「自然公園法」に基づく磐梯朝日国立公園に指定され、火山風景、高山植物群落、湖沼群などの景観を特色としています。また、当該地域（8,495.7ha）は本市における唯一の国立公園でもあります。

信夫文知摺、黒岩虚空蔵、茂庭の3地域（合計866.8ha）は、「福島県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域に指定され、特異な地形・地質を有する地域や高山性植生、湿原の植物群落など自然性が高く、原産性の観点から価値の高いすぐれた自然の保全が図られています。

また、信夫山、阿武隈川、摺上川、館ノ山の4地区（合計954.0ha）は、「都市計画法」に基づく風致地区に指定され、都市における樹林地、水辺などの良好な自然環境を保全するため、開発行為などに対して制限を設けています。

表 2-2-1 自然保護関係指定地域の状況

区 分	面積 (ha)
自然公園	8,495.7
磐梯朝日国立公園	8,495.7
自然環境保全地域	866.8
信夫文知摺自然環境保全地域	3.6
黒岩虚空蔵自然環境保全地域	1.6
茂庭自然環境保全地域	861.6
風致地区	954.0
信夫山風致地区	210.0
阿武隈川風致地区	673.0
摺上川風致地区	55.0
館ノ山風致地区	16.0

注. 平成21年3月現在の状況を示します。

資料：「福島県環境白書 平成21年度版 統計資料編」
(福島県)



図 2-2-1 自然公園、自然環境保全地域、風致地区の指定状況

自然公園などの課題

◇すぐれた自然の保全

2 水辺

本市には、阿武隈川を始め、36 の一級河川が流れており、河川流域沿いには、あぶくま親水公園、わたり水辺の楽校、荒川桜つつみ公園などの水辺空間が整備されています。

また、水林自然林、霞堤など、荒川上流部に残っている自然や歴史的資源を活かした市民の憩いの空間整備も進めています。

表 2-2-2 市内の主要河川

河川名	流域面積 (km ²)	指定延長 (km)	市内延長 (km)
阿武隈川	4,079.7	180.7	25.3
摺上川	314.3	24.3	24.3
小川	52.7	17.6	17.6
八反田川	24.4	13.9	13.9
松川	91.7	20.1	20.1
荒川	184.8	26.6	26.6
須川	98.5	16.9	16.9
天戸川	40.6	14.1	14.1
濁川	58.8	10.4	10.4
水原川	67.5	16.3	16.3

注1. 流域面積や指定延長、市内延長は平成19年4月1日現在のものを示します。

2. 主要河川は、市内延長が10km以上のものを示します。

資料：「福島市統計書 平成19年版」(福島市)

水辺の課題

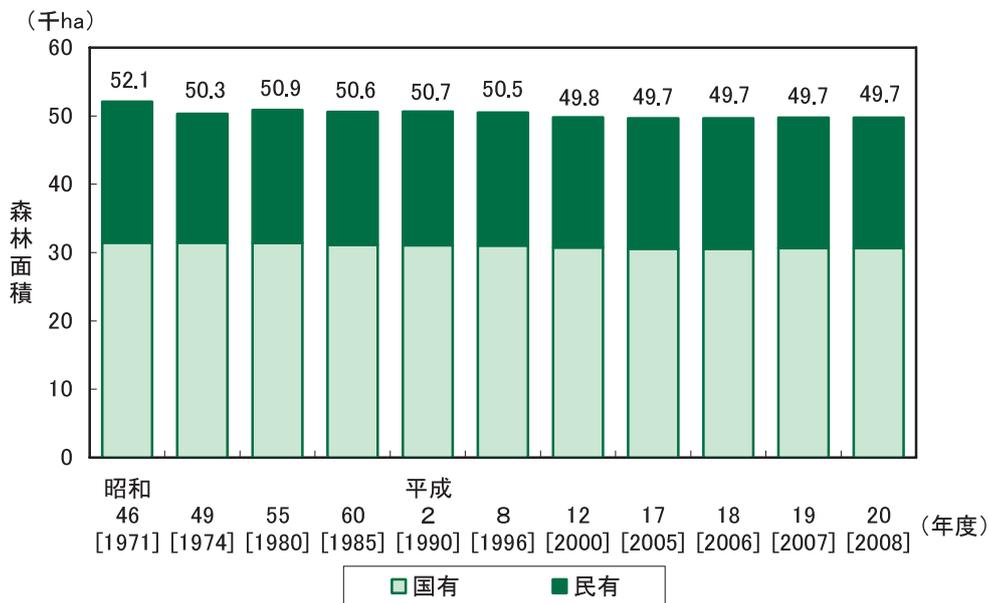
◇多様な機能を有する水辺の保全・整備

3 森林

本市において、森林は中央部の盆地を囲むように西側の吾妻山系、東側の阿武隈高地などに広く分布しています。森林の多くは二次林ですが、市の西側の吾妻山系には亜高山性の自然林が分布しています。これらの森林は、水源のかん養、大気浄化、生態系の保全などの環境保全機能により、私たちに直接・間接的に恩恵を与えています。

近年、市内の森林面積は横ばいで推移しています。しかしその一方で、林業従事者の減少や高齢化、木材価格の低迷などによる経営悪化などのため、適切な森林管理が困難となっている状況がみられ、森林の荒廃が進んでいる地域もあります。

市民が森林の恩恵を将来にわたって享受していくためには、森林の継続的な整備が不可欠であり、適切な森林施策の推進、森林・林業を支える担い手の育成・確保などを図る必要があります。



資料：「福島県森林・林業統計書」(福島県森林計画課)

図 2-2-2 森林面積の推移

森林の課題

◇公益的な機能を有する森林の保全

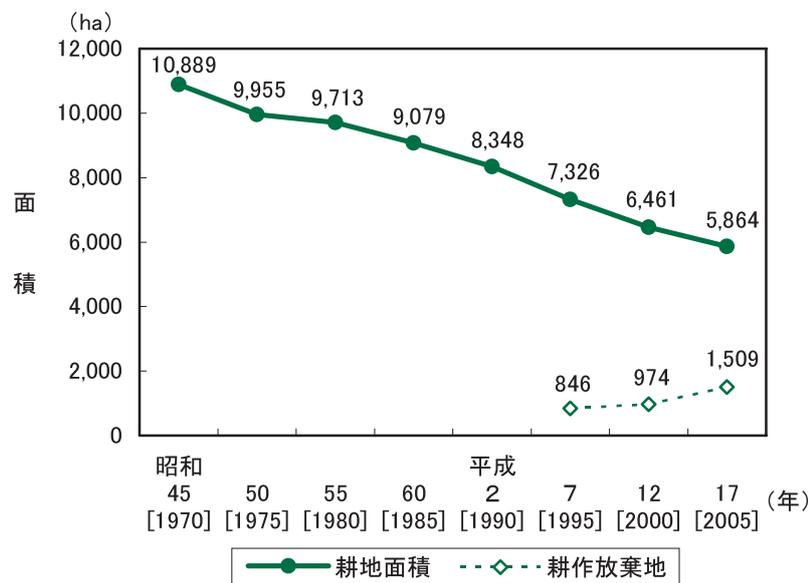
4 農地

本市の農地は主に市街地周辺の低地に分布しており、水稻や野菜、果樹などの栽培が行われています。農地は農作物を栽培する機能だけでなく、生態系の一部としての生物の生息環境、田園風景を形成する景観資源などとしての役割も有しています。また、雨水を貯留して洪水を抑える機能や緩やかに地中に浸透させて地下水をかん養する機能など、多様な公益的機能を果たしています。

しかしその一方で、経営耕地面積は減少傾向にあり、耕作放棄地も中山間地域を中心に増加傾向を示しています。

中でも「里山」の荒廃は、過疎化の進行に加え、生活様式の変化に伴い、従来里山が提供してきた資源（落ち葉や薪など）の利用が減少したことにより、かつては身近な存在であった里山に人手が加えられなくなったことによります。

農業が行われることにより維持されてきた豊かな生態系や田園風景などを保全するためには、農地の総量の確保とともに、耕作放棄地の解消、農地の有効利用の促進などを図る必要があります。



注. 各年2月1日現在の耕地面積、耕作放棄地を示します。

資料：「農林業センサス結果報告書」（福島県統計調査課）

図2-2-3 耕地面積、耕作放棄地の推移

農地の課題

- ◇公益的な機能を有する農地の保全
- ◇里山の回復・再生

5 動植物

(1) 動物

本市は、市域の約60%が山林であり、水辺や湿地、原野なども多く分布していることから、野生生物の生息にとっては好適な環境が多くあります。また、それぞれの環境に適合した多様な動物種が確認されています。

動物については、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型獣をはじめ、イワヒバリ、ホシガラスなどの高山性鳥類などの貴重な動物が生息しています。また、「茂田沼のモリアオガエル生息地」が市指定の天然記念物に指定されています。

平野部の河川沿いでは、豊かな自然植生を背景に、ハルゼミ、オオムラサキなどの昆虫が生息しています。これらの様々な動物の生息・生育環境を保全することにより、市域における生物多様性の確保・維持に努める必要があります。本市では、野生生物の保護を柱とした環境教育を行う場として、福島市小鳥の森を設置し、事業を行なっております。

その一方で、外来種であるブラックバスやブルーギルなどが侵入・生息している地域があり、これらの外来種により既存の生態系への影響が心配されています。この他、中山間地域を中心に、野生鳥獣による農作物の被害が報告されています。本市では、平成19年度から福島県の森林環境税を財源とする交付金事業により、ニホンザルなどによる本市基幹作物である果樹の農作物被害が深刻な飯坂町湯野地区や町庭坂地区等において、荒廃した森林の下草刈りや間伐による、野生動物との共生を目的とした緩衝地帯の整備を行なっております。

(2) 植物

植物については、吾妻連峰一体には、国指定の天然記念物である「吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地」、県指定の天然記念物である「安達太良山ヤエハクサンシャクナゲ自生地」などの貴重な亜高山性の自然植生が分布しています。

また、中腹の山地には、ブナ林やミズナラ林などが広がっています。

吾妻連峰に源を発する松川、荒川の下流では、扇状地に特有のアカマツ自然林が広がっています。

これらの植生が有する洪水防止機能や水源かん養機能、自然景観などを維持していくためにも、これらの分布域が消失しないよう、保全に努めていくことが必要です。

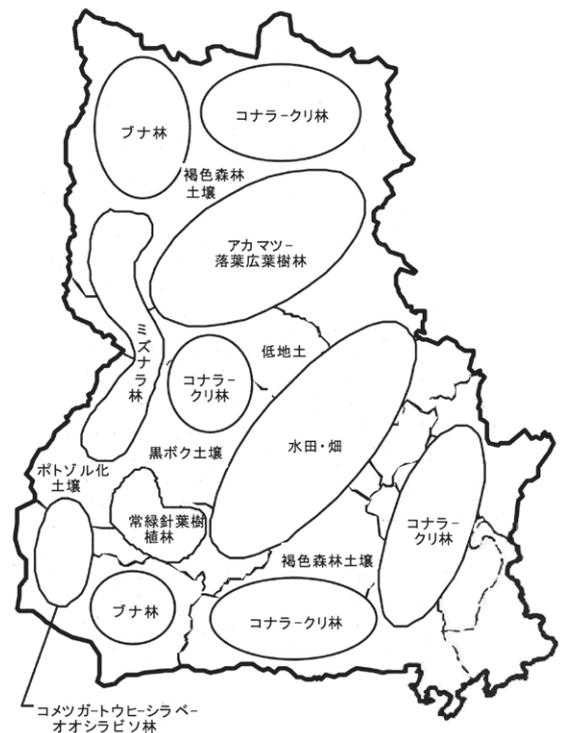


図2-2-4 土壌と植生

動植物の課題

- ◇多様な動植物が生息できる環境の保全
- ◇外来生物による被害の防止



第3節 生活環境の現状と課題

1 水環境

(1) 河川水質

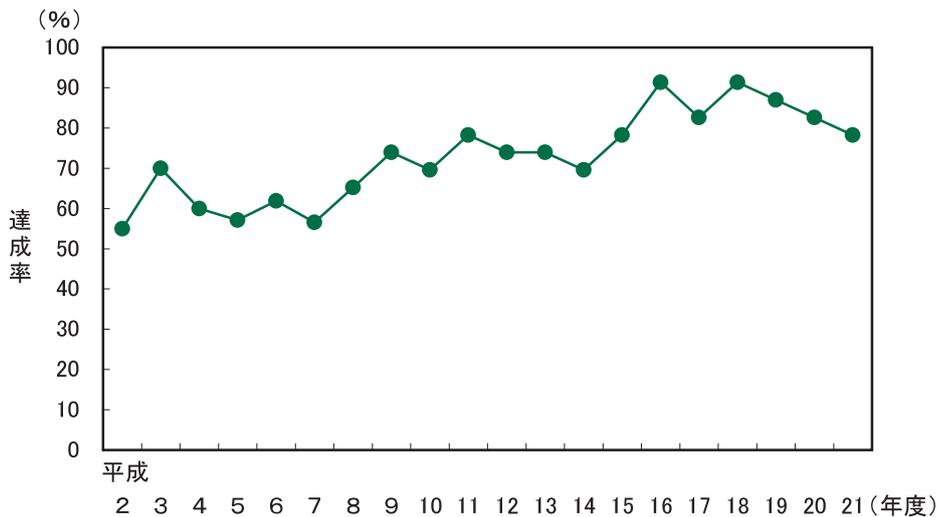
本市を流れる河川は、そのほとんどが吾妻山系に水源を持ち、市域を西から東に流れながら市街地に入り、阿武隈川に合流します。

本市においては、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため、毎月1回の水質調査を実施しています。本市を流れる河川のうち、環境基準が設定されているものは5河川です。環境基準が設定されている河川については環境基準、環境基準が設定されていない河川については流入先河川の環境基準を準用して、環境基準の達成状況を評価すると、近年では達成率が向上しつつあり、市内の河川水質が良好になりつつあることが伺われます。

なお、河川ごとに水質をみると、上流域では良好な状態を保っていますが、市街地部では水質が悪化している河川がみられます。

河川の水質汚濁の原因は、家庭からの生活排水、工場・事業場からの排水などであり、特に市街地周辺部の公共下水道が未整備の地域で家庭からの生活排水が流入・集約される河川において、この傾向が強くみられます。

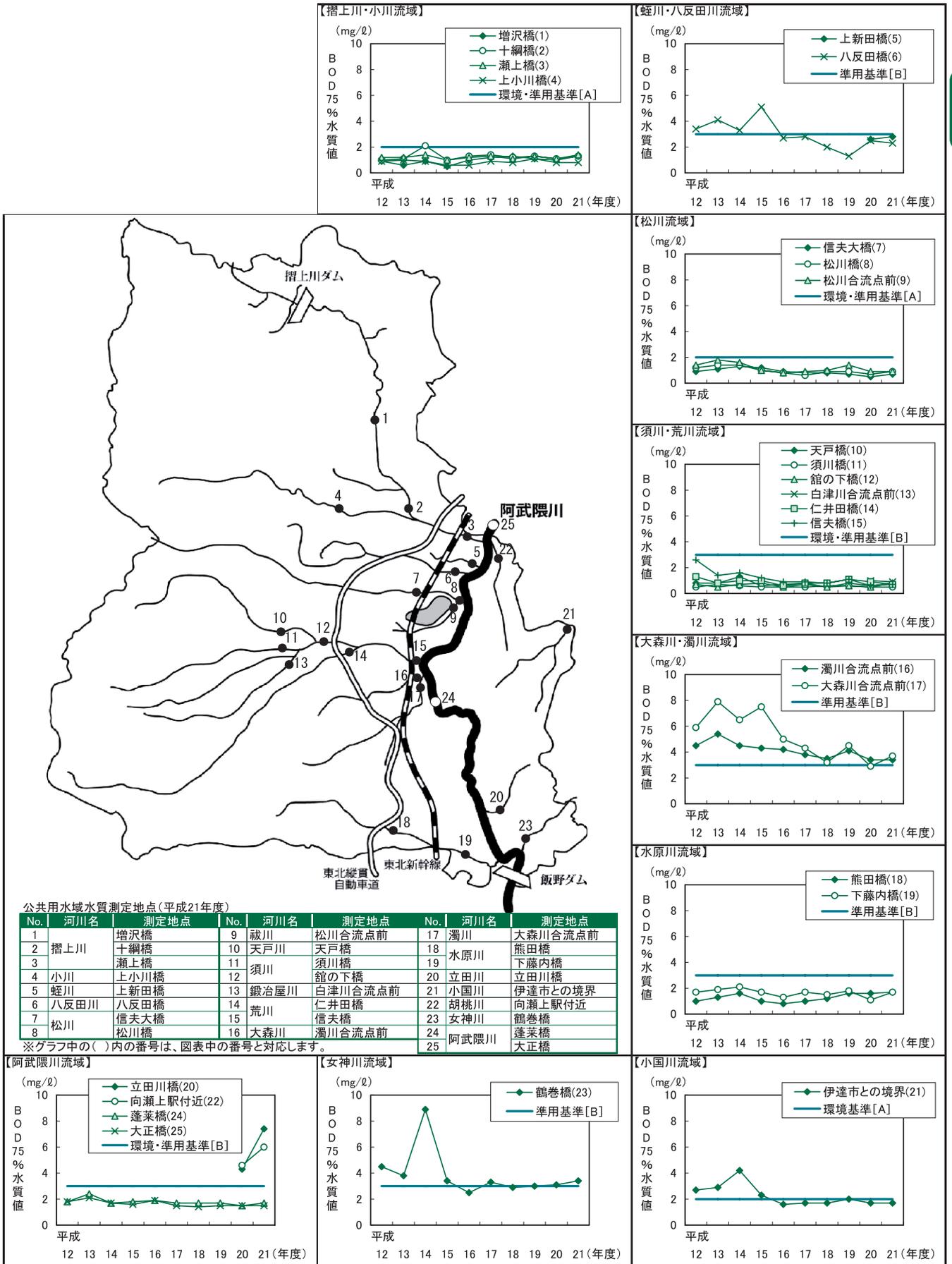
河川水質の改善のためには、公共下水道や合併処理浄化槽の整備による生活排水対策の推進、水質汚濁防止のための啓発、工場・事業場の自主的排水改善、行政の監視指導の強化などによる総合的な対策を講ずる必要があります。



注. 阿武隈川は国土交通省が水質調査を行っているため、達成率から除外しました。

資料：「平成22年度版 福島県環境」(福島県) 他各年度版

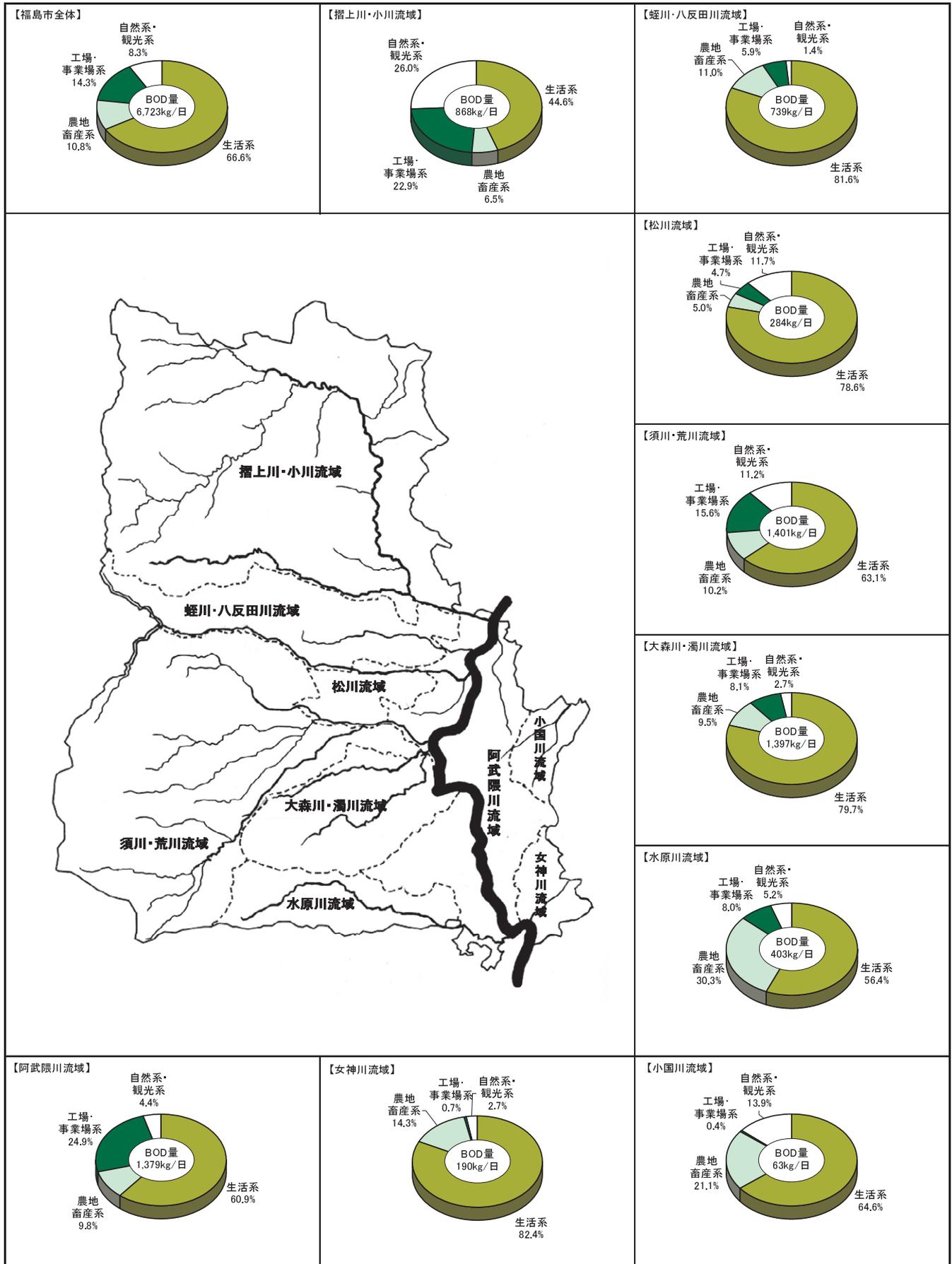
図2-3-1 環境基準及び準用基準の達成率の推移 (BOD75%水質値)



注. 阿武隈川は国土交通省、女神川は福島県が水質調査を実施。

資料: 「平成22年度版 福島環境」(福島市) 他各年度版

図2-3-2 主な河川水質の推移 (BOD75%水質値)



資料：福島市環境部

図2-3-3 流域別の汚濁負荷量（平成19年度）

(2) 水生生物

水生生物調査は、河川に生息する水生生物の種類及び数により、その河川の汚濁状況の程度を把握するものです。

本市では、水生生物調査を毎年実施しており、平成21年度は10河川10地点で実施しました。これによると、小川の医王寺橋下流が「大変きたない水」と評価されました。また、大森川、濁川、八反田川など市街地部を流れる河川が、「きたない水」、「少しきたない水」と評価されました。

表2-3-1 水生生物調査結果（平成21年度）

No.	河川名	測定地点	評 価				
			I きれいな 水	II 少しきた ない水	III きたない 水	IV 大変きた ない水	0 指標生物 なし
1	摺上川	滑滝橋上流	○				
2	摺上川	阿武隈川合流前	○				
3	小川	医王寺橋下流				○	
4	八反田川	新幹線高架下			○		
5	荒川	荒川橋下流	○				
6	天戸川	天戸橋上流	○				
7	大森川	城ノ内橋下流			○		
8	濁川	大森川合流前			○		
9	水原川	下藤内橋下流		○			
10	小国川	伊達市との境界		○			

資料：「平成22年度版 福島環境」(福島市)



資料：「平成22年度版 福島環境」(福島市)

図2-3-4 水生生物調査地点



(3) 地下水質

本市は、平成7年4月1日から水質汚濁防止法の政令市となり、福島県水質測定計画に基づく地点で毎年水質調査（概況調査（ローリング方式、定点方式）、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査）を実施しています。

平成21年度の概況調査では、環境基準を超過したものはありませんでした。このうち工場周辺の調査（定点方式）では、汚染物質は検出されませんでした。また、継続監視調査では、新たに汚染物質が環境基準を超えて検出された地点はありませんでした。

表2-3-2 地下水の水質調査結果（平成21年度）

調査結果区分		調査区分		概況調査	継続監視調査	汚染井戸周辺地区調査	計
		ローリング方式	定点方式				
調査結果の内訳及び地点数	汚染されていない	0	2	10	0	12	
	環境基準以下	1	0	20	0	21	
	環境基準超過	0	0	5	0	5	
	細内訳	新たに超過	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		飲用井戸	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計（細内訳除く）		1	2	35	0	38	

注. 各調査の内容を以下に示します。

- ・概況調査（ローリング方式）：
未把握の地下水汚染を発見することを目的として、県内を概ね10kmメッシュに区分して、各メッシュから1か所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査するもの。
- ・概況調査（定点方式）：
有害物質を使用又は製造している工場・事業場等における汚染の可能性が高い地域、若しくは、汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し調査するもの。
- ・継続監視調査：
汚染が認められた井戸及び環境基準を超過して汚染井戸周辺地区調査を実施した地区内の数井戸を経年的なモニタリング地点として選定し、継続的な監視を行うもの。
- ・汚染井戸周辺地区調査：
概況調査等の結果、新たに環境基準を超過した場合には、汚染範囲が確認できるように選定し調査するもの。

資料：「平成22年度版 福島の環境」（福島市）

水環境の課題

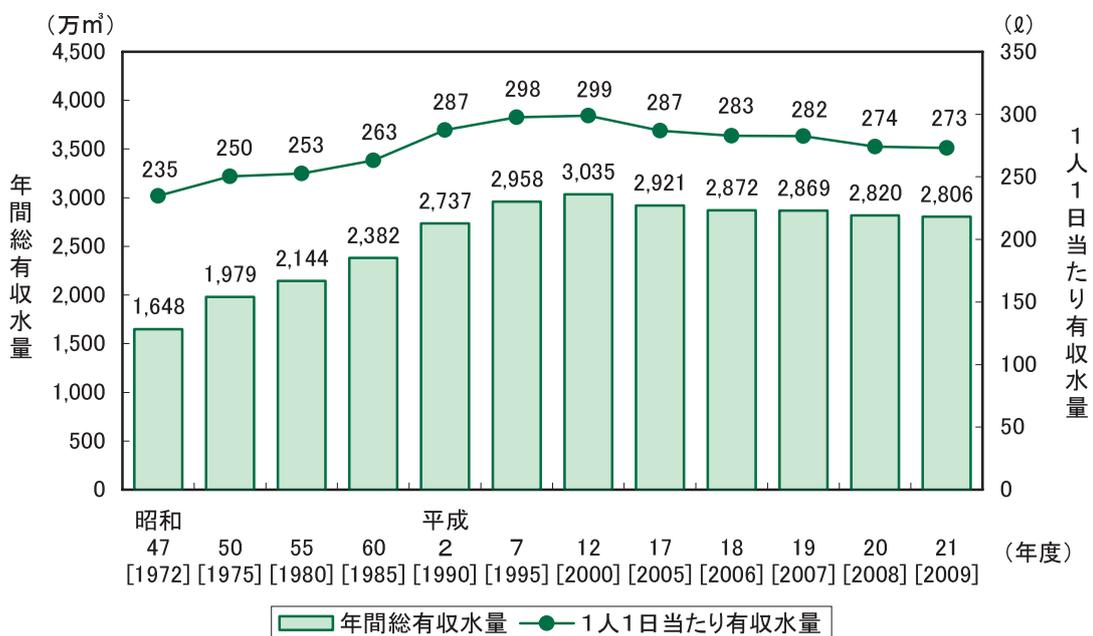
◇市街地部における河川の汚濁防止

2 水利用

本市の生活用水の水源地は、その大部分を阿武隈川に求めてきましたが、内陸性の盆地に位置する地域特性や取水量が天候に左右されることにより、渇水が生じることがありました。また、都市域の人口増加や都市活動の活発化に伴う水需要の増加、水質が不安定であることなどの問題がありました。

このため、安全・安定かつ良質な水源確保を目的として摺上川ダムが計画され、平成17年度に竣工しました。現在、本市では、摺上川ダムを水源とする“すりかみ浄水場”で造られた水道水を市民・事業者などへ供給しています。

平成21年度における年間総有収水量は2,806万 m^3 、1人1日当たり平均有収水量(使用量)は273 ℓ です。年間総有収水量、1人1日当たり平均有収水量(使用量)は、近年微減の傾向で推移しています。



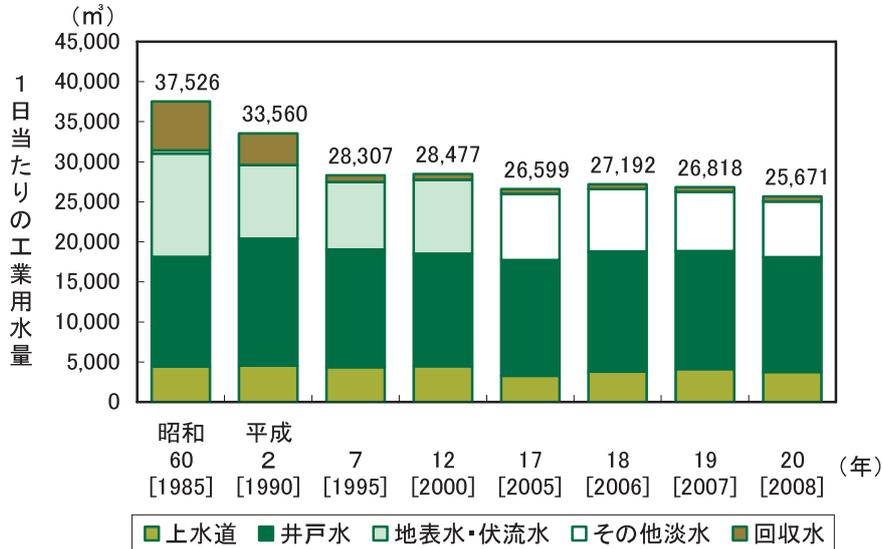
資料：福島市水道局

図2-3-5 年間総有収水量、1人1日当たり平均有収水量(使用量)の推移



平成20年における1日当たりの工業用水量は25,671 m³で、水源別にみると井戸水が全体の56%を占めており、上水道が15%、その他淡水が27%などとなっています。

工業用水量は減少傾向で推移していますが、工業用水のうち上水道と井戸水の使用量は、ほぼ横ばいで推移しています。



注. 工業用水の区分のうち「地表水・伏流水」は、平成13年以降無くなりました。

資料：「工業統計調査結果報告書」（福島県統計調査課）

図2-3-6 1日当たりの工業用水量の推移

今後も安全で良質な水を確保するため、水源地の保全及び周辺の森林の適正な維持・管理に努める必要があります。また、市民及び事業者の水道水源の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図る必要があります。

本市では、「福島市水道水源保護条例」を策定し、水源保護地域内で水質を著しく汚濁するおそれのある事業場の立地を規制しています。また、現在、水道水源保護地域として、摺上川ダム水源保護地域と茂庭地区簡易水道水源保護地域の2ヶ所を指定しています。

この他、水資源の有効利用に向けて上水道のさらなる普及に努めることと併せて、かんがい用水のための農業利水施設の環境保全をしていく必要があります。

水利用の課題

◇水源地の保全及び周辺の森林の適正な維持・管理

3 生活排水処理

生活排水処理は、公共下水道事業を中心に進められており、公共下水道事業の整備区域外では、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業などによって生活排水の処理が行われています。これら事業の推進により、汚水処理人口普及率（総人口のうち、いずれかの汚水処理施設が利用できる区域に住む人口の割合）は、近年着実に増加しており、平成21年3月31日現在76%に達しています。

公共下水道の整備は、都市域における居住環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の水質悪化の防止のため、欠かすことのできない重要な施設です。本市では、本市を含む2市2町による「阿武隈川上流流域下水道事業」の整備の促進に努めており、平成21年3月31日現在、3,567haの区域で供用を開始しています。

公共下水道の整備区域外の農村地域では、小田地区（98.8ha）と山口地区（213.0ha）を対象として、河川、農業用排水の水質保全などを目的とした「農業集落排水事業」を実施しました（いずれの地区も事業完了）。

公共下水道や農業集落排水などの集合処理施設の整備が及ばない地域では、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及推進に努めています。

また、この他に「ふるさとふくしま清流づくり推進事業」により、市民の生活排水対策の啓発に努めています。

生活排水処理の課題

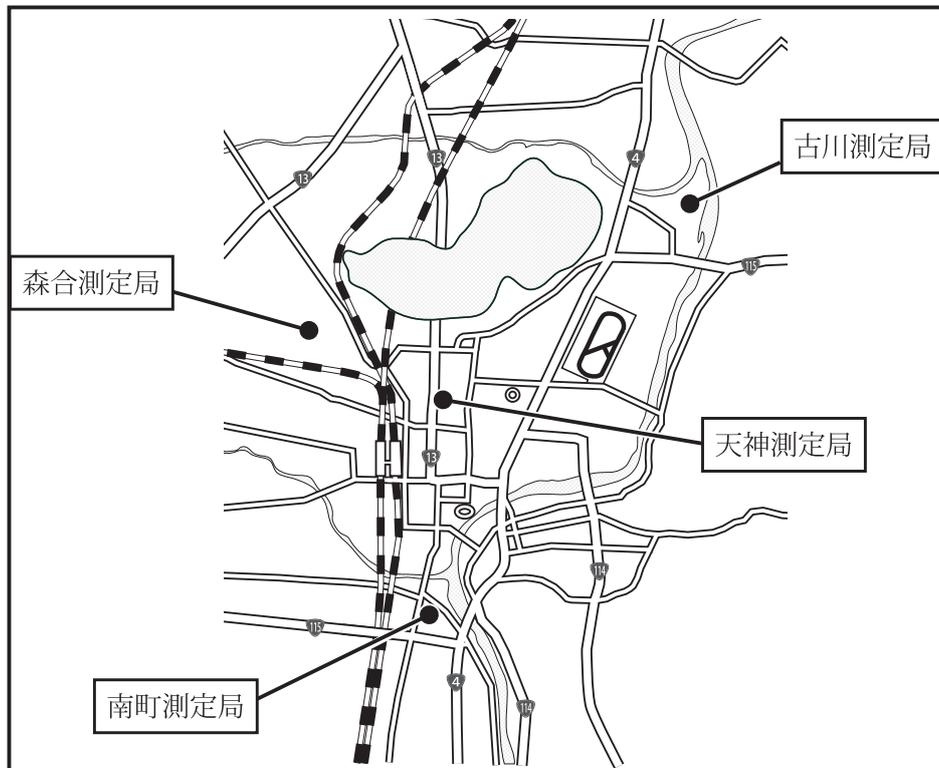
◇公共下水道、合併処理浄化槽の整備（水洗化の推進）

4 大気汚染

近年、工場や事業場などからの排出ガスについては、技術の進歩や規制対策が進んだことにより、その負荷量が削減されてきました。しかし、自動車依存型のライフスタイルが定着したことにより、沿道部では交通量の増大に伴う自動車排気ガスによる大気汚染などの問題が懸念されています。

市内では4箇所の大気汚染測定局において大気汚染の監視測定を行っており、平成21年度の測定結果によると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、全測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様、全測定局で環境基準を達成しない日もありましたが、注意報や警報は発令されませんでした。

市内では、大気質は概ね良好な状態が維持されており、今後も引き続き大気汚染の未然防止に向けた、市民・事業者を対象とした普及啓発に努める必要があります。

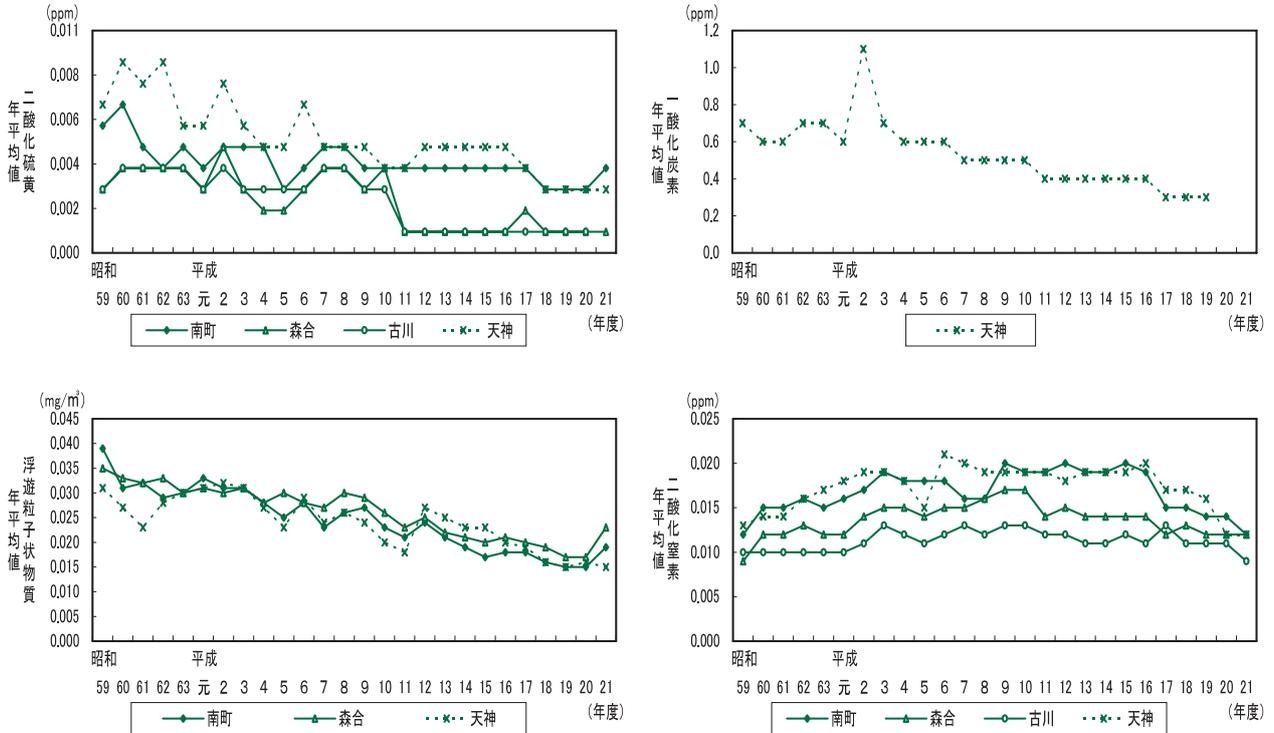


注. 天神測定局は、平成22年度に行なわれた県の観測所見直しにより廃止しました。

図2-3-7 市内における大気汚染測定網

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の年平均値の経年変化をみると、いずれも近年減少傾向で推移しており、大気汚染の状況が改善されてきていることが示されています。

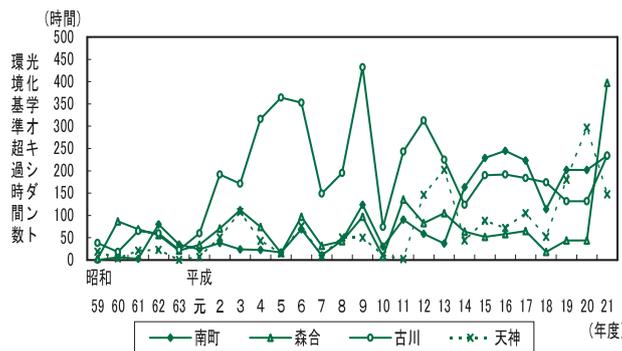
また、光化学オキシダントの環境基準を超えた時間数の経年変化については、特に傾向はみられませんでした。



注. 一酸化炭素の測定は、平成20年度以降には行われていません。

資料：「福島県環境白書 平成21年度版 統計資料編」(福島県) 他各年度版

図2-3-8 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の年平均値の推移



資料：「福島県環境白書 平成21年度版 統計資料編」(福島県) 他各年度版

図2-3-9 光化学オキシダントの環境基準を超えた時間数の推移

大気質の課題

◇良好な大気環境の維持



5 騒音・振動

騒音については、自動車の交通量、とりわけ大型貨物自動車の多い国道4号・13号沿線での騒音は高いレベルを示していますが、住宅地などでは環境基準を達成しており、概ね良好な状態にあると考えられます。なお、近年の傾向としては、自動車からの騒音よりも、生活環境と密接な関係のある発生源からの騒音に対する苦情が多くなっていることが特徴です。

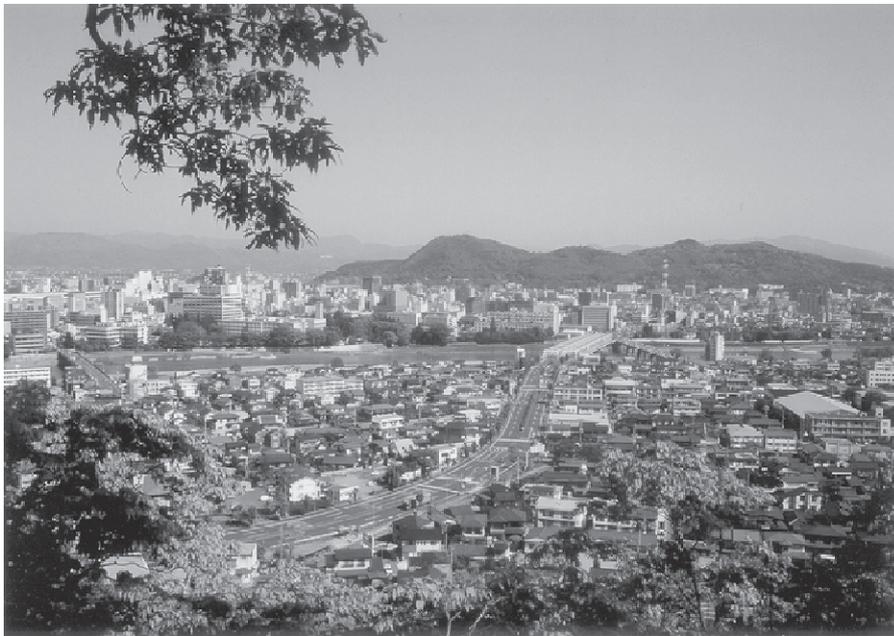
振動については、振動に係る苦情はほとんど生じていないため、概ね良好な状態にあると考えられます。

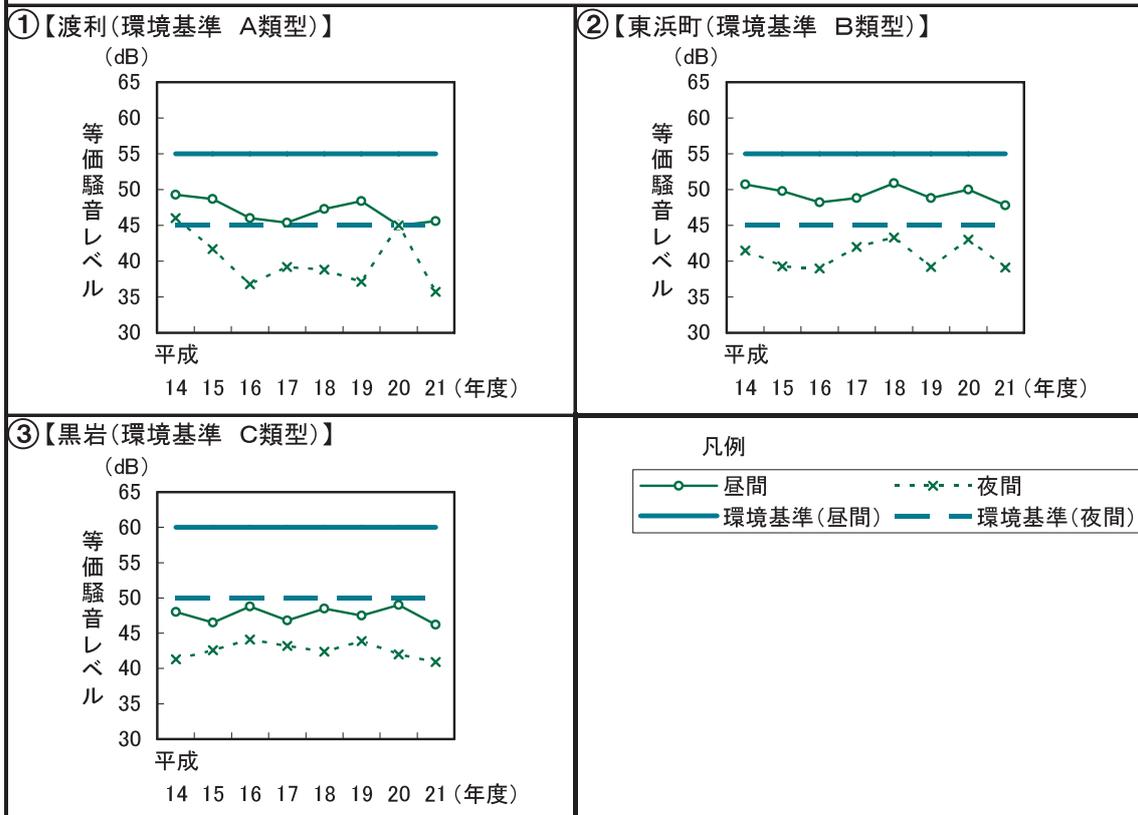
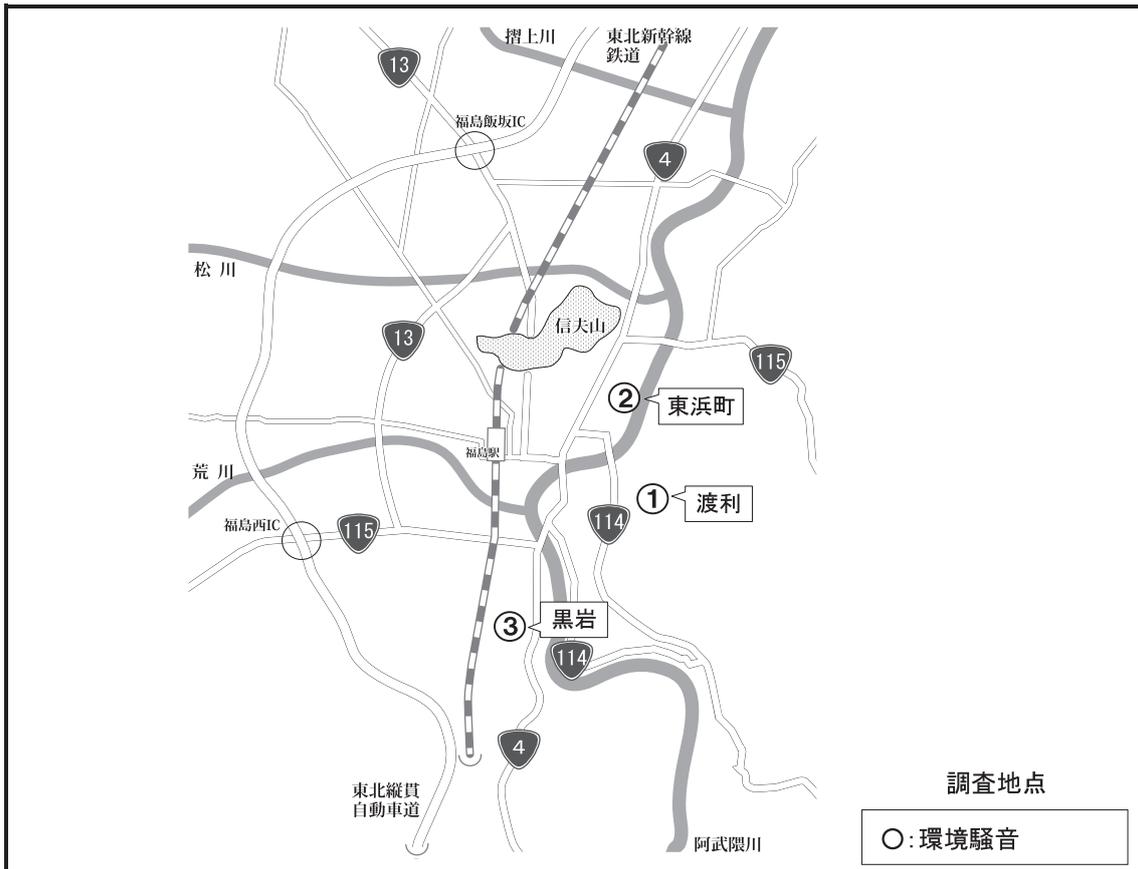
工場や事業場などからの騒音・振動については、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、公害苦情などの被害が生ずることは少なくなりました。

新幹線からの騒音・振動については、山形新幹線・秋田新幹線の相次ぐ開通や東北新幹線の新青森駅の開業などによる運行本数の大幅増加とスピードアップに伴い、沿線部での騒音・振動は高いレベルを示しており、今後も監視していく必要があります。

騒音・振動の課題

- ◇幹線道路沿道での道路交通騒音の防止
- ◇新幹線からの騒音・振動の防止

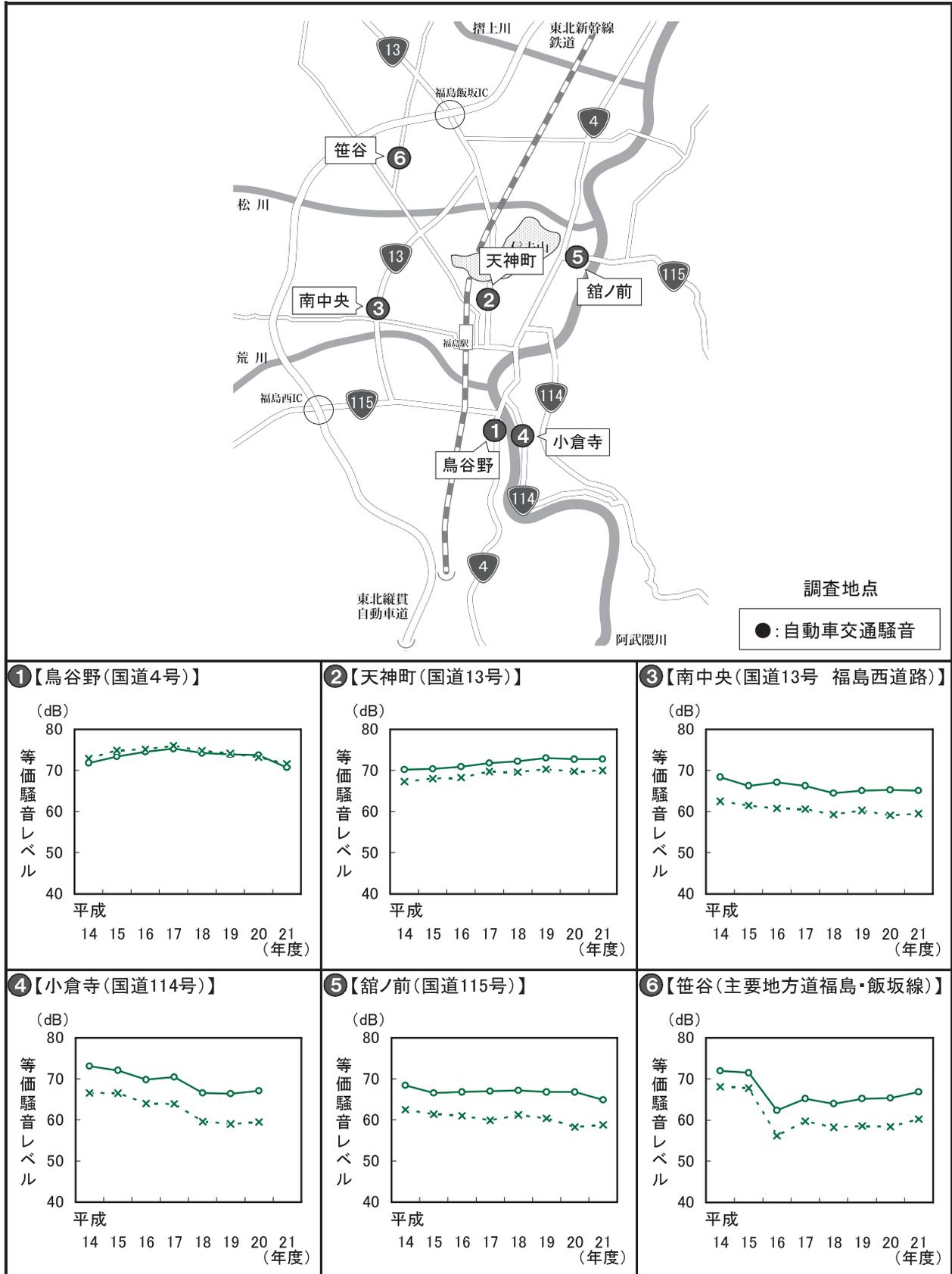




注. 昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~翌 6:00

資料: 「平成 22 年度版 福島環境」(福島市) 他各年度版

図 2-3-10 環境騒音調査結果



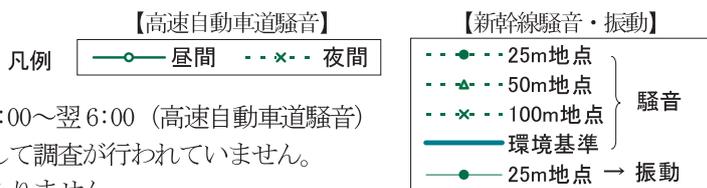
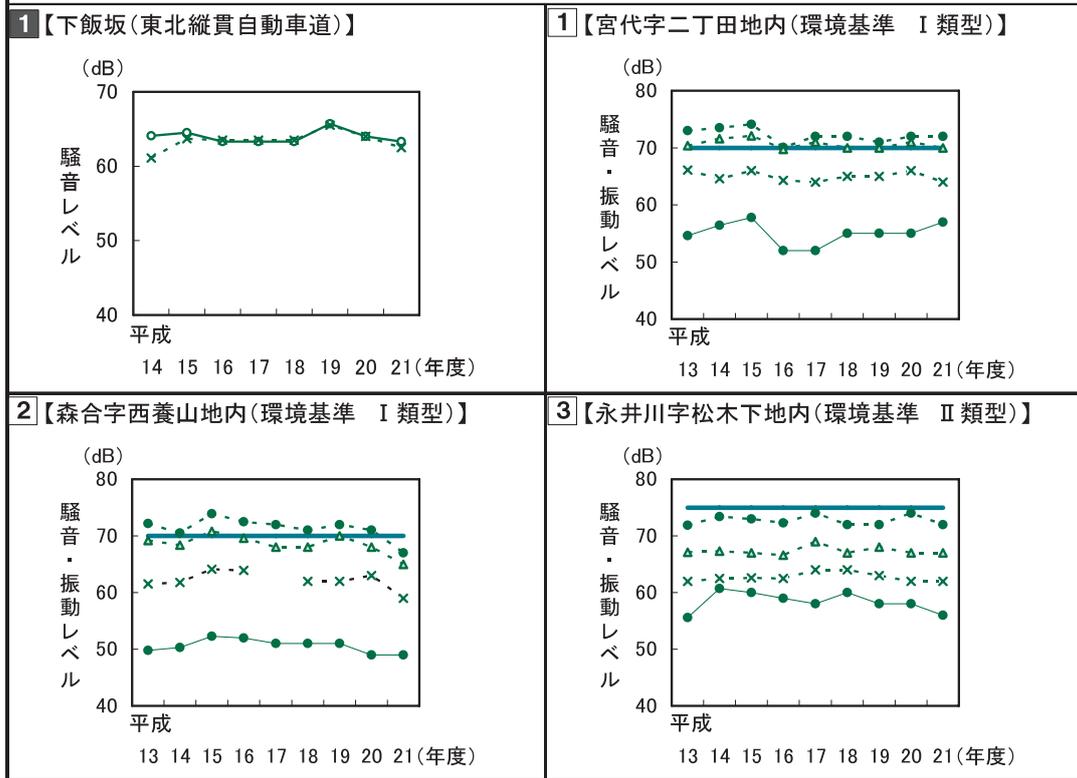
注1. 昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~翌6:00

2. 振動についての環境基準はありません。

資料:「平成22年度版 福島の環境」(福島市) 他各年度版

凡例 昼間 - - x - - 夜間

図2-3-11 自動車交通騒音調査結果



- 注1. 昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~翌 6:00 (高速自動車道騒音)
 2. 地点によっては、毎年連続して調査が行われていません。
 3. 振動についての環境基準はありません。

資料: 「平成22年度版 福島市の環境」(福島市) 他各年度版

図2-3-12 高速自動車道騒音、新幹線騒音・振動調査結果



6 悪臭

悪臭は、原因の特定が困難なことや人の臭いに対する感覚に左右されること、気象条件に左右されやすいこと等から、取り扱いが難しい問題です。生活環境を保全するため、悪臭に対しては「悪臭防止法」により必要な規制及び規制地域の指定が行われています。

また、悪臭に関する苦情があった場合などには、原因者に対して是正指導を行っています。

なお、屋外での不適切なごみの焼却行為（いわゆる野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって原則禁止されています。

悪臭の課題

◇悪臭のない良好な環境の維持

7 土壌汚染

近年、全国的に、工場・事業場における土壌汚染調査、工場跡地などの再開発・売却時の土壌汚染調査、地下水のモニタリング調査の拡充などに伴い、市街地や工場跡地などでの土壌汚染が明らかになるケースが増えたことから、その対策のため、平成15年に土壌汚染対策法が施行され、更なる対策の推進のため、平成22年に改正土壌汚染対策法が施行されました。

本市においても、各種の調査により、いくつかの土壌汚染が判明していますが、その都度、土の入れ替えによる汚染の除去や土壌の浄化などの対策が講じられてきました。

平成22年3月31日現在、土壌汚染対策法に基づき調査を実施した土地はなく、また、土壌汚染対策法に基づき指定された区域はありません。

土壌汚染の課題

◇土壌汚染のない良好な環境の維持

8 有害化学物質など

(1) 化学物質

わが国で用いられている化学物質は数万種類と言われ、日常生活及び事業活動の各段階（製造～廃棄）において環境中に放出されています。これらの化学物質の中には、極微量でも健康被害や生態系へ影響を及ぼすものや、当初は有害性の認識が無くても数十年の使用期間を経て有害性が判明するものなども報告されています。

こうした化学物質の移動や排出を管理することにより、リスクを低減させていくための制度が「化学物質排出移動登録制度（PRTR 制度）」です。本制度は、平成 14 年より「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に基づき実施されています。

また、化学物質の中には、現時点において環境影響が明らかにされていない物質もあるため、これらについては各種の情報収集を行っています。

(2) ダイオキシン類

ダイオキシン類は廃棄物の焼却等に際して発生するもので、発癌性など健康への影響が懸念されており、市民の関心も高くなっています。

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類を発生する特定施設の所有者には、排出基準の遵守と年 1 回以上のダイオキシン類の自主測定の義務が課せられました。平成 21 年 3 月 31 日現在、市内では 12 事業場 25 施設の届出がされています。

本市では、平成 21 年度に市内の河川 5 地点で水質と底質の調査を年 1 回ずつ行いましたが、ダイオキシン類の濃度はいずれも環境基準を下回っていました。通常、環境基準を超えていなければ、環境からのダイオキシン類摂取量が耐容一日摂取量を超えることはありません。

表 2-3-3 水質のダイオキシン類実態調査結果（平成 21 年度）

単位：pg-TEQ/l

調査地点 調査結果	摺上川	松川	八反田川	祓川	水原川
	幸橋上流	松川橋上流	阿武隈川合流前	松川合流点前	下藤内橋下流
ダイオキシン類	0.039	0.032	0.071	0.044	0.099
環境基準	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

資料：「平成 22 年度版 福島の環境」（福島市）

表 2-3-4 底質のダイオキシン類実態調査結果（平成 21 年度）

単位：pg-TEQ/g-dry

調査地点 調査結果	摺上川	松川	八反田川	祓川	水原川
	幸橋上流	松川橋上流	阿武隈川合流前	松川合流点前	下藤内橋下流
ダイオキシン類	0.075	0.060	0.15	0.21	0.37
環境基準	150	150	150	150	150

資料：「平成 22 年度版 福島の環境」（福島市）



(3) アスベスト

アスベスト（石綿）については、耐熱性等に優れているため、多くの製品や建築物に使用されてきましたが、発癌性等の健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。さらに、アスベストを使用した建物の解体作業には作業基準等において、各種の規制・対策が講じられています。

本市においてアスベストを使用した施設の解体に際しては、これらの基準等に従い、周囲の生活環境への影響に配慮しています。

有害化学物質などの課題

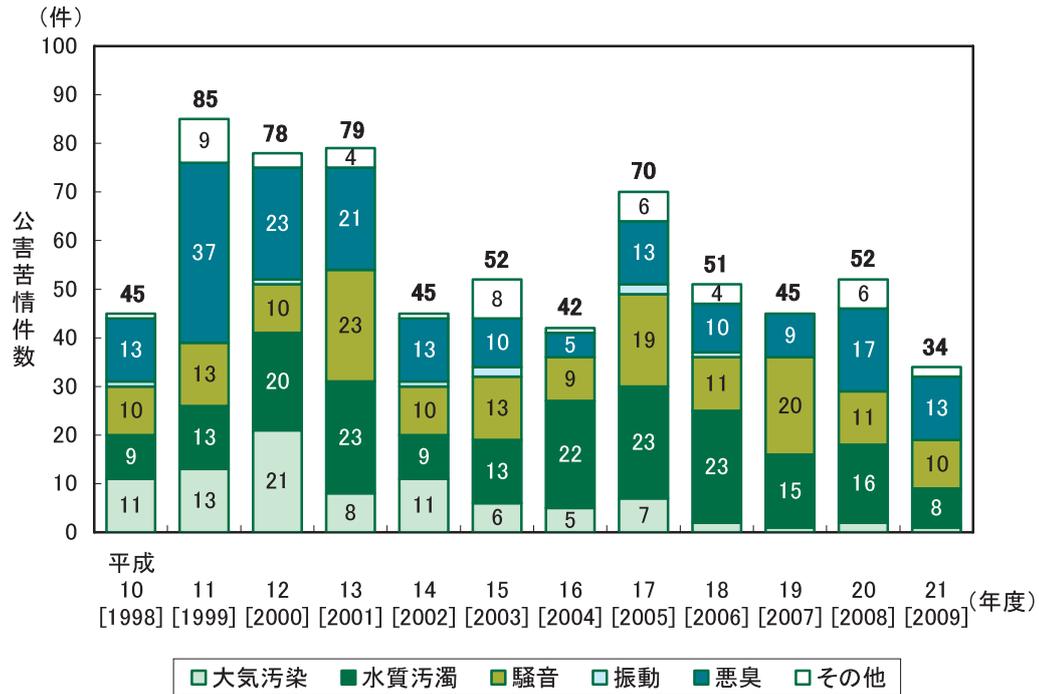
- ◇化学物質などによる汚染のない良好な環境の維持
- ◇PRTR 制度の運用と活用の推進

9 公害苦情

平成 21 年度の公害苦情件数は合計 34 件であり、内訳をみると、悪臭が 13 件で最も多く、次いで騒音が 10 件、水質汚濁が 8 件となっています。

公害苦情件数は、近年減少傾向で推移しています。

また、近年の苦情の傾向としては、特定の工場や事業場よりも、近隣同士のトラブルなど法規制対象外のものが原因となっているケースが多いことが挙げられます。



資料：「平成 22 年度版 福島環境」(福島市) 他各年度版

図 2-3-13 公害苦情件数の推移

公害苦情の課題

◇法規制対象外のものを原因とする苦情の増加



第4節 地域環境の現状と課題

1 身近な自然

市域には、主に火山活動により生じた吾妻火山群や、阿武隈川、摺上川などの河川由来の峡谷・溪谷、沼、湿原など、自然が形作った景観資源が数多くあります。これらの場所は、いずれも自然美あふれる観光地として、県内外から多数の観光・レジャー客が訪れています。

阿武隈川やその支流の水辺には、あぶくま親水公園、荒川桜づつみ公園、水辺の楽校^{がっこう}など、市民が水辺に親しむための施設が整備されています。水辺の楽校では、河川堤防を緩やかな勾配にして、樹木や散策路をうまく配置し、水と親しみやすい空間がつけられています。

市街地の中心に位置する信夫山は、本市の花見の名所のひとつで、山全体に約2,000本といわれるソメイヨシノが植えられています。この他、花の名所としては、花見山、花ももの里、つつじ山公園、土合館公園^{どあいだて}などがあり、四季折々の花を楽しませてくれます。

福島市小鳥の森は、阿武隈川を挟んで市街地の対岸に位置し、自然や野鳥の生態を解説する自然観察指導員などが常駐するネイチャーセンターを中心に雑木林の中に自然観察路が巡り、年間を通して多種多数の野鳥を観察できます。

この他、市民が自然への理解を深め、自然とふれあえる場である吾妻山系や阿武隈峡、信夫山などに自然観察路、遊歩道、キャンプ場などの整備を進めています。

また、身近な自然や地域の歴史とのふれあいの場として、遊歩道などを整備する「ウォーキング・トレイル事業」を平成8年から進めています。遊歩道は、弁天山公園から花見山などを巡る3コースがあり、全長20kmに達します。

また、本市には数多くの温泉郷がありますが、これらの温泉については、自然とのふれあいを図るための資源として位置づけ、適正に保全・利用することが必要です。

豊かな自然とのふれあいの場は、市民の文化、教育、保健休養の場として、人々の心身を育む役割を持っているため、実際に体感できる身近な自然やみどりの空間の大切さを理解し、市民が一体となって本市の財産として守り育てていく必要があります。

身近な自然の課題

◇人と自然のふれあい活動の場の整備と保全

◇自然に対する関心、自然を大切にす意識の高揚

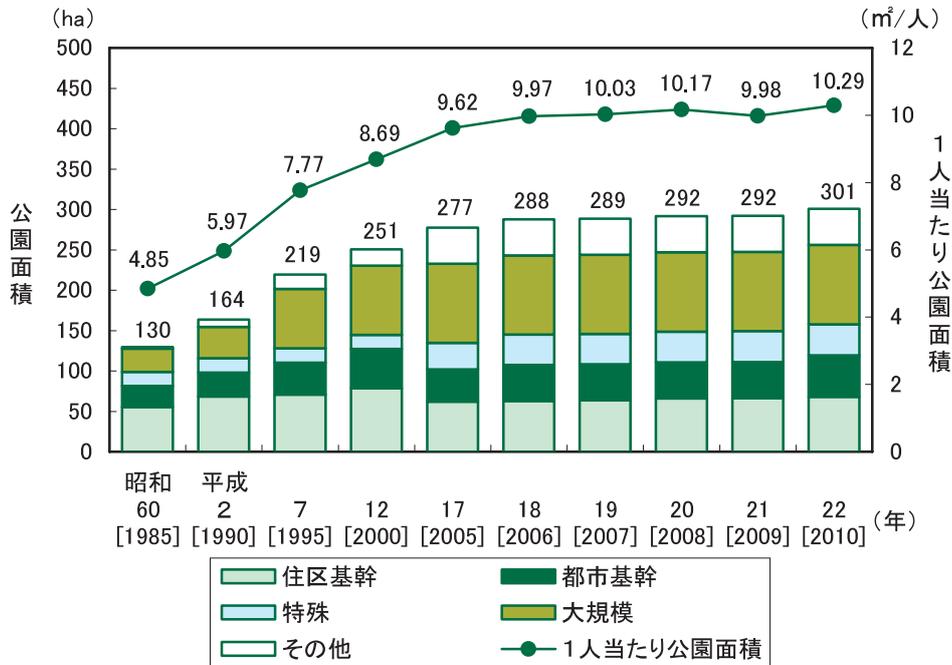
2 公園・緑地など

平成 22 年 3 月 31 日現在の本市における都市公園の総面積は 301ha、1 人当たり公園面積は 10.29 m² です。

公園・緑地や水辺空間などは、私たちの日常生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。しかし、本市の市街地における公園・緑地などの現状は、量・質の面からみて十分とは言えない状況にあります。また、中心市街地ではみどりの確保や市街地景観形成のための街路樹、防災拠点としてのオープンスペースなどの整備が必要です。

このため、本市は平成 15 年に「緑の基本計画」を見直し、これに基づき緑地の保全、緑化の推進に努めています。具体的には、公園内への植樹の促進、生垣設置補助事業や保存樹補助事業などにより、都市域での緑化を進めています。

今後はこの計画に基づき、市のシンボルである信夫山の緑地を活かすことなどによる暮らしに溶け込んだ自然の創出を図るとともに、都市部を流れる河川の周辺では、周辺環境と調和した水辺環境を整備し、都市の快適な環境の創出を図る必要があります。



注1. 各年3月31日現在の公園面積を示します。

注2. 平成21・22年の公園面積、1人当たり公園面積は、旧飯野町との合併後の数値を示します。

資料：福島市都市政策部

図2-4-1 都市公園面積の推移

公園・緑地の課題

◇公園・緑地の整備の推進



3 景観・文化財など

(1) 景観

本市は、雄大な山並の吾妻連峰、阿武隈川等の河川に縁取られた市街地と信夫山、その周辺に広がる果樹園・田園等で構成され、盆地特有の彩を有しています。この豊かな自然と、誇りあふれる市民の暮らし、そして城下町時代から育まれてきた歴史・文化の連なりが「福島らしさ」を形成しています。

平成 13 年 4 月に「福島市景観条例」を制定し、市民との協働を基本としながら、より個性的で都市の存在感と暮らしの誇りがあふれる景観づくりを推進してきました。

しかし、近年の都市拡大と経済効率優先の開発により、「福島らしさ」が見えにくくなっている現実もあり、自然・歴史・文化等の地域特性や資源を十分に活用した景観形成が課題となっています。また、景観形成には、市民・事業者・行政の相互協力が不可欠であり、市民によるまちづくりの活発な展開と、良好な景観形成に対する支援・誘導が必要とされています。

(2) 文化財など

市内各所には、先人から受け継いだ貴重な伝統文化や歴史的遺産が数多くあります。これらの文化財は人の心を豊かにし、周辺の自然と相まって「福島らしさ」を形成しています。

平成 22 年 3 月現在、本市での植物に関する指定文化財としては、国の天然記念物として 1 件、県の天然記念物として 1 件、市の天然記念物として 16 件が指定されており、その保護保存がされています。また、県の緑の文化財として 29 件が指定されています。

この他、鎮守の森、巨樹・巨木、名木などについても、地域における貴重な財産として失われることのないよう保全していくことが必要です。

景観・文化財などの課題

◇地域特性を活かした景観の形成

◇文化財の保全と活用

表 2-4-1 植物に関する天然記念物の指定状況

指定別	番号	名 称
国指定	1	吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地
県指定	2	安達太良山ヤエハクサンシャクナゲ自生地
市指定	3	茶屋の桜
	4	瑞龍の松
	5	愛宕神社のヒイラギ
	6	福島稲荷神社のハルニレ
	7	吠内の大カヤ
	8	医王寺のシラカシ
	9	白鳥神社の大杉
	10	上野寺の大ハリギリ
	11	慈徳寺の種まき桜
	12	土船の忍びの松
	13	清水観音の大モミ
	14	宮代の大カヤ
	15	古館の大ケヤキ
	16	安楽寺の大王松
	17	嶽駒神社の馬場の桜並木
	18	渡利小舟の赤松

資料：福島市教育委員会

表 2-4-2 福島県の緑の文化財の指定状況

番号	名 称	樹 種 名	樹 齢 (年)
1	瑞龍の松	ゴヨウマツ	650
2	吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地	ヤエハクサンシャクナゲ	—
3	安達太良山ヤエハクサンシャクナゲ自生地	ヤエハクサンシャクナゲ	—
4	秋葉神社のイチヨウ	イチヨウ	250
5	医王寺のスギ並木	スギ	250
6	板倉神社のケヤキ	ケヤキ	400
7	稲荷神社のニレ	ニレ	200
8	鹿島神社のケヤキ	ケヤキ	300
9	観音寺のマツ	アカマツ	200
10	元禄のウメ	ウメ	280
11	信夫大清水のスギ	スギ	400
12	諏訪山のサクラ	シダレザクラ	300
13	大子堂のシダレザクラ	シダレザクラ	250
14	土船忍びのマツ	アカマツ	350
15	天王寺のイチヨウ	イチヨウ	350
16	宝林寺のイチヨウ	イチヨウ	350
17	宮代の大カヤ	カヤ	350
18	(荒井の) 種まき桜	エドヒガンザクラ	400
19	白山ケヤキ	ケヤキ	450
20	正福の松	ゴヨウマツ	300
21	明治のカシの木	シラカシ	200
22	住吉神社の大杉	スギ	400
23	愛宕神社のヒイラギ	ヒイラギ	500
24	医王寺のシラカシ	シラカシ	300
25	白鳥神社の大杉	スギ	450
26	慈徳寺の種まき桜	シダレザクラ	260
27	清水観音の大モミ	モミ	350
28	古館の大ケヤキ	ケヤキ	300
29	西郷の夫婦桜	エドヒガンザクラ・シダレザクラ	600

資料：福島市農政部

第5節 地球環境の現状と課題

1 地球温暖化とエネルギー

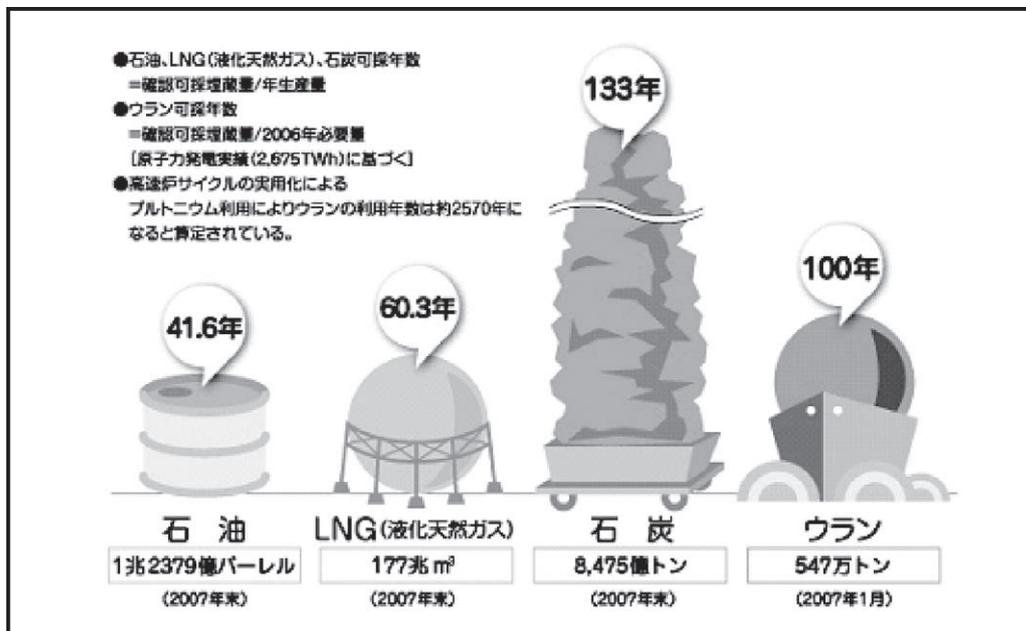
地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表から熱が放射されます。大気中に含まれる二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄) などの温室効果ガスは、地表から放射される熱を吸収する働きを持っています。これにより、地球の平均気温は 14°C 前後に保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

しかし、温室効果ガスの量が増えると、大気中の熱の吸収量が多くなり、地球の気温が上昇します。この現象を「地球温暖化」といいます。このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、野生生物や生態系への影響、農林漁業への被害などが懸念されます。

温室効果ガスの発生は、主にエネルギー資源として化石燃料を大量に消費することに起因します。

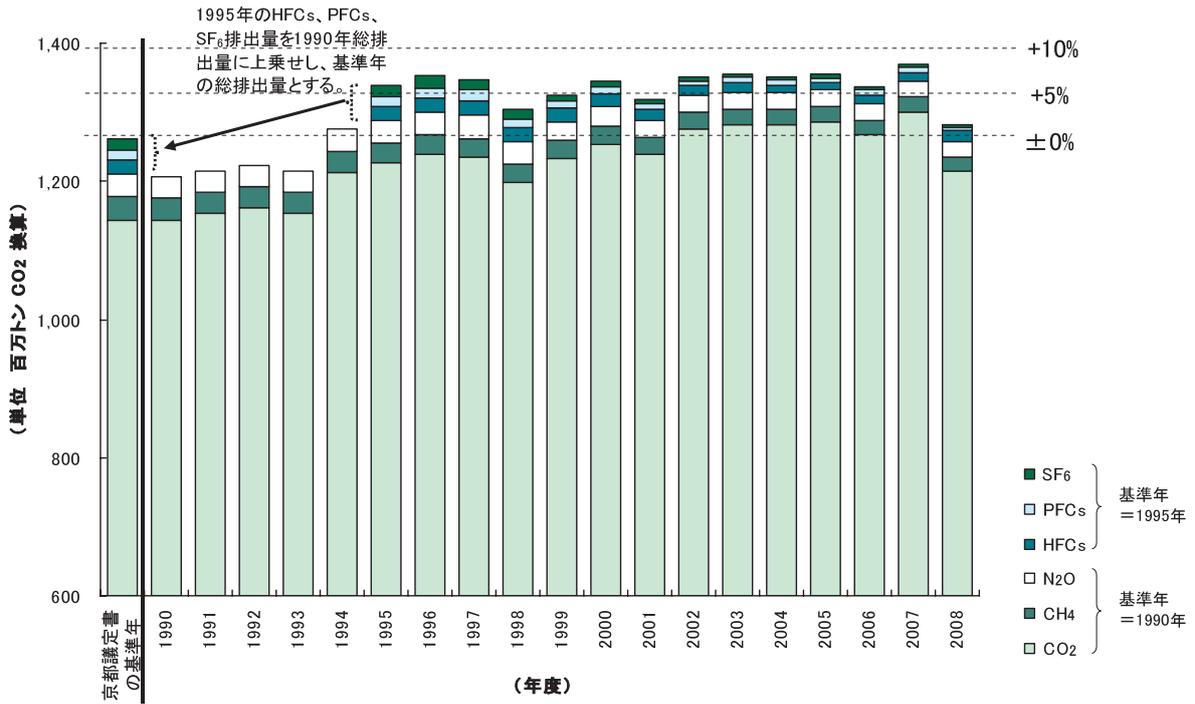
わが国のエネルギー需要は、過去一貫して増加しており、その多くを海外からの輸入に依存しています。さらに、エネルギー需要の多くの割合を占める、石油をはじめとする化石燃料は、将来、枯渇することが心配されており、石油に代わる代替エネルギーの活用と普及が重要かつ緊急の課題となっています。

国内の平成 20 年度 (2008 年度) における温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で約 12 億 8 千万トンであり、国民 1 人当たり約 10 トンもの二酸化炭素を排出している計算になります。



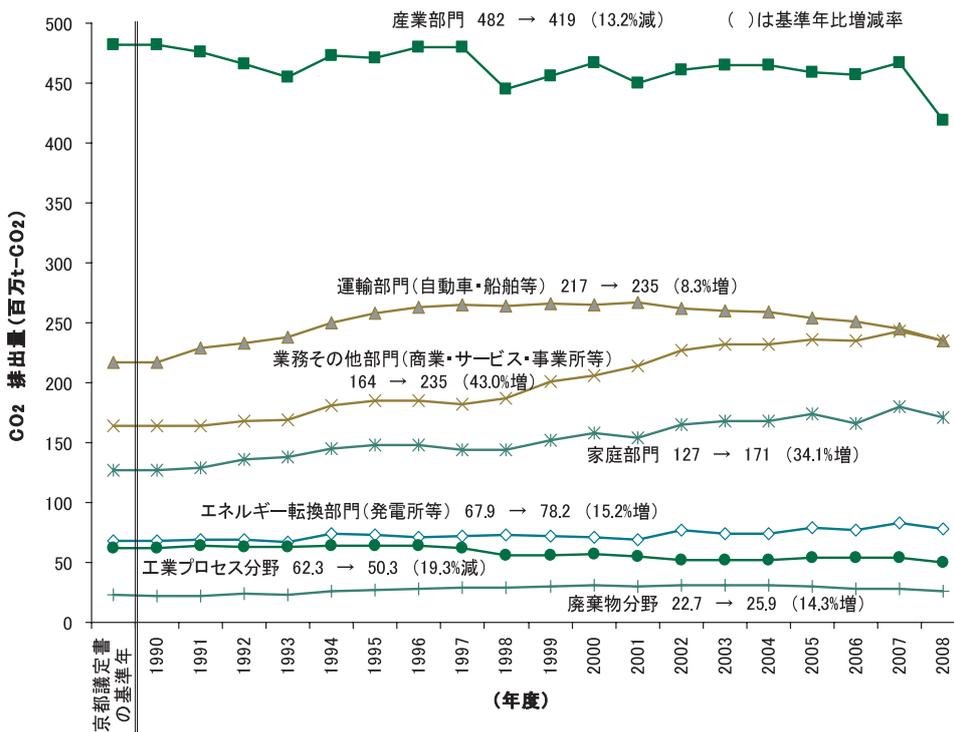
注. BP 統計 2008、OECD/NEA-IAEA 「URANIUM2007」より算出
資料: 東北電力(株)

図 2-5-1 世界のエネルギー資源確認埋蔵量



資料：「平成22年版 環境白書」(環境省)

図2-5-2 日本の温室効果ガス排出量の推移



資料：「平成22年版 環境白書」(環境省)

図2-5-3 部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

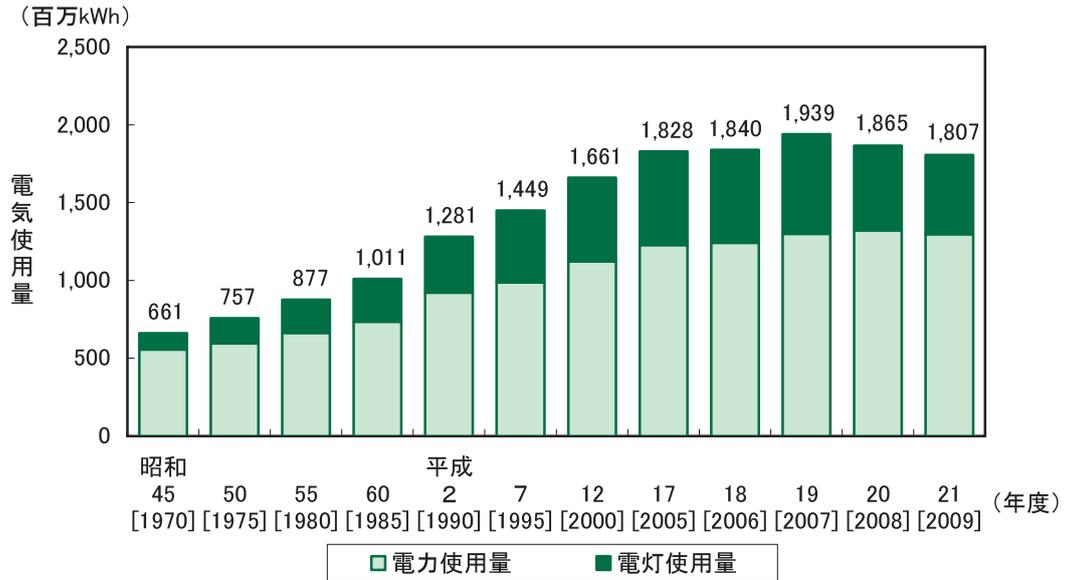
これら「地球環境問題への対応」と「エネルギーの安定的な確保」という二つの課題の解決に向けて、日常生活の中で無駄なエネルギーを使わないようにしたり、エネルギーを効率よく使用する機器設備を利用したりする「省エネルギー」や、化石燃料に代わる新しいエネルギー資源を利用する「新エネルギー」の取り組みが必要とされています。



(1) 省エネルギー

温室効果ガス排出量は、概してエネルギー消費量に比例するため、温室効果ガスの排出抑制のためには、エネルギー消費の抑制に努める必要があります。エネルギーの中でも、特に電気の使用量が近年増加傾向を示しており、今後も使用量が増加することが予測されています。

このため、地球温暖化防止に向けて省エネルギーを中心とする新しいライフスタイルへの転換を推進する必要があります。



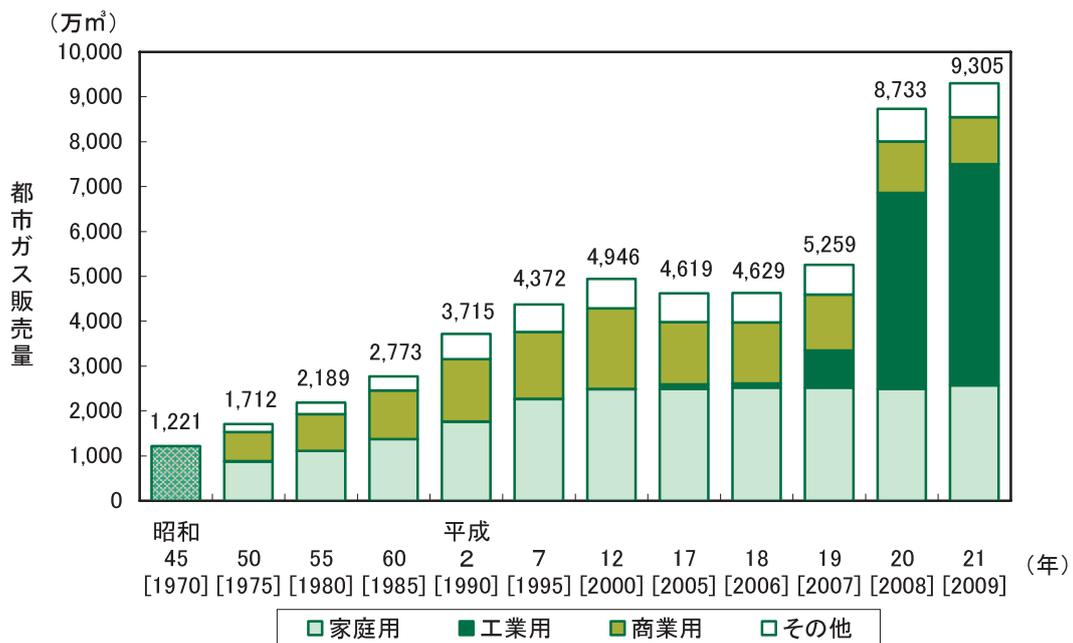
資料：東北電力(株)

図2-5-4 電気使用量の推移

都市ガスについては、都市ガスの販売量は平成 19 年以降に大きく増加しましたが、これは工業用の販売量の増加によるものです。

都市ガスは天然ガスを主な原料としており、この主成分はメタン (CH₄) であるため、石油や石炭に比べて、地球温暖化に影響されると言われている二酸化炭素 (CO₂) の排出量が少ないエネルギーです。また、窒素酸化物や硫黄酸化物などの大気汚染物質の排出量も極めて少ないことが特徴です。

暖房や給湯器、ボイラーなどの設備機器について、エネルギー源を都市ガス (天然ガス) に転換することにより、エネルギー効率の大幅改善が可能となります。また、これに伴い、温室効果ガス排出量も削減できます。



注 1. 都市ガス販売量は、熱量を 5,000kcal に換算した値。

注 2. 昭和 45 年の都市ガス販売量は内訳 (家庭用、工業用等) の区分が不明。

資料：福島ガス (株)

図 2-5-5 都市ガス販売量の推移

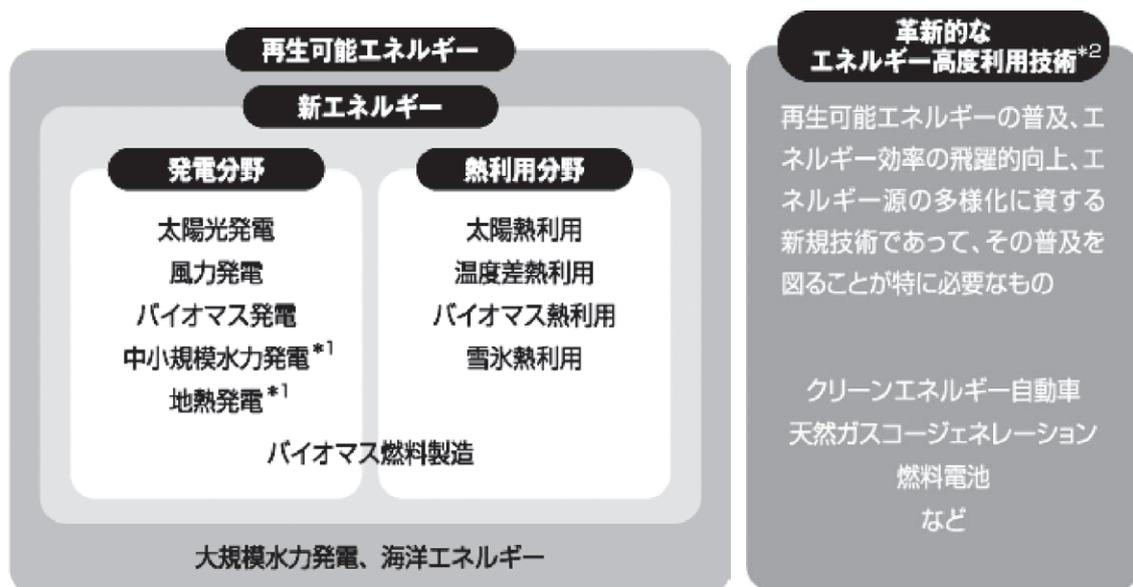
(2) 新エネルギー

「新エネルギー」は、石油の代替エネルギーとなるものです。具体的には太陽光発電、地熱発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当し、資源制限が少なく、環境特性に優れた性質を示すことが特徴です。

地球温暖化防止のためには、省エネルギーに努めることと併せて、二酸化炭素を排出しない新エネルギーの開発・普及に取り組む必要があります。

本市は年間日照時間が約 1,500～2,000 時間（福島地方気象台調べ）と、晴天率が高く、太陽エネルギーの豊かな地域であり、加えて水や森林、地熱などの自然エネルギー資源にも恵まれています。また、本市では、家畜糞尿、下水汚泥、食品廃棄物、廃木材等の化石燃料以外の生物由来の資源であるバイオマスも供給可能であるため、発電や熱利用の原料として利用可能です。中でも間伐材や林地残材等の木材は、森林整備に際して安定的に供給されるため、今後の利用推進が期待されています。

これら自然の恵みを活かした環境にやさしい新エネルギーを有効に活用し、エネルギー問題や地球環境問題に対応していく必要があります。また、本市の地域特性を活かしたさまざまなエネルギーの導入を進めていくことが重要です。



注. *1 中小規模水力発電は 1,000kW 以下のもの、地熱発電はバイナリー方式のものに限る。

*2 新エネルギーとされていないが、普及が必要なもの。

資料：独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

図 2-5-6 新エネルギーの分類

地球温暖化の課題

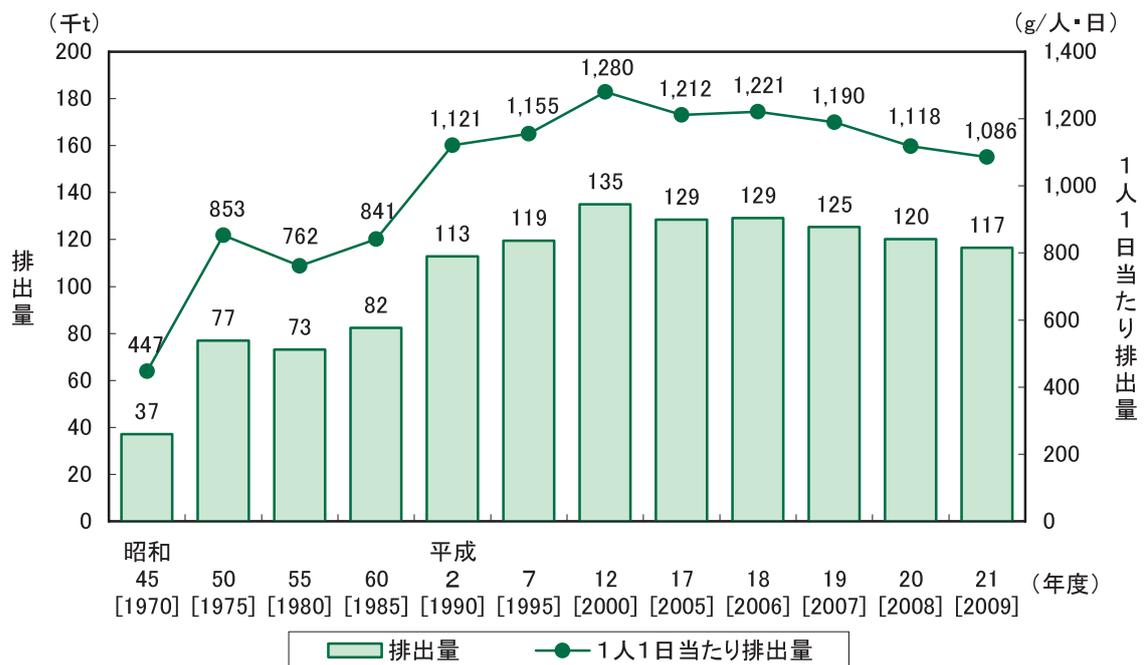
- ◇省エネルギーの推進
- ◇新エネルギーの導入推進

2 循環型社会の構築

(1) ごみの処理・処分

循環型社会の構築のためには、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化と再資源化を推進することが大切です。このため本市では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及・啓発を推進し、市民・事業者のリサイクル意識の高揚を図っています。

平成21年度のごみの排出量は116,567トン、1人1日当たりの排出量は1,086gです。ごみの排出量及び1人1日当たりの排出量は、近年減少傾向で推移しています。



注. 排出量の内訳は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物です。

資料：福島市環境部

図2-5-7 ごみ排出量の推移



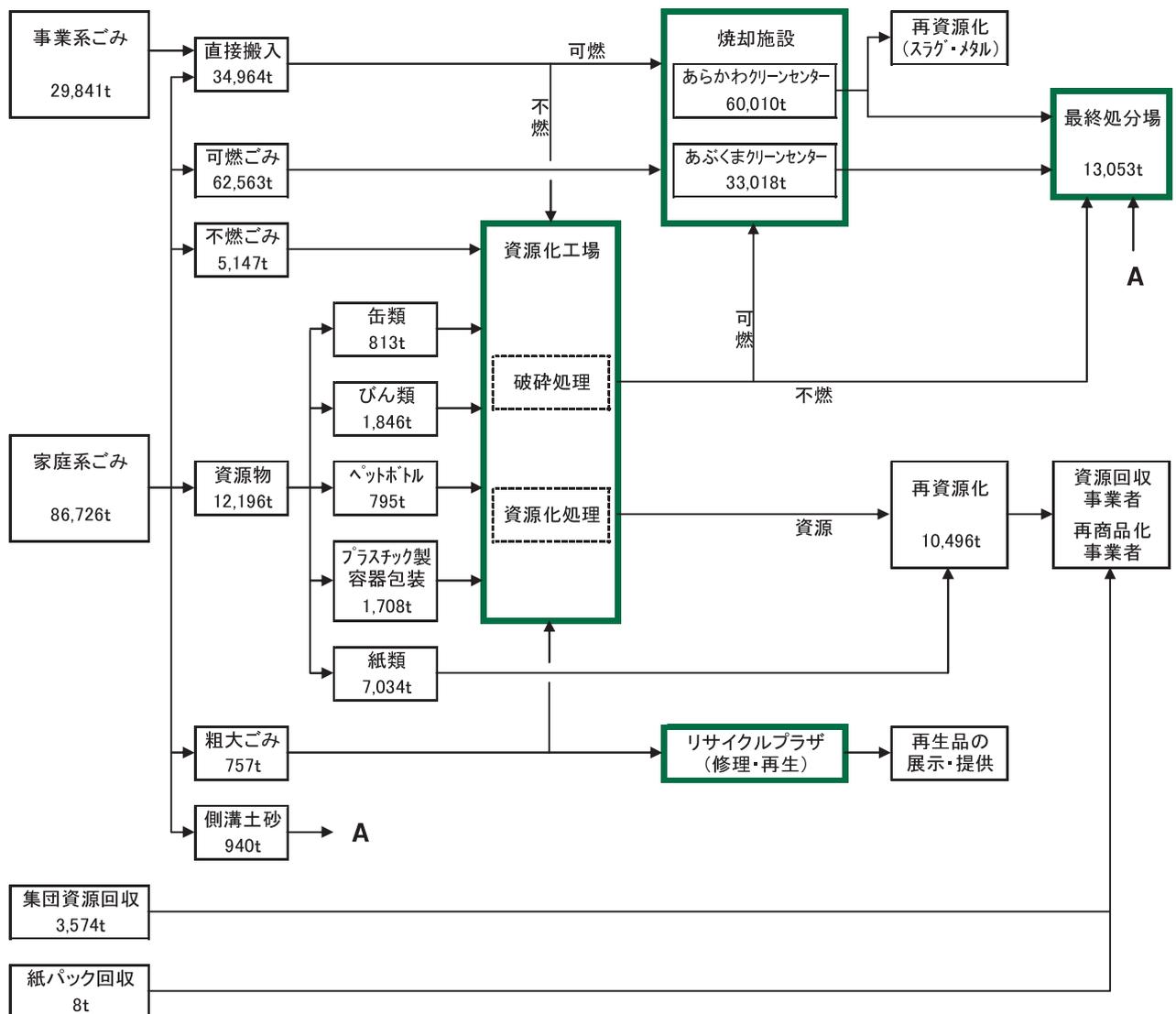
可燃ごみは、あぶくまクリーンセンターとあらかわクリーンセンターで焼却処理した後、残さ物を最終処分場で埋立処分しています。なお、平成20年8月に竣工したあらかわクリーンセンターでは、焼却灰の溶融処理を行うことにより、埋立処分量の軽減と再資源化を図っています。

不燃ごみは、資源化工場で破碎処理した後、可燃性のもの、不燃性のもの、及び資源化できるものに分けられ、それぞれ焼却処理、埋立処分、再資源化されます。

粗大ごみは、リサイクルプラザで修理・再生、または資源化工場で破碎処理されます。

資源物は9分別して回収し、直接、または資源化工場を経由して業者により再資源化されます。

なお、本市では、ごみのポイ捨て防止のため、平成16年3月に「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例」を制定し、各種の取り組みを行っています。また、ごみの不法投棄の防止のため、環境衛生パトロール員などの不法投棄監視体制を設けています。

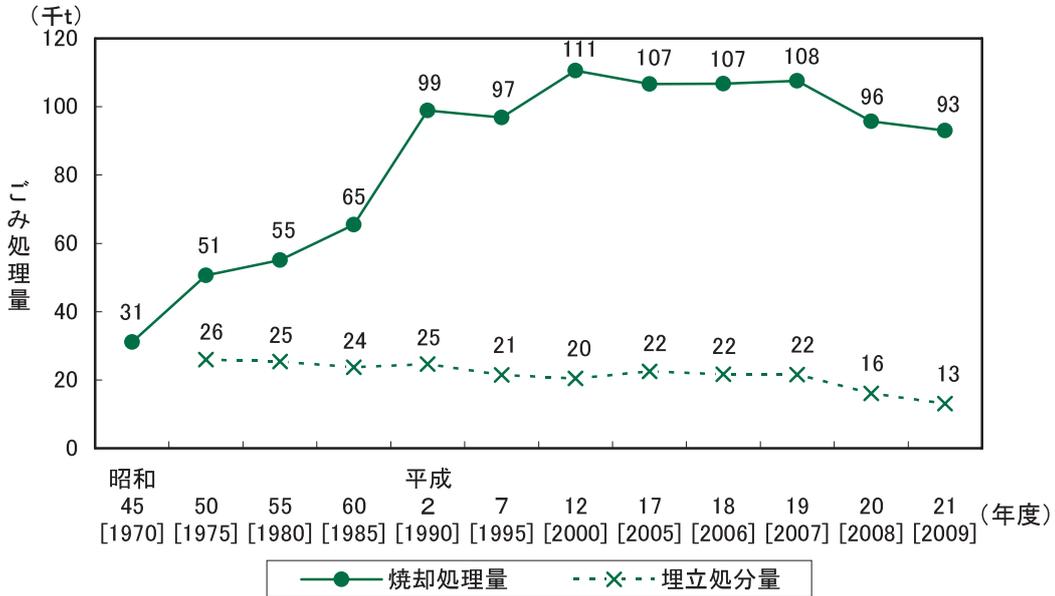


注. 図中の太枠は市の施設を示します。

資料：福島市環境部

図2-5-8 ごみ処理の流れ (平成21年度の実績)

平成21年度の本市におけるごみ処理量は、焼却処理量が合計93,028トン、埋立処分量が13,053トンです。焼却処理量は近年10万～11万トンで推移していましたが、平成20年度以降に減少しました。また、埋立処分量は近年2万トン前後で推移していましたが、平成20年度以降に減少しました。

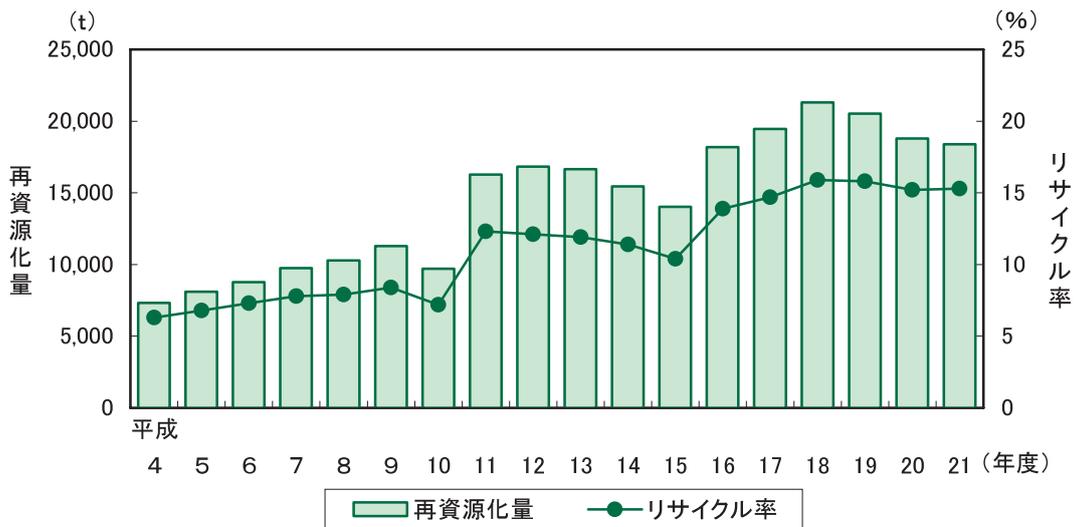


資料：福島市環境部

図2-5-9 ごみ処理量の推移

(2) ごみの減量・再資源化

平成21年度の本市におけるごみの再資源化量は18,398トン、リサイクル率は15.3%です。平成18年度以降、再資源化量は減少傾向、リサイクル率はほぼ横ばいで推移しています。



注1. 資源物分別収集は平成9年度に開始されました。

2. リサイクル率=再資源化量 / (ごみ処理量+集団回収量)

資料：福島市環境部

図2-5-10 再資源化量、リサイクル率の推移



本市では、ごみの減量化と再資源化を推進するため、ごみ減量化促進対策事業として、集団資源回収団体報奨金交付制度、小中学校での紙パック回収事業、生ごみ処理容器購入助成制度などを実施しています。

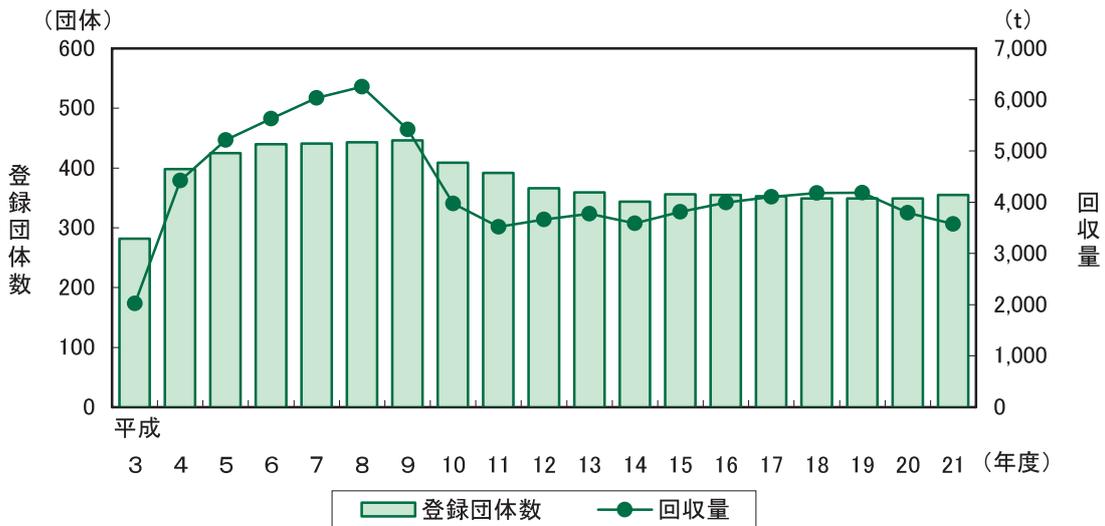
平成 21 年度の集団資源回収団体報奨金交付制度の実績をみると、登録団体数は 355 団体、回収量は 3,574 トンでした。登録団体数は近年横ばいで推移しています。また、回収量は近年増加傾向で推移していましたが、平成 20 年度以降に減少しました。

平成 21 年度の紙パック回収事業の参加学校数は 45 校、回収量は 8,419kg でした。参加学校数は増加傾向で推移していますが、回収量は平成 17 年度以降は減少傾向で推移しています。

平成 21 年度の生ごみ処理容器購入助成制度の実績をみると、助成基数は 126 基、助成額は 1,518 千円でした。基数・助成額はいずれも近年減少傾向で推移しています。

この他、本市では、3Rの推進など循環型社会の構築と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進することを目的として「レジ袋無料配布中止に関する協定」を市内 12 事業者と締結しました。この協定により、平成 21 年 6 月 1 日から市内 35 店舗でレジ袋の無料配布が中止されました。また、協定を結んだ 12 事業者、福島市消費者団体懇談会および本市は、レジ袋の使用量削減に向けて、消費者に対してマイバックの持参を呼びかけています。

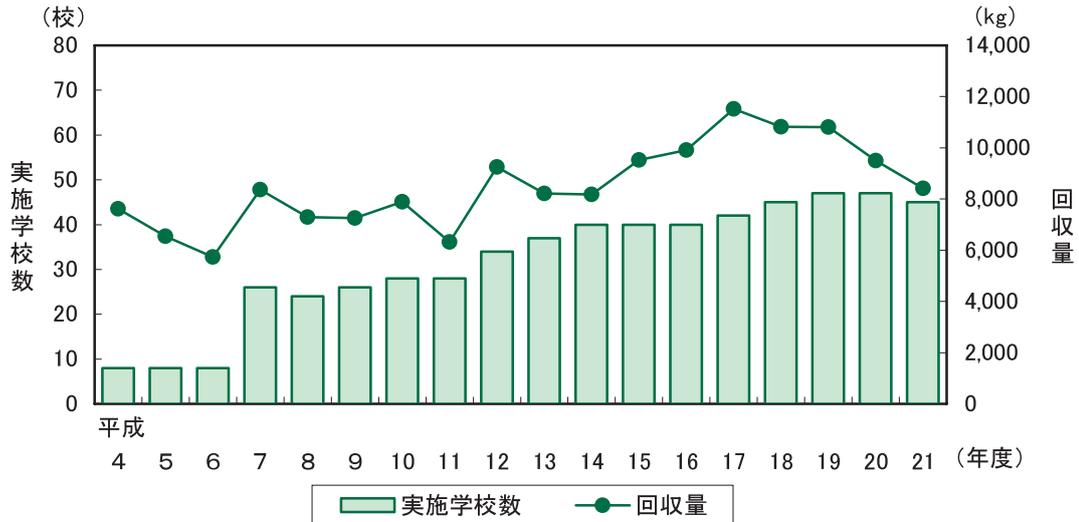
今後は、リサイクル事業の積極的な展開と併せて市民や事業者の意識の高揚を図ることにより、ごみの排出抑制を推進することが必要です。



注. 集団資源回収団体報奨金交付制度が開始された平成 3 年度以降の実績を示します。

資料：福島市環境部

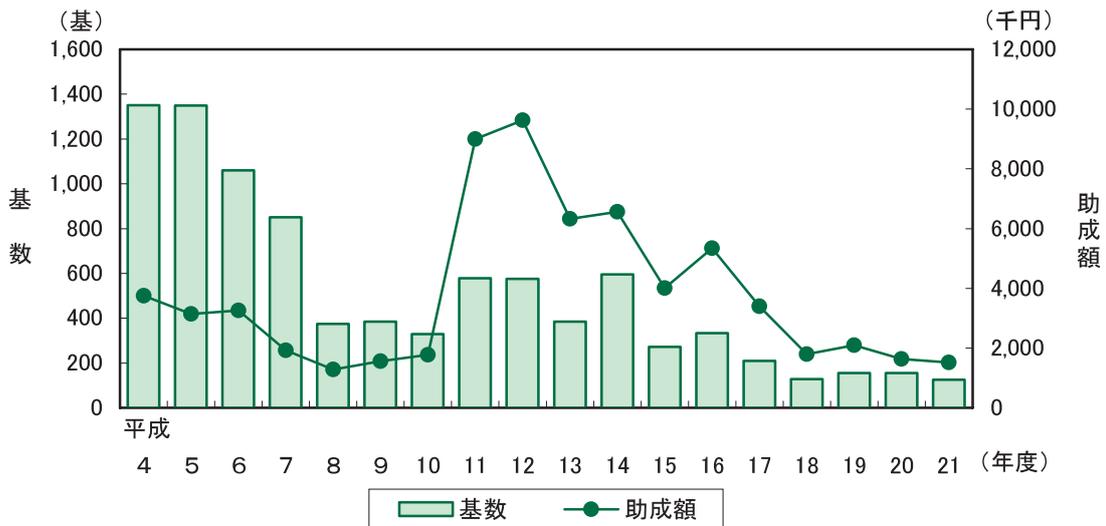
図 2-5-11 集団資源回収団体報奨金交付制度の実績



注. 紙パック回収事業が開始された平成4年度以降の実績を示します。

資料：福島市環境部

図2-5-12 紙パック回収事業の実績



注. 生ごみ処理容器購入助成制度が開始された平成4年度以降の実績を示します。

資料：福島市環境部

図2-5-13 生ごみ処理容器購入助成制度の実績

廃棄物の課題

◇廃棄物の減量化と再資源化の推進



3 オゾン層の保護、酸性雨

(1) オゾン層の保護

オゾン層は、地上約20kmから50km上空の成層圏にあり、太陽光に含まれる有害紫外線を吸収する働きがあります。オゾン層はフロンなどの排出によって破壊されます。オゾン層の破壊に伴い、地上への紫外線到達量が増大することにより、人の健康や生態系に影響が生じます。

現在、オゾン層は熱帯域を除き世界的に減少傾向にあるとされ、日本でも、札幌、つくば、鹿児島上空での観察の結果、オゾンの減少が確認されています。

これを受けて、オゾン層の保護を推進するため、国際的に協調して一定の種類のフロンの生産量などの段階的な削減を行うことなどが合意されました。

我が国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」（昭和63年）に基づき、現在では主要なオゾン層破壊物質である特定フロンの生産を全廃しています。また、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」（平成13年）により家庭用冷蔵庫やエアコンに充填されている冷媒用フロンの適正な回収・破壊が義務づけられ、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」（平成17年）によりカーエアコンの冷媒に利用されているフロン類の適正処理が義務づけられました。本市においても、これらの法に基づき、フロンを含む製品の回収と適正処理に関する取り組みが行われています。

(2) 酸性雨

酸性雨は、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の雨のことで、化石燃料の燃焼により生じる硫黄酸化物、窒素酸化物などが雨滴に取り込まれたものです。酸性雨は、湖沼、森林などの生態系に対して影響を与えるほか、遺跡等構築物を腐食するなどの被害をもたらします。

全国の多くの地点でpH4台の酸性雨が観測されています。本市では、地域特性を生かした酸性雪調査を市内3箇所で行っております。結果はいずれも酸性を示しておりますが、現在のところ被害は報告されておられません。

なお、東アジア地域では、近年の経済成長などに伴い、酸性雨の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などの排出量が増加しており、この原因物質の流入が、我が国における酸性雨の原因の1つとされています。

今後も引き続き、酸性雨の原因物質の排出抑制対策に取り組んでいくとともに、国や県、他の自治体などとの協力体制を強化し、より広い地域での酸性雨の現状やその影響について解明するための調査と情報収集を継続していきます。

オゾン層の保護、酸性雨の課題

◇フロンを含む製品の回収と適正処理の継続

◇酸性雨の原因物質の排出抑制対策、酸性雨に関する情報収集の継続

第6節 環境保全活動の現状と課題

1 環境学習・環境教育

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。

これらの環境問題を解決するためには、学習会や講習会、よりよい環境を創造する活動、自然とのふれあい活動に自主的・積極的に参加することなどにより、一人ひとりが環境保全について関心と理解を深め、環境に配慮した生活様式を創り上げていく必要があります。

このため本市では、市内16箇所の学習センターにおいて、「もったいない学習会」を開催するとともに、学校・地域団体からの要望を受け学習会を開催しています。

また、環境学習を活発化させ、環境保全に対する関心と理解を深めることを目的として、市が所有している環境パネル、環境ビデオ、パソコンの環境ソフトなどを環境学習の教材として貸し出しています。

また、公害や環境保全に関する市民の意識の高揚を図るとともに、市民生活に関わる意見や要望を行政に反映させ、よりよい環境を市民ぐるみで創出することを目的として「環境モニター制度」を実施し、毎年市民20人を公募・委嘱しています。

環境学習・環境教育の課題

- ◇市民・事業者の環境保全に対する関心と理解の向上
- ◇市民・事業者の環境学習・環境教育への参加の推進

2 環境保全活動

本市では、市民や事業者が環境保全活動に参加・行動しやすくするために各種の取り組みを実施しています。

また、地域における生活排水対策のため、「ふるさとふくしま清流づくり推進事業」として、エコクッキング講習会などを毎年開催しています。

この他、清潔な環境を創出するため、各地区衛生組織による一斉清掃や、アダプトプログラムによる「ふくしまきれいにし隊」の活動など、地域全体での環境美化の取り組みを市民と行政の協働で行っています。この他にも市内には多数の団体・事業所が独自の活動を実施しており、今後は各団体に対して適切な情報を提供するとともに、団体間のネットワーク化を図り、地域の環境保全を積極的・効果的に推進していく必要があります。

環境保全活動の課題

- ◇行政が実施する環境保全活動の更なる推進
- ◇市民・事業者が実施する自主的な環境保全活動の更なる推進

第3章 望ましい環境像と施策の体系





第1節 望ましい環境像

「福島市総合計画」では、本市が目指す将来都市像を『ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市』とし、この将来都市像の実現に向けて5つの分野ごとに施策の基本的方向を定めています。この施策の基本的方向の1つとして「美しいまち」が掲げられ、豊かな自然を保全し、人と自然が共生する調和のとれたまちづくりを進めるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会を目指すための具体的な施策・事業の内容などが示されています。

私たちは、豊かな自然の恵みのなかで生活し、知恵と努力により今日の豊かな社会を築いてきました。現代に生きる私たちは、この豊かな環境を確保・保全するとともに、次の世代に継承する責務を有しています。このため、環境基本計画では、望ましい環境像を以下のとおり定めます。

みんなで創り 未来に伝える 人と自然にやさしいまち 福島市

近年の環境問題は、都市化の進展、市民のライフスタイルの変化や事業活動の多様化などに伴い、生活の利便性が高まる一方、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型・生活型の公害などの問題が顕在化しています。さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や都市の活動そのものが直接・間接的に地球規模で環境に影響を与えているものもあることから、従来の公害や自然破壊などの環境問題とは異なる新たな対応が求められています。

このため、環境の保全と次世代への継承に際しては、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず、地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識することが必要です。また、人と自然との共生が健全な状態に保たれていること、資源の適正な管理や循環的な利用を推進することを基本とした上で、市民、事業者及び行政のすべての関係者が協力し合いながら、公平で適正な役割分担のもとに、それぞれの立場で行動していくことが必要です。

第2節 施策の基本方針

望ましい環境像の実現のため、本計画では以下に定める基本方針のもとに、本市の特色を活かしながら各種の施策を展開していきます。

これらの取り組みを推進することにより、私たちのまち福島が、人と自然が健全に共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることを目指すものとします。

1. 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

良好な自然環境を未来に伝えるためには、適切な管理と継続的な手入れによる保全が必要です。本計画では、一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然はひとたび改変されると元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを認識した上で、生態系の均衡を尊重しながら適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を目指します。

2. 安全・安心を支える生活環境の保全

安全・安心な生活環境を未来に伝えるためには、人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努めることが必要です。

本計画では、一人ひとりがひとたび汚染された環境の復元力には限界があることを認識した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。

3. 潤いのある快適な地域環境の創出

快適な地域環境を未来に伝えるためには、より良いまちづくりを進めることが必要です。

本計画では、中心市街地における緑の保全と創出、公園・緑地の適正配置、自然景観や街並み景観など地域の特性に応じた景観形成を進めることにより、地域住民が生活していく上での満足度を高め、誰もが快適で安らげる環境の創出を図ります。

4. かけがえのない地球を未来につなぐ配慮

地球温暖化をはじめとする地球環境問題を解決するためには、環境負荷の少ないライフスタイルの確立が必要です。

本計画では、市民一人ひとりの活動が地球規模の環境に影響を与えていることを認識した上で、環境に配慮した行動に取り組み、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

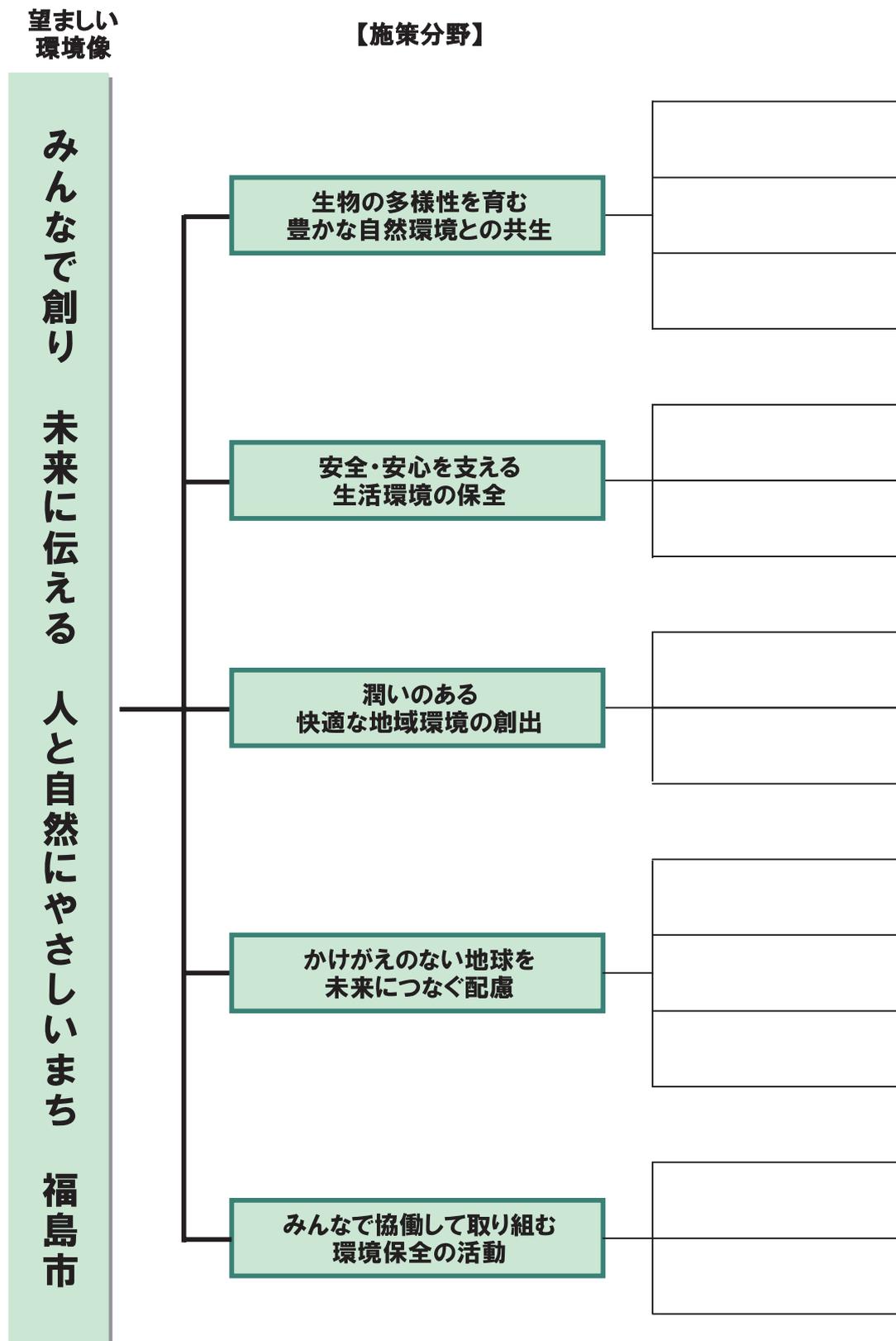
5. みんなで協働して取り組む環境保全の活動

環境保全の取り組みを進めるためには、関係者一人ひとりが様々な環境問題に対して理解を深め、市民、事業者及び行政のすべての関係者が公平な役割分担のもとに相互に協力・連携し、自主的・積極的に、環境保全活動に参加することが必要です。

本計画では、市民及び事業者の環境保全に資する自主的かつ積極的な取り組みが促進されるよう、環境学習や環境教育を推進し、日常生活や事業活動、地域活動などのあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的に行える人を育成するとともに、市民、事業者及び市が協働して環境の保全等に取り組むことのできる人づくりや仕組みづくりを推進します。

第3節 施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、「望ましい環境像」の実現を目指します。



【基本施策】

【施策の具体的な内容】

水辺の保全と改善	①水辺空間の保全と利用の推進 ②ビオトープの手法を取り入れた水辺空間・緑地空間の整備
森林の保全、自然公園等の保護	①森林の保全と活用 ②自然公園等の保護・保全
動植物の保全	①生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全 ②在来種の保護、外来種対策等の推進
農地・里山の保全と再生	①里山の環境の維持・回復、遊休農地の利用促進 ②鳥獣による被害の把握と適切な対策の確立
水資源の保全	①生活排水、事業活動からの排水対策の推進 ②水質の監視や水源の維持・管理等水資源の保全
大気環境の保全	①事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進 ②大気質の監視
その他公害の未然防止	①騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策、有害化学物質対策の推進 ②公害苦情の適正処理の推進
自然とのふれあいの場の創出、都市緑化の推進	①自然を体感できる憩いの場の創出 ②緑地、公園整備、緑化の推進
良好な景観の保全と創出	①地域特性を活かした景観の形成 ②自然環境保全関係指定地域の保護、歴史遺産の保存
潤いのある都市環境の確保	①快適な歩道、心地よい感覚環境の保全 ②環境美化の推進、不法投棄の防止
地球環境の保全	①地球温暖化対策の推進 ②オゾン層の保護、酸性雨対策の継続
省資源・省エネルギーの推進	①省資源・省エネルギーの推進 ②省資源・省エネルギー機器等の普及推進
新エネルギーの有効利用の推進	①地域特性に応じた新エネルギーの導入 ②新エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築
循環型社会の推進	①3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及・推進 ②グリーン購入の推進
環境教育・環境学習の推進	①あらゆる場での環境教育の推進 ②環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備
環境保全活動の推進	①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進 ②各種団体等との連携・協力の推進
ネットワーク形成の推進	①市民、事業者、市が協働した環境保全の取り組みの推進

第4章 施策の展開



第1節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

1 水辺の保全と改善

本市には、阿武隈川をはじめ多くの河川や池沼などが存在し、水辺空間は市民の生活に潤いを与え、安らぎの場や野外レクリエーションの場を提供しています。また、これらの水辺空間は、動植物にとっても大切な生息環境を提供しています。

このように水辺空間は多様な機能を有し、生物の多様性を育むことにより、かけがえのない価値を私たちに提供していることから、今後も保全に努めるとともに、豊かな水辺環境の整備・創出を進めていきます。

【目 標】

身近で親しみやすい水辺空間を保全・整備します。

【施 策】

①水辺空間の保全と利用の推進

○すぐれた水辺環境の保全

- ・水生生物調査などにより現況を把握し、すぐれた水辺の保全と活用を図ります。
- ・河川や用水の整備にあたっては、多自然型の工法を検討するなど、自然を活かした水辺空間の整備を推進します。
- ・霞堤、地蔵原堰堤など歴史的河川構造物の保全に努めます。

○水辺空間の利用の推進

- ・散策、釣りなど、多様な水辺空間の利活用を図った事業を推進し、広報に努めます。
- ・水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識啓発を図ります。
- ・堤防や河川敷（高水敷）を散策路、休憩スペースなど、市民のニーズに合わせた整備を行なうことにより、水辺空間の利用を推進します。

○水資源の周辺環境の保全

- ・摺上川ダム湖（茂庭っ湖）周辺については、良質な水源確保のため水道水源保護条例などに基づき周辺環境の保全に努めます。
- ・水資源を確保するために、水源かん養林の保全・育成に努めます。

②ビオトープの手法を取り入れた水辺空間・緑地空間の整備

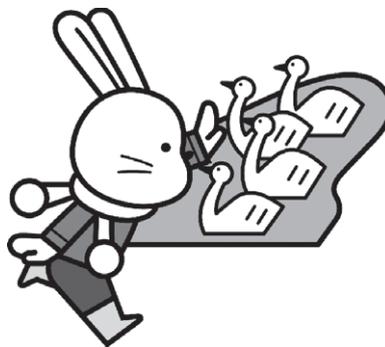
○水辺空間・緑地空間のネットワーク化

- ・身近に自然を体験できる場所として、学校などにビオトープを整備します。
- ・生物の生息空間（ビオトープとしての機能）の確保に配慮した緑地、公園や親水空間の整備を図ります。
- ・市域における水（水辺空間）と緑（緑地空間）のネットワークにより、生物の生息に適した環境の形成を図ります。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
多自然型工法河川整備延長	23,850m	24,150m	24,400m
ビオトープ整備箇所数 (公共事業)	5箇所	6箇所	7箇所





2 森林の保全、自然公園等の保護

本市は、市域の大半を森林が占めていますが、適切な管理が困難となって森林の荒廃が進んでいる地域もみられます。

森林は、木材や林産物の提供の他に、野生生物の生息地としての役割や、雨水を貯えて水源をかん養する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能、雄大な自然景観の形成など、多様な公益的機能を有しているため、今後も適切な保全に努めていきます。

【目標】

森林の保全と活用を進め、豊かな自然環境を確保します。

【施策】

①森林の保全と活用

○森林の保全

- ・ 林業後継者の確保や林業家の育成に努めます。
- ・ 各種の補助・融資制度を活用し、県、市、森林組合、森林所有者が一体となった森林保全を進めます。
- ・ 松くい虫の被害を把握し、駆除対策を進めるなど森林病虫害の防除に努めます。

○市民に対する啓発

- ・ 森林の公益的機能に対する理解を深めるため、各種団体と連携して林業体験やイベントへの参加を呼びかけます。

○計画的な森林整備

- ・ 地域森林整備計画に基づく計画的な森林整備を推進し、治山・治水に努めます。
- ・ 人工林の適正管理のため間伐を推進し、森林機能の保全に努めます。
- ・ 森林資源の高度利用について検討し、林業の生産性の向上を図ります。

○木材の活用促進

- ・ 間伐材の活用や地元生産材の利用拡大を進めます。
- ・ 森林整備で生じた間伐材・林地残材などの木質バイオマスとしての利用を検討します。

②自然公園等の保護・保全

○自然公園の保護

- ・自然公園法に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた風致景観の保護に努めます。
- ・自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等について普及啓発に努めます。

○自然環境保全地域の保全

- ・自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づく規制や指導を徹底し、自然環境保全地域の自然の保護・保全に努めます。
- ・自然環境保全関係指定地域の指定、拡大に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
林野総面積	50,395ha	50,395ha 維持	50,395ha 維持
育成林整備面積 (市有林)	316.9ha	540ha	690ha
自然保護指導員数	4 人	6 人	8 人
自然公園指導員数	15 人	18 人	20 人

3 動植物の保全

本市は、市街地の他に農地・森林、水辺空間、高山地帯など多様な環境から構成され、多くの動植物がそれぞれの環境に適応して生息しているため、生物多様性が豊かな地域となっています。しかし、近年では森林や農地の荒廃に伴う生物生息環境の悪化や外来種の影響などにより、生物多様性が失われてきている可能性が示されています。この一方で、野生生物による農作物への被害が生じています。

こうした状況を踏まえ、今後も多様な生物が生息できる環境を確保するとともに、自然環境と人間の生活環境のバランスを保つことが必要です。

【目標】

多様な生物が生息できる生態系を保全します。

【施策】

①生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全

- 貴重な動物や植物・植物群落の保護
 - ・貴重な動植物の分布・生息状況などの調査・把握を行い、保護に必要な基礎的データの確保に努めます。
 - ・自然保護指導員や自然観察指導員などの人材育成に努めます。

- 多様な動物や植物・植物群落が生息・生育できる環境の保全
 - ・生態系における相互作用に配慮しながら、野生動植物の保護、生息・生育できる環境の確保に努めます。

- 市民・事業者に対する啓発
 - ・貴重な動植物の保護に対する理解や協力を得るための啓発に努めます。
 - ・市民参加型の生物調査などにより、日常生活と自然環境との関わりや自然保護の必要性について、意識の高揚に努めます。

②在来種の保護、外来種対策等の推進

○外来種の生息状況の把握

- ・市域における外来種の生息状況の把握と、対策を行うための基礎的データの確保に努めます。

○外来種の駆除・侵入予防

- ・外来種の侵入によって既存の生態系に著しい影響が生じている地域については、駆除対策を講じます。
- ・外来種の侵入を防ぐため、ペットの逃げ出しや遺棄、無自覚な放流など行わないよう啓発に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
自然保護指導員数	4 人	6 人	8 人
自然公園指導員数	15 人	18 人	20 人





4 農地・里山の保全と再生

本市では多種多様な農産物が生産されており、特に果樹は本市の特産物の1つとなっています。本市において、農地は市街地周辺部に多く分布していますが、農地の面積は減少傾向にあり、中山間地域では耕作放棄地が増加傾向を示しています。

農地は、農産物の提供の他に、雨水をかん養する機能、緑地を提供する機能、美しい田園景観の形成など、多様な公益的機能を有しているため、今後も適切な保全に努めていきます。特に「里山」の回復・再生に向けて、農地の確保や農業の活性化などを図っていきます。

【目標】

農地・里山の保全と再生により、自然との共生を図ります。

【施策】

①里山の環境の維持・回復、遊休農地の利用促進

○里山の保全・再生

- ・里山の環境を維持・回復するため、里山を積極的に活用する事業創出を検討します。
- ・里山から供給される資源（木質バイオマスなど）の積極的な活用を検討します。

○自然環境に配慮した農業の推進

- ・農村環境の良好な保全管理のため、農地・水・環境保全向上対策を推進します。
- ・有機農法などを取り入れた環境保全型農業を推進します。
- ・農地流動化の促進などにより農地を集積し、遊休農地・耕作放棄地の解消を図ります。
- ・遊休農地・耕作放棄地を活用した花畑づくりを進めるなど、美しい田園風景の創出を図ります。
- ・市民農園、観光農園など農業を体験できる場を整備し、農業への理解を深める活動を推進します。
- ・都市居住者との農業を介した交流事業として、観光との連携によるグリーンツーリズムの推進を図ります。

○市民に対する啓発

- ・農業者と地域住民が一体となった協働活動を支援します。
- ・農地の保全や農業振興に対する市民の理解を図るため、広報・啓発を行います。

②鳥獣による被害の把握と適切な対策の確立

○鳥獣被害の状況の把握

- ・野生鳥獣による被害状況の把握に努めます。
- ・野生鳥獣の適切な保護・管理と被害防止対策を総合的に実施することにより、自然と人間の生活のバランスの維持を図り、人と野生鳥獣の共生に努めます。

○鳥獣被害に関する情報収集

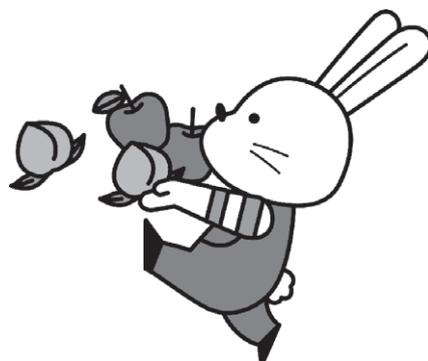
- ・他地域における類似事例や対策などの情報を収集し、適切な対処に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。本市ではこれまでも、農業活性化のための施策を展開して参りましたが、農家数や経営耕地面積の減少をおさえるに至っておりません。したがって、減少を最小限にとどめることとし、数値目標を設定しました。

進行管理指標	現 状 (平成 17 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
農家数	7,802 戸	6,780 戸	6,300 戸
経営耕地面積	6,202ha	5,270ha	4,790ha

現状値（平成 17 年度）には、旧飯野町分を含みます。



第2節 安全・安心を支える生活環境の保全

1 水資源の保全

本市では、河川や地下水の水質は概ね良好な状態にあります。一部の河川や地下水において、環境基準を超過しているところもあります。

このため、水質汚濁を防止するための生活排水対策として、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を今後も計画的に推進するとともに、水質の監視などを継続していきます。

【目標】

排水対策を推進し、安心・安全な水資源を保全します。

【施策】

①生活排水、事業活動からの排水対策の推進

○全戸水洗化の推進

- ・ 汚水処理基本構想に基づき公共下水道整備事業を推進します。
- ・ 公共下水道事業や農業集落排水事業の整備区域外の地域では、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ・ 合併処理浄化槽設置に対する補助制度の広報に努め、汲み取りや単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への切り替えを促進します。

○家庭での生活排水対策の推進

- ・ 家庭内でできる水質汚濁負荷削減のための実践行動を広報します。
- ・ 「ふるさとふくしま清流づくり推進事業」の学習会などにより、市民の生活排水対策の啓発を推進します。

○工場・事業所排水対策の指導強化

- ・ 各事業所に対して排水基準の遵守徹底などを指導します。

○農業由来の水質汚濁対策

- ・ 農業関係団体と協力し、農業従事者に対する農薬や肥料の適正使用を指導します。
- ・ 環境にやさしい営農活動推進のため、エコファーマーの取り組みを支援します。

②水質の監視や水源の維持・管理等水資源の保全

○水質汚濁状況の監視

- ・河川の水質を常時監視することにより、河川ごとの汚濁状況を把握し、必要な対策を推進します。

○水源の維持・管理

- ・森林や農地の水源かん養機能を重視し、森林や農地の保全に努めます。
- ・森林整備計画に沿った間伐を実施し、森林の水源かん養機能の確保に努めます。
- ・水源地付近への廃棄物投棄の監視に努めます。

○地下水の保全

- ・地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めます。
- ・市街地における雨水浸透設備（透水性舗装、雨水浸透枡など）の整備を推進します。

○節水、水の循環利用

- ・節水を推進し、水資源の保全に努めます。
- ・一度使用した水の再使用・循環利用を推進します。
- ・雨水の利用を推進します。

○水環境の保全意識の高揚

- ・水環境の保全意識の高揚を図るための広報を推進します。
- ・水環境の保全意識の高揚に向けて、国、県などと連携して効果的な意識啓発を進めます。
- ・水とふれあう機会の創出など、あらゆる機会を活用した意識啓発を進めます。

○広域的な連携による水環境の保全

- ・阿武隈川流域の水環境保全について、流域の自治体、住民と連携し取り組みを進めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
汚水処理人口普及率	78%	84%	90%
河川の BOD 値 環境基準達成地点数※	18/23	21/23	23/23

※市内の河川 23 地点における定点調査を毎年行っています。

環境基準がない河川については、流入先河川の環境基準を準用します。



2 大気環境の保全

本市の大気質は概ね良好な状態にあり、大気汚染の状況は全体的に改善されてきています。今後もよりよい大気環境の保全・維持に向けて、排ガス対策や大気質の監視を継続していきます。

【目標】

ばい煙、粉じん、排ガス対策を推進し、さわやかな大気環境を保全します。

【施策】

①事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進

○工場・事業所からのばい煙、粉じん対策

- ・大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設からのばい煙については、法及び条例による排出基準の遵守を指導します。
- ・福島市公害防止対策条例の遵守を指導します。

○自動車からの排ガス対策

- ・自動車の利用に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけるよう意識啓発を進めます。
- ・ノーマイカーデーの普及、啓発に努めます。
- ・交通流の円滑化や渋滞の解消に向けた道路整備を推進します。
- ・市民、事業者における低公害車の普及に向けた情報提供を実施します。
- ・公用車の更新時に次世代自動車を優先的に導入します。

②大気質の監視

○光化学オキシダントの監視

- ・光化学オキシダント発生情報に関する広報・情報提供を推進します。
- ・県や関係機関との協力体制の強化により、緊急時における迅速・確実な対応を図ります。

○廃棄物の野外焼却対策

- ・野外焼却（野焼き）の禁止に関する啓発活動を推進します。
- ・農業団体等の各種団体に対し、野外焼却（野焼き）禁止について指導を行うよう協力を要請します。

○大気環境保全意識の高揚

- ・大気環境の保全意識の高揚を図るための広報を推進します。
- ・大気環境の保全意識の高揚に向けて、国、県などと連携して効果的な意識啓発を進めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

次世代自動車は、ハイブリッド車のように普及拡大を迎えたもの、燃料電池車のように開発途上のもの、電気自動車のように普及拡大にはインフラの整備が必要なものなど、様々な種類があります。

市役所の次世代自動車導入は、乗用車を更新するものとし、目標を定めます。

貨物車及び特殊車両（消防車など）については、当面、燃費などの環境性能を考慮した更新を進めます。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
市役所の次世代自動車導入台数	7 台	14 台	21 台

3 その他公害の未然防止

わが国では、戦後の経済成長期において、環境への配慮が十分でなかったことなどから、いわゆる公害が大きな社会問題となりました。問題解決のため、「公害対策基本法」が制定され、これに基づく様々な施策の推進により、成果を挙げることができました。本市においては、現在では法及び条例により改善勧告・命令を行わなければならないような公害の発生はありません。

本市の現状としては、幹線道路沿道部や新幹線の沿線部において騒音がやや高い水準にある以外は、概ね良好な生活環境が保全されていると考えられます。道路交通や新幹線からの騒音については、今後も引き続き監視を継続し、公害の未然防止に努めます。

なお、近年では、交通騒音や事業場などの特定の原因者からの騒音などよりも、近隣同士のトラブルなど法規制対象外のものが公害苦情の原因となっていることが多いため、今後は事業者などに対する指導だけでなく、市民に対する啓発などを強化していくものとします。

【目標】

公害の未然防止に努め、快適で安全な生活環境を確保します。

【施策】

①騒音・振動、悪臭、土壤汚染防止対策、有害化学物質対策の推進

○騒音・振動、悪臭等の公害防止対策

- ・騒音規制法、振動規制法に基づく届出を徹底させます。
- ・福島市公害防止対策条例の遵守を指導します。
- ・自動車交通騒音・振動、鉄道騒音、環境騒音等の測定を継続し常時監視の強化に努めます。
- ・自動車交通騒音対策として、道路への低騒音舗装の導入を推進します。
- ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を要請します。
- ・事業活動に起因する近隣騒音や悪臭を防止するため、商工団体等に対し、指導を行うよう協力を要請します。
- ・家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、住民・事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。

○土壤汚染防止対策

- ・土壤汚染を防止するため、関係法令等に基づく指導に努めます。
- ・土壤汚染に対しては、適切な措置等の指導に努めます。

○ダイオキシン類対策

- ・廃棄物処理施設の適正管理を継続します。
- ・ダイオキシン類の動態調査のあり方について検討します。

○アスベスト飛散防止対策

- ・今後耐用年数を迎えて、アスベストを使用した建築物の解体の増加が見込まれるため、解体・処理現場周辺でのアスベスト飛散対策の適正実施を指導します。

○有害化学物質に関する情報の収集

- ・国、県との連携を強化し、化学物質の安全性や環境保全に関する情報、新たな環境汚染物質の情報等の収集に努めます。
- ・PRTR 制度を活用し、市内に登録された特定化学物質の種類や排出量の把握や化学物質による環境へのリスクの把握に努めます。
- ・市民、事業者、行政の連携を密にし、情報の共有化や化学物質に対する正しい理解を推進することにより、地域における相互の信頼関係の構築に努めます。

②公害苦情の適正処理の推進

○公害苦情の適正処理

- ・市民からの公害苦情や相談を受けた場合は、関係機関との連絡調整に努め、現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。

○市民に対する啓発

- ・近隣関係をめぐる苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた広報・啓発を実施します。

【 進行管理目標 】

現在本市では、法及び条例により改善勧告・命令を行わなければならないような公害の発生が無い状況が続いております。この状況を今後も継続することを目標とします。

第3節 潤いのある快適な地域環境の創出

1 自然とのふれあいの場の創出、都市緑化の推進

本市は豊かな自然に恵まれており、全国有数の温泉地と併せて豊かな観光資源としての自然環境の整備・活用が必要です。また、市街地においては信夫山等の緑が多く存在するものの、公園・緑地などは、量・質の面からみて十分とは言えない状況にあります。また、自然とふれあうことのできる場所・施設の整備も進める必要があります。

このため、住民が緑や自然にふれあうことのできる場の創出を図り、健康で楽しく生活できる地域づくりを推進するとともに、自然環境保護と観光環境整備の調和を図っていきます。

【目 標】

誰もが健康で快適に親しめる屋外空間を確保します。
温泉地等の観光資源活用と自然環境保護の調和を図ります。

【施 策】

①自然を体感できる憩いの場の創出

○自然を体験できる場の維持・整備

- ・多くの自然が残されている地域を、自然とふれあえる場、保健休養の場として有効に活用します。
- ・森林や水辺において、市民が身近に自然を体験できる憩いの場の整備を継続します。
- ・自然とふれあえる場・施設の利用促進により、自然を大切にする意識の高揚を図ります。
- ・既存の野外レクリエーション施設を適正に維持し、新たな野外レクリエーション施設の整備について検討します。

○自然環境と観光環境の調和

- ・自然志向の高まりに対応するため、自然環境と調和した温泉地の整備を進めます。
- ・観光客が周囲の緑を感じることができるよう環境づくりを進めます。
- ・温泉地の自然環境を破壊しないよう、周囲の環境と調和した施設（歩道、駐車場、野営場、トイレ等）の整備に努めます。

○自然とふれあう活動の推進のためのPR

- ・ポスターや観光パンフレット、冊子、広報、ホームページなどの活用により、自然とのふれあい活動の場の周知を図ります。
- ・荒川資料室など自然とふれあえる場所、施設についての案内板や標識などを設置して積極的にPRします。

○各種イベントの開催と対策

- ・環境月間における行事の他に、自然観察教室などの体験イベントを開催し、自然とふれあう機会の増加を図ります。
- ・「あらかわ・ふるさとの川ウォーキング」や「五色沼トレッキング」、各種ハイキング、オリエンテーリングなど各種イベントを継続して実施していきます。
- ・花見山周辺地区などにおける観光シーズンの出店対策や一年を通しての受入体制の整備を検討します。

②緑地、公園整備、緑化の推進

○緑地、公園の整備

- ・市街地における公園、緑地の整備と充実に努めます。
- ・信夫山など歴史的資源を活かした自然緑地の整備とネットワーク形成に努めます。
- ・市民の意向を踏まえた身近な公園づくり、市民参加による公園管理を推進します。
- ・親水公園の整備にあたっては、ビオトープとしての機能など、生物の生息空間の確保にも配慮します。

○緑化の推進

- ・市街地の公共施設や道路沿道における緑化を推進します。
- ・中心市街地において、市民の緑化の意識高揚を図ることを目的とした各種のイベントを実施します。
- ・生垣設置奨励補助金交付制度の推進・拡充を図ります。
- ・景観、環境に配慮した街路樹や公園の緑化修景による緑の街並みづくりを推進します。
- ・社寺林や点在する大木・古木などの保存樹、荒川沿いのマツ林やサクラの大木など地区のシンボルといえる緑の保全に努めます。
- ・名木保存樹を広く市民に知ってもらうため、周知方法等を検討し積極的なPRに努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
都市公園面積	300.75ha	308.44ha	309.95ha
市民1人当たりの都市公園面積	10.29 m ²	10.64 m ²	10.99 m ²
都市公園などへの植樹本数 (累計)	53,775 本	65,775 本	75,775 本
生垣設置事業補助対象延長 (累計)	5,105m	7,145m	8,845m

2 良好な景観の保全と創出

本市の特徴となっている良好な自然景観及び農業景観の保全とともに、各地域において生まれ受け継がれてきた歴史・文化資源等を保全・活用した個性的・魅力的な景観の創出と都市機能拠点や都市軸における新たな景観形成等により、「福島らしさ」を基本としたまちづくりを進めます。

また、市民・事業者との連携、役割分担を促進し、市民への啓発活動や景観形成への支援・誘導の充実を図ります。

【目標】

すぐれた眺望を守り、「福島らしさ」を育む、
暮らしを生き活きと演出する景観を創出します。

【施策】

①地域特性を活かした景観の形成

○総合的な施策の推進

- ・豊かな自然景観を積極的に保全します。
- ・地域の景観に配慮した公共施設の整備を進め、地域の景観形成に先導的役割を果たします。
- ・風致地区、地区計画、高度地区等、諸制度を活用します。

○地区・施設レベルの景観誘導

- ・景観形成重点地区の指定や計画策定による景観形成を促進します。
- ・大規模行為景観形成基準及び行為の制限による届出制度を中心とした景観を誘導します。

○景観資源の保全と活用

- ・景観重要構造物等の指定により、景観資源の保全を図ります。名所・旧跡のイメージアップのため、景観資源の活用を図ります。

○市民・事業者による景観形成活動支援

- ・景観まちづくりに関する自主的な活動を支援します。
- ・自主的景観形成地区指定や計画策定による景観形成を促進します。
- ・地区住民による地区景観の基準を定めた景観協定を推進します。

○市民・事業者への支援・啓発

- ・福島市景観条例の広報活動や景観セミナー等を開催し、景観意識の啓発を積極的に行います。
- ・「まちづくりアドバイザー制度」「市民まちづくり計画策定補助事業」を積極的に活用します。
- ・市民・事業者の景観意識の高揚を図るため、優れた景観の形成に寄与する建築物や、活動を行う団体等の表彰を検討します。

②自然環境保全関係指定地域の保護、歴史遺産の保存

○自然環境保全関係指定地域の保護

- ・風致地区、自然環境保全地域などの適正な保護に努めます。
- ・風致地区、自然環境保全地域などの新たな指定について検討します。
- ・天然記念物や緑の文化財、名木などの適正な保護に努めます。

○歴史遺産の保存

- ・地域における文化財や歴史遺産の適正な保存に努めます。
- ・文化財や歴史遺産などの調査を進め、新たな指定を行います。
- ・文化財や歴史遺産への関心、将来への継承に向けた意識の高揚を図ります。
- ・地域の文化・歴史とふれあうことができる散歩道の整備やルートマップを作成します。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
景観の保護・形成による まちづくりを行う団体数	0 団体	1 団体	2 団体
景観形成に関するまちづくり アドバイザー派遣回数 (累計)	7 回	10 回	15 回



3 潤いのある都市環境の確保

近年、人々の意識や価値観の変化などに伴い、経済的・物質的な豊かさよりも、暮らしの中のやすらぎやうるおいが求められるようになってきました。

これを受けて、今後は市民が本市で暮らしていくことに対してより満足度が高まるよう、市民が快適に暮らしていくことのできる環境の整備に努めます。

【目標】

住民に潤いと安らぎを与える都市環境を創出します。

【施策】

①快適な歩道、心地よい感覚環境の保全

○潤いのある都市環境の創造

- ・都市公園の整備、学校や公共施設の緑化を進め、緑のネットワークの形成を推進します。
- ・植樹、生垣の整備、花いっぱい運動の推進などにより、市街地部に花や緑を増やします。

○魅力的な道路づくり

- ・地域住民が愛着をもてる道路とするため、街路樹や花壇の整備などによる魅力的な道路づくりを推進します。
- ・歩行者の通行の安全を妨げ、都市景観も悪くなる放置自転車を整理、撤去するなど放置自転車対策を推進します。
- ・バリアフリーに配慮した道路整備を進め、誰もが行き交うことのできるやさしいまちづくりを推進します。

○心地よい感覚環境の保全

- ・星空がきれいに見えるように、屋外照明の適切な使用に向けた啓発に努めます。
- ・電線の地中化など、美しい都市景観の創出に努めます。
- ・音環境に配慮した空間の創出に努め、すぐれた音風景の保全を図ります。

②環境美化の推進、不法投棄の防止

○環境美化の推進

- ・ポイ捨ての防止徹底により、まちの美化に努めます。
- ・市民と市が協働で進めるアダプトプログラム「ふくしまきれいにし隊」などによる道路の清掃活動をPRし、活動を推進します。
- ・市民や事業者との連携により、河川敷や道路沿道などにおける清掃活動を行います。
- ・地域における一斉清掃などの活動を推進します。
- ・地域社会への奉仕の心を養う意識啓発を進めます。

○不法投棄防止対策の強化

- ・市民に対して不法投棄発見時の連絡先を周知し、不法投棄が確認された場合の迅速な対応を図ります。
- ・環境衛生パトロール員などによる不法投棄監視を継続します。不法投棄が確認された場合は、県や警察との連携により、投棄者の摘発に努めます。
- ・これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
「ふくしまきれいにし隊」の登録数	210 団体 6,371 人	300 団体	350 団体

第4節 かけがえのない地球を未来につなぐ配慮

1 地球環境の保全

近年、地球温暖化問題をはじめとする地球レベルでの環境問題がクローズアップされてきており、国民的な関心を引き起こしています。

本市でも、市民や事業者一人ひとりが地球環境問題に対して関心を持ち、正しい知識を身につけた上で、よりよい環境を未来に伝えていくために行動できるよう各種の取り組みを進めています。

【目標】

地球環境問題を正しく認識し、地球環境の保全に向けた取り組みを進めます。

【施策】

①地球温暖化対策の推進

- 福島市地球温暖化対策実行計画の策定
 - ・福島市地球温暖化対策実行計画の推進に努めます。

②オゾン層の保護、酸性雨対策の継続

- オゾン層の保護
 - ・フロンガスを使用している製品の回収、処理を継続します。
- 酸性雨対策
 - ・工場・事業場及び自動車からの酸性雨原因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物）の排出抑制に努めます。
 - ・酸性雨に関する情報収集、市民や事業者への情報提供に努めます。
 - ・酸性雨の発生源は、中国などの海外の発展途上国が中心となっており、酸性雨のメカニズムや国際協力の必要性の認識など、酸性雨問題に対する知識の普及啓発に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 19 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
温室効果ガスの排出量	2,361 千 t-CO ₂	2,184 千 t-CO ₂ (7.5%削減)	2,007 千 t-CO ₂ (15%削減)





2 省資源・省エネルギーの推進

本市でも電気などのエネルギー消費量は増加傾向にあります。これからは資源の枯渇だけでなく、地球環境の保全の観点からも省資源・省エネルギーを推進していく必要があります。

なお、省エネルギーの推進のためには、使用者である市民や事業者に対する意識の啓発と併せて、エネルギーの消費量が増加した背景を正しく把握した上で、エネルギー消費の抑制に向けた適切な対策を行うとともに、水道水についても貴重な資源の一つとして、有効な利用を進めることが大切です。

【目標】

限りある資源・エネルギーの有効活用を図ります。

【施策】

①省資源・省エネルギーの推進

○市民に対する啓発

- ・省資源・省エネルギー型のライフスタイルの普及・定着に向けた意識啓発を進めます。
- ・市民が自主的に省資源・省エネルギーに対する取り組みを進めるための環境家計簿の周知・活用推進を図ります。

○事業者に対する啓発

- ・環境に配慮した事業活動への意識啓発を進めます。
- ・夏季・冬季の省エネルギー推進のため、クールビズ・ウォームビズの定着に努めます。
- ・屋外照明の適正な使用を要請します。

○自動車の適正利用

- ・多くの自動車を利用している事業者に対して、アイドリング・ストップなどのエコドライブへの協力を要請します。
- ・自家用車による通勤の削減への協力を要請します。
- ・市街地部における自転車利用を推進するための広報・啓発を推進します。
- ・人や自転車が利用しやすい道路環境の整備（歩道や駐輪場など）に努めます。
- ・公共交通機関の利用を促進するため、鉄道やバスの機能強化・充実などを関係団体と連携して総合的に検討します。

○水道水の有効利用

- ・水道水の有効利用についての意識啓発を進めます。
- ・貴重な水資源である水道水の有効利用のため、漏水防止対策を進めます。

②省資源・省エネルギー機器等の普及推進

○省エネルギー設備の普及推進

- ・エネルギー効率の向上を図るため、コージェネレーションシステムの普及を推進します。
- ・省エネルギー設備の普及に向けて、市民や事業者への情報提供や助言・指導などに努めます。
- ・事業者のESCO事業活用など、省エネルギー設備の導入を推進します。
- ・建築物の断熱化対策を促進し、エネルギー効率の向上を推進します。

○低燃費・低公害車の普及推進

- ・公用車の更新時に低燃費・低公害車の導入に努めます。
- ・ハイブリッドカーなどの低燃費・低公害車の普及のため、購入時における助成・支援策を検討します。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 19 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
家庭における電力・ガス由来の 1世帯当たり年間CO ₂ 排出量※	3,092kg-CO ₂	2,859kg-CO ₂ (7.5%削減)	2,627kg-CO ₂ (15%削減)

※ (家庭における電気使用量×CO₂排出係数÷契約口数) +

(家庭における都市ガス使用量×CO₂排出係数÷契約口数)



3 新エネルギーの有効利用の推進

地球温暖化を防止するためには、化石燃料に代わる新エネルギーの普及を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。

本市には、太陽エネルギーの他に、市域に豊富に存在する温泉資源や森林資源など、未利用のエネルギーが多量に潜在しているため、多くの分野で新エネルギーの導入が期待されています。

地域特性やエネルギーの特性を踏まえ、化石燃料にかわる新エネルギーを始めとした多様なエネルギーの導入を推進します。

【目標】

新エネルギーの積極的な活用を図り、環境への負荷を減らします。

【施策】

①地域特性に応じた新エネルギーの導入

○地域特性を生かした新エネルギーなど、多様なエネルギー導入の推進

- ・本市は晴天日数が多く、賦存量の観点からも太陽光発電・太陽熱利用の導入に適していますので、公共施設や学校への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入に率先して努めます。
- ・貴重な地下資源である温泉を保護しながら、温泉・地熱をクリーンエネルギーとして、多目的な利活用を検討します。
- ・廃棄物処理施設における発電や排熱の温水利用等の有効利用を継続し、施設の更新においても発電施設の導入を図ります。

○未利用エネルギーの有効活用の検討

- ・廃食用油のバイオ燃料としての利用の方法を検討します。
- ・果樹剪定枝など農業廃棄物や食品廃棄物、間伐材や林地残材などバイオマスの利用の方法を検討します。
- ・小型風力発電の導入の可能性について検討します。
- ・小水力発電の導入の可能性について検討します。

②新エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築

○体制・システム等の構築

- ・事業所や住宅等の民間施設への新エネルギーの導入を促進するため、各種助成制度について検討します。
- ・新エネルギーの活用には、施設や設備などのハード面のみでなく、利用先の確保や安定供給の方法などのソフト面についても考慮して利用システムを検討します。
- ・関係団体や事業者との連携を深め、協力体制やネットワークの構築について検討します。

○意識啓発、情報提供等の推進

- ・新エネルギーの普及に向けて市民、事業者の意識の啓発に努めます。
- ・新エネルギーに関する最新の情報の提供に努めます。
- ・小学校での「新エネルギー教室」の開催など、幅広い世代に新エネルギーの重要性に対する理解と意識の高揚のための活動を行います。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
市の公共施設への太陽光発電システムの導入箇所数	3 箇所	5 箇所	6 箇所
市の公共施設へのその他新エネルギーシステムの導入箇所数	4 箇所	5 箇所	6 箇所





4 循環型社会の推進

環境負荷の低減のためには、省資源・省エネルギーの推進と併せて、廃棄物の減量とリサイクルの推進に努める必要があります。本市では、平成18年に策定した「福島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理計画）」に従い、廃棄物の減量とリサイクルの推進、及び適正な処理・処分を行っています。

今後も引き続き、廃棄物の減量とリサイクルの推進に向けて各種の施策を継続・展開していきます。

【目標】

廃棄物の減量とリサイクルを推進し、循環型社会の構築を目指します。

【施策】

①3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及・推進

- リデュース（発生抑制、いらぬものを極力購入しない、もらわない）
 - ・製造・流通・販売・消費・廃棄などの全ての段階で、廃棄物の排出抑制に向けた意識改革を推進します。
 - ・簡易包装の取り組みやマイバック持参運動を推進します。

- リユース（再使用、ていねいに大切にくり返し使う）
 - ・本市の資源物収集量や再利用状況などについて情報の提供に努めます。
 - ・フリーマーケットなどへの支援に努めます。また、不用品交換制度の活用によるリユースの推進を呼びかけます。

- リサイクル（再生利用、ごみとして捨てずに資源として甦らせる）
 - ・生ごみ処理容器購入助成制度の更なる普及に努めます。
 - ・資源ごみ指定品目の分別徹底の周知を図ります。
 - ・集団資源回収、小中学校での紙パック回収の活性化に努めます。
 - ・食品トレイ、紙パック、びん、ペットボトルなどについては、スーパーや販売店での店頭回収による自主的なリサイクルを促進します。
 - ・農業用使用済みプラスチックのリサイクルの高品位化、高付加価値化、環境配慮型プラスチックの利用推進に努めます。
 - ・焼却灰の溶融・スラグ化による最終処分場への搬入の削減を継続、推進します。

- 廃棄物の排出抑制・減量化
 - ・ごみステーションの適正管理を指導し、地域全体での廃棄物の分別徹底を推進します。
 - ・ごみの収集に際しては、不適正な排出に警告シールを貼るなど、分別排出の徹底を図ります。
 - ・廃棄物の減量に対する指導、教育などの体制整備を図ります。

- ・市民を対象とした施設見学（リサイクルプラザ、資源化工場など）を通じたリサイクル意識の啓発に努めます。
- ・家庭系ごみの有料化について、他地域の事例を参考としながら検討します。

②グリーン購入の推進

○エコ商品の利用推進

- ・市民、事業者に対して、グリーン購入を要請します。
- ・本市の事業で使用するものについては、リサイクル製品を率先購入します。
- ・環境に優しいエコ商品に関する情報を市民、事業者に提供することにより、エコ商品の普及を推進します。

○リサイクル原料などの利活用の推進

- ・事業者に対して、リサイクル原料の使用に向けた意識啓発を進めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
ごみの総排出量	116,567 t	114,100 t	108,100 t
市民1人1日当たりのごみ排出量	1,086 g	1,078 g	1,050 g
再資源化量	18,388 t	23,100 t	26,900 t
リサイクル率	15.3%	19.6%	24.0%



第5節 みんなで協働して取り組む環境保全の活動

1 環境教育・環境学習の推進

今日の環境問題は、特定の原因者による産業型公害から、誰もが加害者及び被害者になりうる都市型公害・生活型公害に変化してきています。

このため、今後は、地域の環境に関する情報を広く提供することにより、市民や事業者などの環境に対する関心を高め、大切にすることを育んでいく必要があります。また、一人ひとりが環境を守り、快適な環境を次世代に引き継いでいくための自主的な活動を行うことができるよう、家庭教育、学校教育、事業所内教育などあらゆる場を通じて、環境教育・環境学習を積極的に推進します。

【目標】

環境教育・環境学習を推進し、環境保全への意識を向上させます。

【施策】

①あらゆる場での環境教育の推進

○自然とふれあう機会の創出

- ・自然観察会や星空観察会などを開催し、自然環境に関する学習機会を充実します。
- ・ハイキングやトレッキング、野外キャンプなど自然の中で行うレクリエーションの機会を創出します。
- ・自然にふれあうことのできる場所や施設を広くPRし、利用の推進を図ります。
- ・身近に自然を体験できる場所としてビオトープの整備を検討するなど、自然について学ぶ場を拡げます。
- ・河川をフィールドとしたイベントを通し、河川環境の保全の啓発活動を継続するとともに、親水空間などの環境教育の場の整備について検討します。

○家庭や学校での環境教育の推進

- ・幼稚園、小中学校等における、年齢や学習段階に応じた環境教育プログラムを作成し実践します。
- ・学校や家庭での省エネの推進の呼びかけや環境問題への意識の高揚を図ります。
- ・自然体験活動を通して、子どもたちの環境への関心を高めます。
- ・「もったいない学習会」を継続して実施します。

○事業所での環境教育の推進

- ・事業者に対して、従業員への環境教育を実施するよう要請します。
- ・事業所での環境教育に対する支援について検討します。

○社会人の環境教育の推進

- ・社会人を対象としたセミナーや生涯学習講座の中に、環境について学ぶ機会を設けます。
- ・自然探勝会、山菜採りなどのイベントを通じて、一般成人の環境への関心を高めます。
- ・少年、女性、高齢者、成人を対象としたリサイクル推進の意識啓発のため各種講座、見学事業等を継続して実施します。

②環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備

○環境情報の提供

- ・広報やホームページなどでの環境関連情報の充実を図ります。
- ・各種の行事の中で、環境関連情報を積極的に提供します。
- ・図書館での環境関連書籍の充実を図ります。
- ・環境カウンセラー制度についての周知を図ります。
- ・出前講座の実施や講師の派遣について検討します。

○環境学習の場所・機会の整備

- ・市の施設において環境学習や各種団体の交流などの多様な活動を行えるよう、場所・機会の整備を図ります。
- ・学習センターや図書館、学校などのネットワークを強化し、環境学習の場所・機会の創出・充実を図ります。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
自然観測会、自然体験講座等の 環境学習年間開催回数	117 回	毎年 100 回以上	

2 環境保全活動の推進

現在、本市では市民や事業者が環境保全活動に参加・行動しやすくするため、各種の活動や取り組みを実施しています。

今後も市民や事業者の自主的な活動を促進するとともに、アダプトプログラムの活用などにより、地域全体での環境保全活動の取り組みを支援していきます。

【目標】

市民、事業者、団体による環境保全活動を推進します。

【施策】

①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進

○市民の取り組みの推進

- ・地域における各種の環境保全活動・ボランティア活動などを推進・支援します。
- ・こどもエコクラブなど、子どもたちの環境保全活動を推進・支援します。
- ・市民が自らの手で実行できる環境保全のための活動について、広報やホームページなどによる啓発・普及を図ります。
- ・地域における環境保全活動を推進する団体・NPOなどの育成・活性化に努めます。
- ・環境保全活動の実施者に対する表彰・顕彰を行い、環境保全活動に取り組む動機づけを与えます。

○事業者の取り組みの推進

- ・自主的な環境保全の取り組みのため、「ISO14001」、「エコアクション 21」などの認証取得を推進します。
- ・環境に関する説明責任の推進のため、環境報告書の作成及び公表を推奨します。

○市の取り組みの推進

- ・市民や事業者、学校、各種団体での環境保全の取り組みへの支援を行います。
- ・市が発注する事業では、環境に配慮した工法や再生資材の利用などを推進します。
- ・環境影響評価制度の適正な運用と指導の徹底により、事業実施時などにおける環境汚染の未然防止を図ります。
- ・環境衛生パトロール員などによる不法投棄監視を継続します。
- ・市民に対して不法投棄発見時の連絡先を周知し、不法投棄が確認された場合の迅速な対応を図ります。

○環境美化の推進

- ・ポイ捨ての防止徹底により、まちの美化に努めます。
- ・市民や事業者との連携により、河川敷や道路沿道などにおける清掃活動を行います。
- ・地域における一斉清掃などの活動を推進します。
- ・地域社会への奉仕の心を養う意識啓発を進めます。

②各種団体等との連携・協力の推進

○人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化

- ・農業団体、商工団体などの各業界団体を中心とした、事業者の連携を推進します。
- ・環境保全活動等を通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
- ・地球温暖化問題などの広範囲な環境問題の解決に向けて、国や県等と積極的に情報交換をしながら協力体制を形成し、有効な取り組みを推進します。
- ・周辺市町村との連携により、河川等の環境保全事業を協力し展開します。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
こどもエコクラブ参加者数	52 人(3 クラブ)	400 人	500 人
きれいなまちづくり参加人数 (累計)	3, 113, 929 人	4, 000, 000 人	5, 000, 000 人

3 ネットワーク形成の推進

今日の環境問題は、地域レベルから地球規模のものまで広範化・多様化しており、これらの問題を解決していくためには、特定の自治体の取り組みだけでなく、国や県、近隣市町村、市民団体、事業者などと連携を図りながら、ネットワークを形成し、幅広い取り組みを進めていくことが望まれます。

このため、本市でも様々な団体と協力・連携しながら環境保全に向けた各種の活動や取り組みを実施しています。今後も環境保全等に取り組む市民団体への支援を進めるほか、関係する団体間のネットワークの形成を図り、地域の環境保全を積極的・効果的に推進していきます。

【 目 標 】

ネットワーク形成により、環境保全活動の輪を広げます。

【 施 策 】

①市民、事業者、市が協働した環境保全の取り組みの推進

○市民、事業者、市の連携と協力の推進

- ・市民、事業者、市の協働による環境美化を推進します。
- ・環境保全等に取り組む市民団体を支援します。
- ・一人ひとりが環境保全活動に参加しやすくなるよう、地域や団体をまとめるリーダー役の育成・確保を図ります。
- ・市民、事業者、市の連携のための調整役としての機関の設立を検討します。
- ・事業者に対して、地域の環境保全活動などへ積極的に参加・支援するよう要請します。
- ・市民や事業者からの環境保全に関する建設的な意見や要望を、行政の施策に反映するよう努めます。

○環境情報の共有化

- ・環境情報の共有化・公開を推進します。
- ・市民や各種団体、事業者などによる環境保全活動の推進に資する環境情報を収集・整理し、広く情報の提供を図ります。
- ・市民団体や事業者の環境に関する活動状況の把握に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
(仮称) 環境基本計画等推進協議会に参加する団体等の数	—	30 団体	50 団体

第5章 環境配慮指針





第1節 市民、事業者の環境配慮

私たちは、日常の生活や事業活動におけるエネルギー消費や廃棄物の排出などを通して、直接的・間接的に環境に負荷を与えています。

本計画に定める目標を達成し、望ましい環境像を実現するためには、市民や事業者は、自分たち一人ひとりが計画の担い手であることを自覚して環境保全への意識を高め、自らの行為が環境へ及ぼす影響を認識し、よりよい環境を未来に伝えるために行動していくことが必要です。

具体的には、従来のライフスタイルやビジネススタイルを全面的に見直し、各家庭や事業所レベルだけでなく、地域の人たちや関係団体などと連携・協力しながら、省エネルギーの推進やごみの減量、水や大気の保全などに取り組み、日常のあらゆる場面において環境への負荷を低減することが求められています。

以下では、市民や事業者の皆様実践して欲しい環境配慮の具体例を示します。これを参考にして自らの生活を見直し、できるだけ多くの取り組みを実行しましょう。

1 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

(1) 水辺の保全と改善のための配慮指針

水辺をごみで汚さないようにしましょう。また、水辺と清流の保全のため、美化活動などには積極的に参加しましょう。

市民の環境配慮指針

- 河川敷や公園などの身近な水辺空間を大切にしましょう。
- イベントやレジャーなどで水辺を汚さないようにしましょう。
- 釣り糸や釣り針などは、釣り場に捨てたりせず、きちんと後始末しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 河川や水辺の環境保全活動・美化活動には積極的に参加しましょう。

(2) 森林の保全のための配慮指針

森林については、木材を積極的に活用することで整備・保全していくものとします。林業の振興を図り、新たな木の文化を創出するため、地域の木材の利用を推進しましょう。

市民の環境配慮指針

- 森林の価値を理解し、各種の活動やイベントに積極的に参加しましょう。
- 森林を守る運動に協力しましょう。
- 家具や木工製品は、地域の木材を使用した製品を優先して購入しましょう。
- 住宅の建築に際しては、地域の木材の使用推進に協力しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 開発行為などの事業活動では、森林などの自然環境への負荷を少なくするよう配慮しましょう。

【林業の環境配慮指針】

- 適正な管理・育成により、森林の公益的機能の維持に努めましょう。
- 山林からの「バイオマス資源」を積極的に活用することを検討しましょう。
- 森林ボランティアなどの各種の活動・イベントを活用して市民との交流を進めましょう。
- 間伐材の有効な利用方法について他の業種の事業者や関係者とともに検討し、間伐材の利用を推進しましょう。

【建設業・製造業の環境配慮指針】

- 住宅の建築材や内装材、家具や木工製品などで地域の木材の使用を推進しましょう。



(3) 動植物の保全のための配慮指針

身近な自然や動植物への理解と関心を高め、本市の豊かな自然を未来に伝えましょう。

市民の環境配慮指針

- 身近な自然や市域に分布する動植物について知識を深めましょう。
- 動植物をむやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにしましょう。
- 貴重な動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切にしましょう。
- 外来種の魚や動物を自然に放さないようにしましょう。
- 自然観察会に参加するなどして、自然についての知識と理解を深めましょう。
- 地域の自然調査や生物調査などには積極的に参加しましょう。
- 魚やカエル、トンボ、ホタルなどの生き物が生息できる水辺環境づくりなど、自然を回復する活動に積極的に参加しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 新たな事業などを行う際には、事前に十分な環境アセスメントを行い、実施時には環境に配慮した工法を採用するなど、動植物や生態系への影響をできるだけ少なくするよう努めましょう。
- 屋外照明の使用の際には、景観や生活環境だけでなく、周辺の動植物にも配慮しましょう。

(4) 農地・里山の保全と再生のための配慮指針

農地や里山は、農産物などの生産の場としての役割だけでなく、地域の自然景観を構成するなど、大切な「公共財」であることを認識し、適切に維持・管理しましょう。

市民の環境配慮指針

○地元で作られた農産物を選んで購入するようにしましょう。

事業者の環境配慮指針

【農業の環境配慮指針】

- 農地の適正管理を行きましょう。
- 遊休農地の有効な活用について検討しましょう。
- グリーンツーリズムなどの各種の活動・イベントを活用して市民との交流を進めましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 地元で採れた農産物を優先して扱うなど、地産地消の推進に協力しましょう。





2 安全・安心を支える生活環境の保全

(1) 水資源の保全のための配慮指針

河川などの公共用水域の水質を保全するため、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に努めましょう。併せて家庭や事業所などからの水質汚濁負荷の削減に努めましょう。

水は限りある資源です。将来にわたり安全・安心で良質な水を安定して利用するためにも、水道水の適切な使用に努めましょう。

市民の環境配慮指針

- 公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに下水道に接続しましょう。
- 公共下水道処理区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置または切り替えにより、適切な排水処理を行いましょう。
- 使用済の食用油は、古布にしみこませるか油凝固剤で固めてからごみに出すなど適正に処理して、台所から流さないようにしましょう。
- 食べ残しのある食器は、残さをふき取るなどの処理をして洗いましょう。
- 台所の三角コーナーや排水口には水切りネットなどを設置し、固形物を台所から流さないようにしましょう。
- 洗剤、柔軟剤、シャンプーなどは適量の使用に心がけましょう。
- 炊事、洗濯、洗車などをするときは、節水に心がけましょう。
- お風呂の残り湯は、洗濯や庭への散水などに利用しましょう。
- 洗濯をするときは、まとめ洗いをすることで節水に努めましょう。
- 歯磨き、洗顔、シャワーをするときは、水を出しっぱなしにしないようにしましょう。
- 河川の水質調査などには積極的に参加しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 法令を遵守し、公害防止対策を推進しましょう。
- 排水処理施設などは、適切に維持・管理しましょう。
- 事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質汚濁の防止に努めましょう。
- 節水装置の導入や水の再利用など、事業所内での節水を進めましょう。
- 雨水タンクの整備などによる雨水の利用について検討しましょう。

【建設業の環境配慮指針】

- 建設工事における水利用の効率化などの技術開発を推進しましょう。

【製造業の環境配慮指針】

- 製造工程における水質汚濁に関する管理目標を設定しましょう。
- 定期的に排水の水質測定を行い、公害の未然防止に努めましょう。

(2) 大気環境の保全のための配慮指針

大気汚染を防止するため、ボイラーなどの燃焼機器の適正管理に努めましょう。また、自動車の適正使用を心がけましょう。

市民の環境配慮指針

- 廃棄物は野外で焼却しないようにしましょう。
- 自動車を使用するときは、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。

事業者の環境配慮指針

- 法令を遵守し、公害防止対策を推進しましょう。
- ボイラーや自動車などは、適切に維持・管理し、使用しましょう。

【農業・林業の環境配慮指針】

- 使用済ビニール、プラスチック類については、野外焼却は行わず、適正に処理しましょう。

【製造業の環境配慮指針】

- 製造工程における大気汚染に関する管理目標を設定しましょう。
- 定期的に排出ガスの測定調査を行い、公害の未然防止に努めましょう。

【運輸業の環境配慮指針】

- 業務で使用する自動車が、大気環境に著しい影響を及ぼさないように配慮しましょう。



(3) その他公害の未然防止のための配慮指針

公害の未然防止のため、適正な事業活動の推進を心がけましょう。また、近隣でのトラブル防止のため、生活マナーの向上に努めましょう。

市民の環境配慮指針

- 騒音やごみの出し方で近所に迷惑をかけないように配慮しましょう。
- 庭や敷地内はこまめに草刈りをするなど、適正な管理に努めましょう。
- ガーデニングなどでの除草剤の使用はできるだけ控えましょう。

事業者の環境配慮指針

- 法令を遵守し、公害防止対策を推進しましょう。
- 業務用施設、空調などは、適切に維持・管理しましょう。
- 事業活動を行う際に、騒音や悪臭などを発生させないように周辺に配慮しましょう。
- 地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。

【農業・林業の環境配慮指針】

- 農薬や化学肥料は適正に使用・管理しましょう。

【建設業の環境配慮指針】

- 建設機械や工事用車両が周辺に騒音・振動などの影響を与えないように配慮しましょう。

【製造業の環境配慮指針】

- 製造工程における騒音・振動などに関する管理目標を設定しましょう。
- 定期的に騒音・振動の測定を行い、公害の未然防止に努めましょう。
- 生産工程で使用する化学物質は、使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏洩防止を徹底するなど、適正に管理しましょう。

【運輸業の環境配慮指針】

- 業務で使用する自動車周辺に騒音・振動などの影響を及ぼさないように配慮しましょう。
- 施設設備や機材などは、定期的に点検・整備しましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 営業騒音などが周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮しましょう。
- 店舗内の空調機器や設備機器などは、定期的に点検整備を行いましょう。

3 潤いのある快適な地域環境の創出

(1) 自然とのふれあいの場の創出、都市緑化の推進のための配慮指針

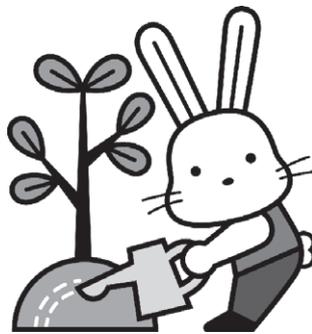
公園や緑地を大切に、緑化に協力しましょう。野外でのレクリエーション活動などにより、身近な自然に親しみましょう。

市民の環境配慮指針

- 街路樹や公園などの身近な緑を大切にしましょう。
- 家の敷地内での植樹や生垣の整備を進めましょう。
- 自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみ、自然との親しみを深めましょう。
- ハイキングやキャンプなどのレジャーやレクリエーションでのごみは、必ず持ち帰りましょう。

事業者の環境配慮指針

- 工場や事業所の敷地内は、樹木の植栽や花壇の整備などにより緑化を図りましょう。





(2) 良好な景観の保全と創出のための配慮指針

まちなみや景観の保全・創出に配慮するとともに、文化財や歴史遺産の保存に協力し、本市の魅力を深めましょう。

市民の環境配慮指針

- 住宅の新築や増改築の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- 身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 開発事業においては、地域の自然や景観に配慮しましょう。
- 建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観・美観に配慮しましょう。
- 地域における歴史遺産・文化財などの保全活動を積極的に支援しましょう。

【建設業の環境配慮指針】

- 建築物の整備などに際しては、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 看板・広告などの設置に際しては、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

(3) 潤いのある都市環境の確保のための配慮指針

魅力ある地域の創出に向けて、周辺環境の美化に努めましょう。

市民の環境配慮指針

- 花壇への植栽やプランターの設置を進めましょう。
- 自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。
- たばこやごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- ペットの糞は飼い主が始末しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。
- 所有地の適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。



4 かけがえのない地球を未来につなぐ配慮

(1) 地球環境の保全のための配慮指針

地球温暖化問題やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題を正しく理解し、地球環境の保全に向けて意識を高めましょう。

市民の環境配慮指針

- 地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- 地球にやさしいライフスタイルについて情報を収集し、実践しましょう。
- フロンガスを使用している製品については、市の基準に従い適切に処分しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- フロンガスを使用している製品については、適切に保管、または処分しましょう。



(2) 省資源・省エネルギーの推進のための配慮指針

日常の生活や事業活動における省エネルギーと自動車利用の抑制に努めましょう。

電気、ガス、灯油、ガソリンなどの使用量について現状をチェックし、ライフスタイルや事業活動を見直しましょう。

市民の環境配慮指針

- テレビや照明、冷暖房機器などは、必要のないときはこまめに消して節電を心がけましょう。
- 冷暖房機器の設定温度や使用時間を適正に管理しましょう。エアコンの設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安としましょう。
- 暑いときは薄着、寒い時は厚着をして、冷暖房機器への依存を少なくしましょう。
- 冷暖房機器を購入する際には、使用する部屋の広さや目的にあったものを選びましょう。
- 冷蔵庫は季節にあわせて庫内の温度を調節しましょう。また、庫内にものを詰め込みすぎないように整理整頓を心がけましょう。
- 入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えましょう。
- 夜ふかし型から早寝早起き型の生活に切り替えましょう。
- 電化製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。
- 住宅の新築や改築の際には、高气密・高断熱のものにしましょう。
- 給湯器を更新する際には、エコキュートなどの高効率給湯器を導入しましょう。
- 買い物などで近所に出かけるときは、乗用車を使用せず、徒歩や自転車を利用しましょう。
- 遠くに出かけるときは、バスや鉄道などの公共交通を利用しましょう。
- 自動車を使用する場合でも一人で乗らず、できるだけ相乗りするようにしましょう。
- 自動車を運転する場合は、アイドリング・ストップを心がけ、無駄な空ぶかし、急発進・急加速はやめましょう。
- 自動車の燃費向上のため、無駄な荷物などを積んだままにしないようにしましょう。
- 円滑な交通を確保するため、市街地での路上駐車はやめましょう。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけましょう。
- 自動車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。
- 住宅の新築・改築に際しては、省エネルギー型の住宅を検討しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進しましょう。
- 冷暖房は適温で使用しましょう。設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安としましょう。
- 事業所内で照明やOA機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。



- 自然光の取り入れや昼休み時の消灯などにより、照明の効率化に努めましょう。
- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型のもを選びましょう。
- 省エネナビなどを導入し、省エネルギーを推進しましょう。
- 自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめましょう。
- 自動車を利用する場合は、できるだけ効率的な輸配送システムを採用しましょう。
- 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、環境面での効率化に努めましょう。
- 自家用車での通勤を控え、バスや電車などの公共交通や自転車を利用しましょう。
- 自動車を購入する際には、燃費などに配慮するとともに、低公害車の導入を推進しましょう。
- 業務用車両の運用や運行計画については、定期的に見直しをしましょう。

【建設業の環境配慮指針】

- 建設工事における省エネルギーなどの技術開発を推進しましょう。
- 断熱効果の向上による冷暖房の効率化、適切な採光による室内照明の抑制などを採用した省エネルギー型の建築物の開発・普及を進めましょう。

【製造業の環境配慮指針】

- 工程や作業方法などの改善により、使用原料の抑制や省エネルギーを推進しましょう。

【運輸業の環境配慮指針】

- 自動車を購入する際には、燃費などに配慮するとともに、低公害車の導入を推進しましょう。
- 自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめましょう。
- 輸送用車両は、荷物の過積載の防止などに努めましょう。
- 荷主・荷受側との調整により、共同輸配送の推進、一括納入など、物流の合理化に努めましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 機材や設備の導入・更新に際しては、省エネルギー型や節水型を選択しましょう。
- 製造業者、運輸業者などと連携を図り、共同配送の推進など、配送システムの見直しを行い、物流の合理化に努めましょう。

(3) 新エネルギーの有効利用の推進のための配慮指針

化石燃料の消費削減のため、新エネルギーに関心を持ち、理解を深めましょう。

家庭や事業所で、新エネルギーを始めとした多様なエネルギーの導入について検討しましょう。

市民の環境配慮指針

- 住宅の新築・改築に際しては、高気密・高断熱の省エネルギー型住宅を検討しましょう。
- 太陽光・太陽熱を利用した設備の設置を検討しましょう。
- 家庭用燃料電池（エネファームなど）の設備の導入を検討しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 太陽光を利用した設備の導入など、太陽光の利用を推進しましょう。
- 廃熱など、現在未利用のままにしているエネルギーの活用について検討しましょう。
- 市域に豊富に存在する木材資源のエネルギー利用について検討しましょう。

【農業・林業の環境配慮指針】

- 稲わら、家畜ふん尿、残材などの有効活用を心がけましょう。



(4) 循環型社会の推進のための配慮指針

日常生活や事業活動からごみをできるだけ出さないよう工夫しましょう。また、発生したごみについては、できるだけリサイクルして有効利用するようにしましょう。

市民の環境配慮指針

- 過剰な包装や本のカバー、レジ袋などは、店頭で断るようにしましょう。
- スーパーなどでの買い物に際しては、マイバックを持参しましょう。
- 使い捨ての製品の購入は控えましょう。
- シャンプーや洗剤などは詰め替え製品を優先して購入しましょう。
- 再生品など、環境にやさしいエコ製品を優先して購入しましょう。
- ものを大切に、長く使うようにしましょう。
- 必要なものを必要なだけ購入し、安いからといって必要以上に購入しないようにしましょう。
- 必要以上に料理を作りすぎないようにしましょう。また、食べ残しをしないようにしましょう。
- ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。
- 地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力しましょう。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用しましょう。
- 生ごみは、水気をよく切って排出し、減量に心がけましょう。

事業者の環境配慮指針

- 廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行いましょう。
- 事業所内に「リサイクルボックス」を設置するなどして、ごみの分別に努めましょう。
- ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 自社で販売した製品や容器包装類の回収を行うなど、リサイクルの推進に努めましょう。
- 事業者間、業界団体内でのリサイクルの連携を図りましょう。
- 梱包や包装はできるだけ簡素化しましょう。
- 環境やリサイクルに配慮した商品の販売・使用に努めましょう。また、販売の際には、わかりやすい説明表示などを心がけましょう。
- 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけましょう。
- 書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。
- 再生紙の使用を推進しましょう。
- 古紙のリサイクルを推進しましょう。
- シュレッダーにかける書類を選別して減らし、リサイクルに回す古紙を増やしましょう。
- 廃棄物の減量やリサイクルの推進に係る具体的な目標を設定しましょう。

- ゼロ・エミッションなど、できる限りごみを出さない事業活動の実践に取り組みましょう。
- 事業を実施する際には、実施する前の計画の段階で廃棄物減量のための事前評価を行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 屋外に自動販売機などを設置する場合は、容器の回収ボックスの設置と適切な管理を行い、リサイクルの推進とごみの散乱防止に努めましょう。

【建設業の環境配慮指針】

- 建設資材は、再生品や再生利用可能なものを使用するように心がけましょう。
- 代替型砕工法など、環境に配慮した工法を積極的に採用しましょう。
- 分別解体と建設廃棄物の再資源化を進めましょう。
- 建設工事に伴って発生する廃棄物の減量と適正処理を推進しましょう。
- 長寿命型の建築物の開発・普及を進めましょう。

【製造業の環境配慮指針】

- 原材料の減量化、エネルギー使用の見直し、再生利用可能な資材の活用などを行い、省資源・省エネルギーを推進しましょう。
- 原材料は、再生資源などの環境への負荷が少ないものを優先的に使用しましょう。
- 製品の長寿命化や修理体制の構築、アフターサービスの充実などを推進しましょう。
- 使用済製品の回収体制の整備を進めましょう。
- 工程や作業方法などの改善により、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 廃棄物については、減量化や再利用の推進と併せて適正な処理・処分にも配慮しましょう。
- ライフサイクルアセスメント（製品の製造、使用、廃棄など全ての過程での環境負荷、環境影響を事前に評価すること）の実施に努めましょう。

【運輸業の環境配慮指針】

- 運搬に使用する梱包材などの資材は使い捨てにせず、リユース（再使用）又はリサイクルするよう努めましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 再生品やエコマーク商品など、環境への負荷が少ない商品の販売を推進しましょう。
- 配送時における梱包の簡易化・再使用を推進しましょう。
- 販売時の包装の簡素化、トレイを使用しない量り売り・ばら売りなどの普及に努め、過剰包装の自粛に取り組みましょう。
- マイバック持参の呼びかけやポイント制の導入により、レジ袋の削減に取り組みましょう。
- 店舗で販売した商品や包装容器などの回収を行い、リサイクルの推進に努めましょう。
- 食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めましょう。



5 みんなで協働して取り組む環境保全の活動

(1) 環境教育・環境学習の推進のための配慮指針

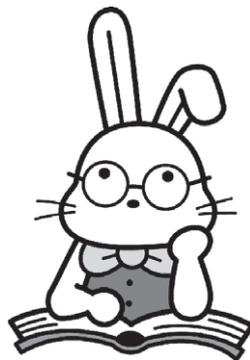
環境保全の取り組みを進めるに際しては、まず一人ひとりが環境問題に関心を持ち、理解を深め、正しい知識を身につけましょう。

市民の環境配慮指針

- 身近な自然とのふれあいや食育などを通して、地域の環境に関心を持ちましょう。
- 環境学習の講習会や体験学習、イベントなどに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めましょう。
- 環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。
- 家庭において、環境問題について話し合う機会を増やしましょう。
- 環境に関する地域の課題や意見などを積極的に発表しましょう。
- 提供される環境情報を、日々の生活の中で活用するよう努めましょう。

事業者の環境配慮指針

- 社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。
- 省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取り組みとして定着させましょう。
- 市や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加しましょう。
- 様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるよう努めましょう。
- より環境負荷の少ない事業活動を実施できるよう、最新情報の収集に努めましょう。
- 市民・行政などと連携し、環境教育や環境学習の機会、場所、人材、ノウハウなどの提供に努めましょう。



(2) 環境保全活動の推進のための配慮指針

身の周りのことから環境に配慮した行動を実践していきましょう。

また、町内会や商店街など、地域やグループでの環境保全活動を企画・実施しましょう。

市民の環境配慮指針

- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境問題に関する市民の社会的責任を認識し、積極的に行動しましょう。

事業者の環境配慮指針

- ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得などを通して、環境保全に努めましょう。
- 事業計画の目標に環境への配慮を組み込みましょう。
- 事業者間の交流や情報交換に努めましょう。



(3) ネットワーク形成の推進のための配慮指針

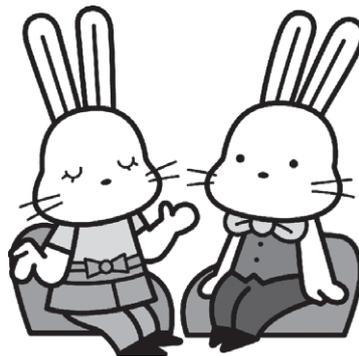
市民・事業者・行政の三者が協力して取り組む活動などには積極的に参加し、三者の協議の機会・場所、協働のしくみの充実に努めましょう。

市民の環境配慮指針

- 昔から伝わる生活の知恵を次世代に伝えましょう。
- 地域の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、大切にしましょう。
- 地域の郷土芸能やお祭りなどの行事に積極的に参加しましょう。
- 近所の人に地域の活動・イベントへの参加を呼びかけましょう。
- 多くの市民がボランティア活動などに参加するよう、市民どうしの呼びかけを行いましょう。

事業者の環境配慮指針

- 地元の住民と協力して、地域における美化活動などに積極的に参加しましょう。
- 地元の住民との交流や意見交換などの機会を設けましょう。
- 環境に関する情報について情報公開を進めましょう。
- 環境保全に向けた取り組みや事業活動を通じて蓄積した知識やノウハウをPRするなど、積極的に情報を発信しましょう。



第2節 開発事業等における環境配慮

大規模な開発事業は、事業が実施される地区及びその周辺の環境に大きな影響を与える可能性があります。よりよい環境を未来に伝えるため、開発事業などに際しては、環境への影響をできる限り回避・低減するよう努めなければなりません。

開発事業の実施に際しては関係法令などによる規制が行われますが、本計画に定める望ましい環境像を実現するため、以下に示す環境配慮の取り組みが必要です。

市が自ら行う開発事業においても、自主的に実践します。

1 計画段階での配慮

【動植物・生態系】

- 既存の樹木をできるだけ保存するよう配慮しましょう。どうしても現場で保存できない場合は、移植などによる保存について事前に調整しましょう。
- 動植物の生息・生育環境や自然生態系などの保全に配慮しましょう。

【水環境】

- 道路や敷地内では透水性舗装や雨水浸透枡を整備し、雨水の地下浸透に配慮しましょう。
- 緑地の確保・創出などにより、地域の水循環の確保に配慮しましょう。

【公害防止】

- 事業の実施により大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染などが生じないように計画しましょう。
- 人体や環境に影響を及ぼす疑いのある化学物質が含まれている可能性のある資材は使用を控えましょう。

【景観】

- 周辺環境との調和に配慮し、地域の魅力ある景観の保全・創出に配慮しましょう。
- 地域の歴史的・文化的環境に配慮しましょう。
- 敷地内への植樹や花壇の整備などに配慮しましょう。
- 事業予定地への緑地や水辺などの整備に配慮しましょう。

【省資源・省エネルギー】

- 木材は熱帯材の使用を控え、地元産の木材や間伐材の使用推進に配慮しましょう。
- 再生資材の利用推進に配慮しましょう。
- 工事の実施時に省エネルギー型の設備・車両などを導入するよう計画しましょう。
- 施設では、建物の断熱性の向上に配慮しましょう。
- 施設では、水の再利用や雨水の利用など、水の循環的利用・合理的利用に配慮しましょう。
- 施設では、燃料電池や太陽光発電などの新エネルギーを導入するなど、エネルギーの効率的な利用に配慮しましょう。



【廃棄物・リサイクル】

○事業の実施に伴う廃棄物の発生抑制及び適正処理とリサイクルに配慮しましょう。

【その他】

○事前に地域の環境特性などを十分に把握し、適切な環境影響評価を行いましょう。

○事業の計画に際しては、住民や専門家の意見を踏まえるように配慮しましょう。

○事業の実施や実施後の施設の供用などに伴う日照阻害や電波障害により、生活環境に影響が生じないよう、建物の高さや配置に配慮しましょう。

○施設や施設に導入する設備が長期使用できるよう、計画段階から配慮しましょう。

○施設では、ハロン系消火設備を使用しないようにしましょう。

○施設では、フロン・代替フロンを使用しない空調設備を導入しましょう。

2

施工段階での配慮

【動植物・生態系】

○事業の実施により動植物や生態系などに影響が生じないよう配慮しましょう。

○自然環境への影響の最小化に努めましょう。また、必要に応じて代償措置を行うよう努めましょう。

【公害防止】

○事業の実施により大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染などが生じないよう配慮しましょう。

○工事に際しては、低公害型の車両や機器を使用し、車両や機器の適正運転につとめ、排気ガスや騒音・振動が周辺に影響を及ぼさないよう配慮しましょう。

○粉じんの周辺への飛散防止に努めましょう。

【省資源・省エネルギー】

○車両の使用に際しては、エコドライブの推進など、適正使用に努めましょう。

○水の再利用や雨水の利用など、水の循環的利用・合理的利用に努めましょう。

【廃棄物・リサイクル】

○廃棄物の発生抑制、建設発生土の有効活用など、建設副産物の適正処理や有効活用に努めましょう。

○施工現場では資源物の分別保管場所を設けるなど、リサイクルの推進に努めましょう。

【その他】

○地形・地質の物理的改変による崖崩れや土砂流出などの災害防止に努めましょう。

○埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに関係機関との調整を図りましょう。

3 供用開始後の配慮

【動植物・生態系】

- 施設の供用により、動植物・生態系などへの影響が生じないように努めましょう。
- 必要に応じてモニタリング調査などを実施し、動植物・生態系などの被害の未然防止に努めましょう。

【公害防止】

- 施設の供用により、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染などへの影響が生じないように努めましょう。
- 必要に応じてモニタリング調査などを実施し、公害の発生などの未然防止に努めましょう。

【景観】

- 敷地内や周辺の緑化の推進に努めましょう。
- 周辺環境と調和した美観の維持に努めましょう。

【その他】

- 事業に関連して整備した緑地や水辺などは、環境教育・環境学習の場として活用するなど、自主的な環境保全の取り組みの促進に配慮しましょう。
- 施設利用者によるごみの散乱防止などに配慮しましょう。

4 修理・解体時の配慮

【公害防止】

- 機材や車両による環境への負荷を最小限にとどめるよう配慮しましょう。
- 粉じんの周辺への拡散防止に努めましょう。

【廃棄物・リサイクル】

- 廃棄物の発生抑制及び適正処理や有効活用に努めましょう。
- 修理・解体現場では、廃棄物の分別排出の徹底や、資源物の分別保管場所を設けるなど、リサイクルの推進に努めましょう。
- 他の事業との情報交換・調整により、建設副産物の有効活用について検討しましょう。

【その他】

- フロン・代替フロンなどを適正に処理しましょう。
- アスベストの飛散対策、適正処理を行いましょう。
- ボイラーなどの更新に際しては、環境負荷の少ない燃料設備への改修を図りましょう。



第3節 市の事業者としての環境配慮

本計画に定める望ましい環境像を実現するため、市（行政）は本市における一事業者として、日常の業務において、以下に示す環境配慮の取り組みを率先して実践します。

1 物品の購入にあたっての配慮

【設備・機器】

- 設備や機器の導入・更新に際しては、省エネ型のものを選びます。
- 業務を進める上で適正な規模の機器を選びます。

【公用車】

- 公用車の更新に際しては、次世代自動車を選びます。

【文具、備品】

- 業務を進める上で適正な量の製品購入に努めます。
- グリーン購入を推進し、リサイクル製品やエコマーク商品、環境ラベリング商品など、環境負荷の少ない製品を選びます。
- 再生紙や廃プラなどから作られた製品を購入します。
- 間伐材や未利用繊維などを利用した製品を購入します。
- 詰め替え可能な製品、リターナブル容器での販売製品を購入し、使い捨て製品の使用を控えます。
- 長期使用が可能な製品を購入します。
- 簡易包装された商品を購入します。また、購入時には不要な包装を断ります。
- ごみとして排出した後でリサイクルしやすい製品を購入します。

【用紙類】

- 事務用紙などは再生紙を利用します。
- 印刷物の発注に際しては、古紙配合率の高い用紙、非塗工紙などを使用します。

2 設備・機器、エネルギーなどの使用にあたっての配慮

【設備・機器】

- 設備・機器などの安全確保と適正利用に努めます。
- 設備・機器は大切に使用し、点検・整備や修理などによる長期使用に努めます。
- ボイラーなどの設備については、環境負荷の少ない燃料への転換を図ります。
- コージェネレーションシステムの導入や深夜電力の活用により、エネルギー利用の合理化を図ります。

【公用車】

- 公用車の点検・整備に努め、周辺環境に配慮します。
- 自動車の運転に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを推進します。
- 相乗りの励行など、公用車の効果的な利用に努めます。
- 通勤や移動に際しては、公共交通機関の利用に努めます。
- 近距離移動時に際しては、自転車の利用に努めます。

【水】

- 日常的な節水、水漏れ点検の徹底などにより、水使用量の削減に努めます。
- 雨水の利用など、水利用の合理化を進めます。

【電気機器】

- 室温は冷房時 28℃、暖房時 20℃程度とし、空調機器の適正管理を徹底します。
- ブラインドやカーテンで自然光を調整し、空調機器や屋内電灯の使用抑制に努めます。
- 廊下、階段、トイレなどで自然光を活用し、屋内電灯の使用抑制に努めます。
- 昼休みや業務時間外などでの不必要な電灯の消灯を徹底します。
- パソコンやコピー機などの事務機器の適切なスイッチ管理を徹底します。
- 日頃の業務を見直し、効率化・合理化を図ります。
- ノー残業デーをはじめ、定時退庁の徹底を図ります。

【用紙類】

- 両面コピー・両面印刷を徹底します。
- 裏紙（ミスコピー用紙）の再利用に努めます。
- 資料の簡素化、必要部数の印刷の徹底に努めます。
- 電子メールや行政情報ネットワークシステムなどを活用し、ペーパーレス化に努めます。



3

廃棄にあたっての配慮

- 用紙類の分別による資源化を徹底します。
- 用紙類のシュレッダー処理に際しては、個人情報記載のものなど必要最小限のものとし、廃棄文書のリサイクルを推進します。
- 庁舎内や事業活動での3Rに努めます。
- 庁舎内での資源物の分別を徹底します。
- 食堂などでの生ごみの削減・リサイクルに努めます。
- フロン・代替フロンの適正保管・適正処理を実施します。

4

職員の環境保全意識の向上に向けて

- 職員の環境に関する研修を実施し、環境保全意識の向上を図ります。
- 6月の環境月間に合わせ、職員一人ひとりが環境保全行動目標を設定し、目標に向けた行動を実践します。
- 行政情報ネットワークシステムによる環境情報の提供に努めます。
- 職員の自主的な環境保全行動への支援に努めます。

第6章 計画の推進



第1節 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、庁内各部局はもとより、市民・事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、関係者が一体となって計画を推進するものとします。

1 市民、事業者との連携・協力体制の整備 【(仮称)環境基本計画等推進協議会】

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけではなく、施策に対して市民や事業者が協力し、それぞれの役割と責任を自覚して環境保全に率先して取り組むことが必要です。

そのため、市民・事業者・市により構成される「(仮称)福島市環境基本計画等推進協議会」を設置し、計画の推進母体として位置づけ、推進方策や進捗管理などに対する意見や提言を交わすこととします。

また、市としても、実際に活動に取り組む生活者・利用者などの視点で検討を行い、より適切な施策・有効な施策となるよう努めます。

2 環境審議会

環境審議会は、福島市環境審議会条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者などの12名以内で組織されます。

本審議会において、環境基本計画の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

3 庁内の推進体制 【福島市環境保全推進連絡会議】

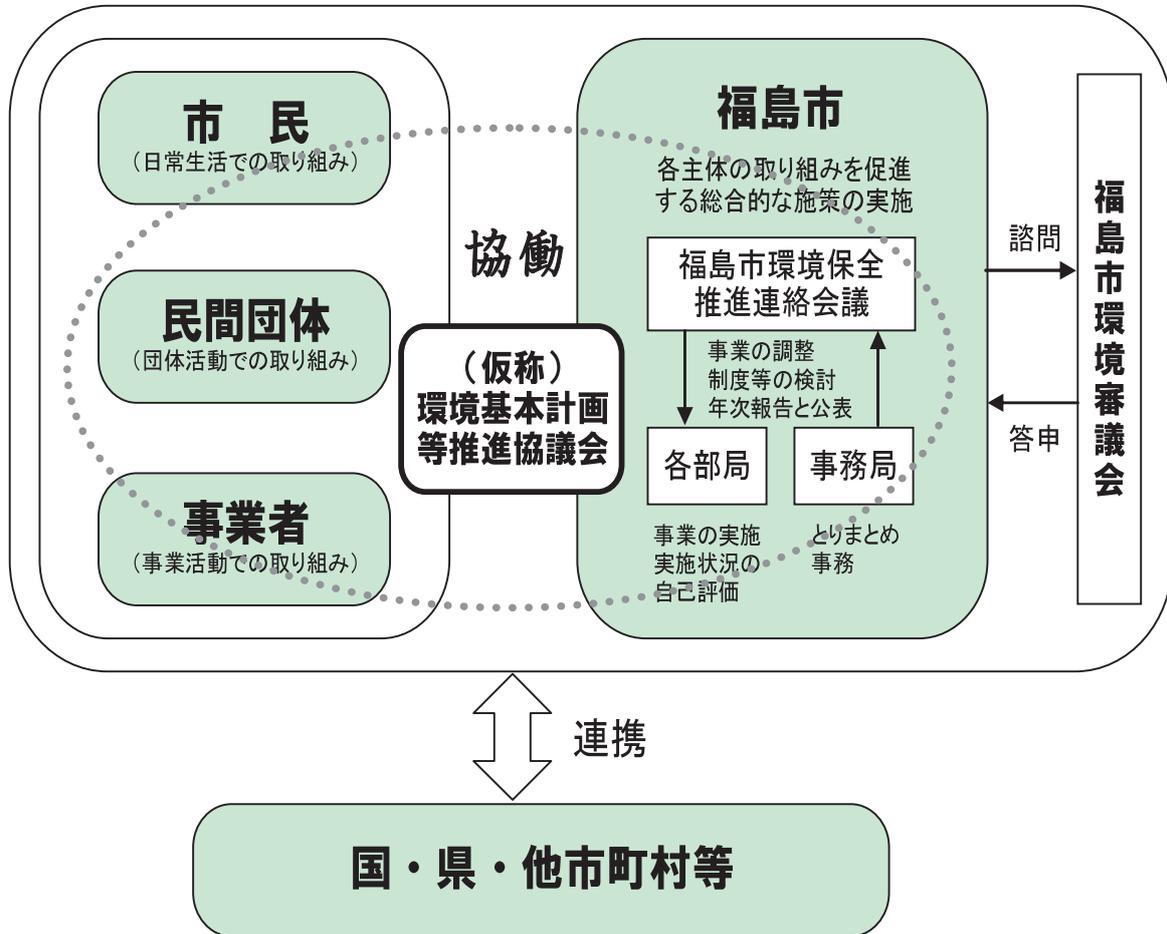
環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、関係部局間の連携・協力が不可欠です。

総合的かつ計画的な本計画推進のため、環境保全推進連絡会議において、各施策の進行状況把握・点検、関係部局間の連携・調整を行います。

4 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する自治体などに対して要請や協力を求める場合が想定されます。特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取り組みが必要であるため、今後も国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

計画の推進体制のイメージ



第2節 計画の進行管理

1 計画の点検・評価

本計画の進捗状況について定期的に点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図るものとします。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行うものです。このサイクルは、1年を基本単位として実施します。

2 点検・評価結果の報告

本計画の進捗状況は、市内における環境保全推進連絡会議において調査・検討するとともに、「環境基本計画年次報告書」として、環境審議会に報告し、意見・指導などを受けるものとします。

年次報告では、計画の全体的な進捗状況、施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、目標の達成状況を点検・評価するとともに、評価の結果をもとに、施策や事業の見直しについて検討します。

年次報告の結果については、各年度の「福島市の環境」としてホームページなどを通して市民、事業者に対して公表します。

3 環境情報の提供

市民、事業者、行政の連携・協働による環境保全の取り組みを進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

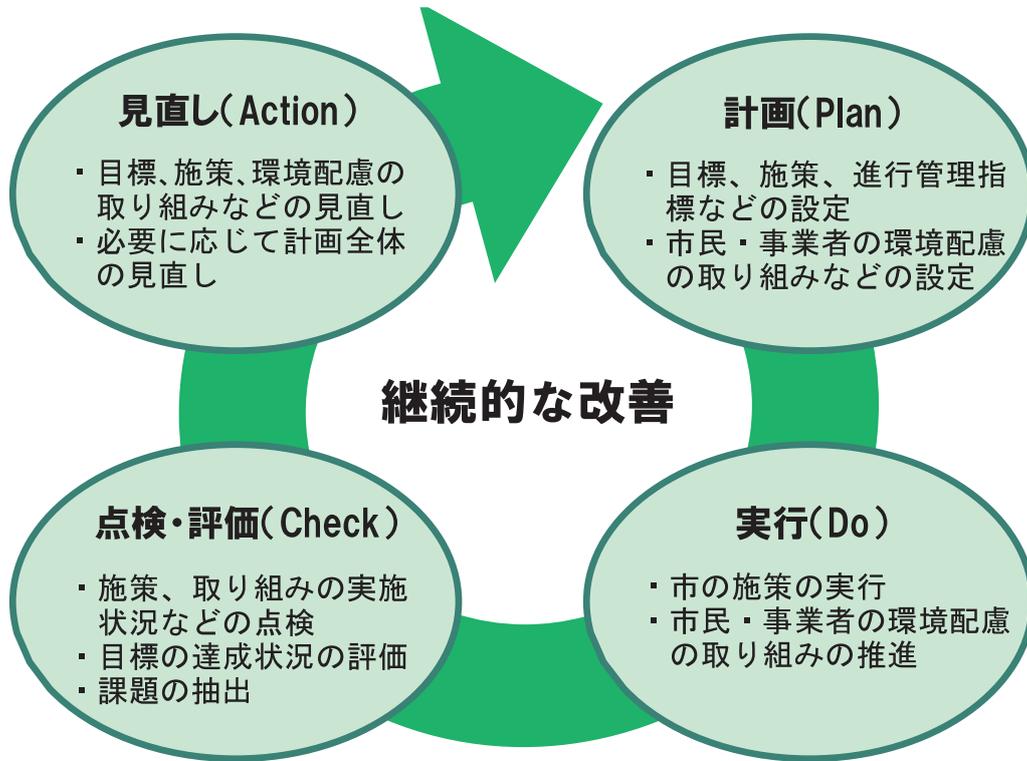
このため、広報やホームページなどを積極的に活用し、市民、事業者に対して環境に関する情報の提供を行います。

4 計画の見直し

福島市環境基本計画は、「第1章 第4節 計画の期間」に示した計画期間の更新・延長に際して見直しを行います。

また、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画の見直しに関する検討を行います。

PDCAサイクルのイメージ



資 料 編

- 資料1. 福島市環境基本計画策定までの経過
- 資料2. 福島市環境基本計画策定要綱
- 資料3. 福島市環境基本計画等策定懇談会設置要綱
- 資料4. 用語解説

資料1. 福島市環境基本計画策定までの経過

平成21年	8月31日	福島市環境基本計画等策定懇談会開催 ・委員委嘱 ・福島市環境基本計画について ・福島市地球温暖化対策実行計画について ・スケジュール提示
平成22年	3月2日	福島市環境基本計画等策定懇談会開催 ・福島市環境基本計画素案について ・福島市地球温暖化対策実行計画素案について
	3月30日	福島市環境基本計画等策定懇談会委員長報告 ・福島市環境基本計画素案及び福島市地球温暖化対策実行計画素案への意見に対する回答及び修正報告について
	4月28日	福島市環境審議会開催 ・福島市環境基本計画素案概要及び福島市地球温暖化対策実行計画素案概要について
	7月1～31日	パブリックコメント募集（1ヶ月間） ・福島市環境基本計画への意見・・・9件 ・福島市地球温暖化対策実行計画への意見・・・3件
	10月8日	福島市環境審議会開催 ・福島市環境基本計画及び福島市地球温暖化対策実行計画について諮問
	11月5日	福島市環境審議会開催 ・福島市環境基本計画及び福島市地球温暖化対策実行計画への意見及び答申案について
平成23年	1月12日	福島市環境審議会会長、副会長「福島市環境基本計画」及び「福島市地球温暖化対策実行計画」について市長へ答申
	3月	「福島市環境基本計画」及び「福島市地球温暖化対策実行計画」決定

資料2. 福島市環境基本計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市環境基本条例（平成10年条例第25号。以下「環境基本条例」という。）の第8条第1項の規定に基づく福島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 環境基本計画は、環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者及び行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、福島の豊かな自然を守り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない快適なまちづくりについて取り組むべき課題、施策の目標、基本的指針、主要な施策の概要等で構成するものとする。

2 環境基本計画は、平成12年3月策定の福島市環境基本計画「みんなで創る人と自然にやさしい環境都市・福島」における施策・事業の評価を踏まえ計画の見直しを行うとともに、環境をめぐる社会情勢の変化に対応した新たな施策・事業の位置づけを行うものとする。

(計画期間)

第3条 環境基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までとする。

(環境基本計画策定組織の設置)

第4条 環境基本計画策定に関する庁内組織は、福島市環境保全推進連絡会議規程（平成11年訓令第6号）第1条に規定する福島市環境保全推進連絡会議とする。

2 この環境基本計画に関する意見聴取のため、福島市環境基本計画等策定懇談会を置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、環境基本計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

資料3. 福島市環境基本計画等策定懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市環境基本計画策定要綱第4条及び福島市地球温暖化対策実行計画策定要綱第4条に規定する組織（懇談会）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の計画の策定に関し意見を述べる。

- (1) 福島市環境基本計画
- (2) 福島市地球温暖化対策実行計画

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、関係団体の推薦する者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 懇談会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、委員長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第5条 懇談会の委員の任期は、福島市環境基本計画及び福島市地球温暖化対策実行計画策定までの日とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

福島市環境基本計画等策定懇談会委員名簿

(敬称略)

No.	名 前	職 業 ・ 団 体 名	区 分
1	◎清水 晶紀	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授	学識経験者
2	渡辺 幸子	環境保全ネットワーク福島 県北会議	民間団体
3	斎藤 邦一	福島県トラック協会福島支部 支部長	運輸
4	矢吹 孝三	福島市観光物産協会 事務局長	民生業務
5	大森喜美子	日本チェーンストア協会 東北支部	民生業務
6	平井 優子	福島市消費者団体懇談会 副会長	民生家庭
7	○国分 典子	福島商工会議所 環境対策委員	産業
8	池田 信男	福島県北森林組合 専務理事	産業
9	高木 明義	福島県建設業協会 専務理事	産業
10	竹野 誠	東北電力(株)福島営業所 所長	エネルギー
11	安達 松雄	福島県都市ガス協会	エネルギー
12	樋口 幸一	福島県石油商業組合 福島支部 支部長	エネルギー

※◎委員長、○副委員長

資料4. 用語解説

【あ行】

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進めるまち美化プログラム。「アダプト」とは「養子縁組」という意味で、地域住民などが道路や公園等の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川。小さな川でも、最終的に一級河川に流れ込んでいれば、その川も一級河川となる。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激性な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響がある。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するための方法を提供している。

汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量で、排出量と濃度の積で表される。工場や事業場などからの排水や排出ガスは、濃度による規制が用いられることが多いが、低濃度でも排出量が多ければ環境に与える影響は大きくなるため、環境への影響を推定・評価するときには、一般に汚濁負荷量が用いられる。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

【か行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスを指す。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、その影響を事前に予測・評価し、その結果を公表して地域住民の意見を聞くことなどにより、事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じるなど、適正な環境配慮を行うこと。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

環境月間

環境基本法では6月5日を「環境の日」と定め、6月の1ヶ月間を「環境月間」とし、環境問題についての関心と理解を深めるため、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事を実施することとしている。なお、環境の日は、1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものである。

環境報告書

事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。環境保全に関する方針の構成員への周知、方針に沿った目標の設定と目標達成のための計画の作成、実行のための体制整備、実行状況の監査と見直しの繰り返しにより取組が推進される。

きれいなまちづくり

清潔で快適な都市環境をつくり、豊かな自然を次世代へ継承することを旨として市民や事業者との協働で行われる都市清掃運動。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品が該当する。

グリーンツーリズム

都市の住民が、農山漁村の自然、文化、人々との交流を楽しむための滞在型の旅行形態。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルがその代表。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの強酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い刺激性を有し、大気濃度が0.12ppm以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることがある。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、または雨水を処理する施設。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがある。

コージェネレーション

1つのエネルギー源から2つ以上のエネルギーを取り出して使うエネルギーシステム。都市ガス（天然ガス）を燃料に用いる場合には、発電とともに、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯などの用途に有効利用するため、優れた省エネ特性を有する。

こどもエコクラブ

環境省が実施している、子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習や活動を行う事業。平成21年度は、全国で3,662クラブ、179,413人の子供たちが登録し活動。なお、環境省は平成23年度から国費を投入せず、企業等の協力を受け継続できるようサポートとしている。

【さ行】

里山

都市の近辺にあり、燃料・肥料・生活資材の調達、水源かん養など、生活に深い関わりを持っている森林で、雑木林などの二次林、スギの植林、竹林などで構成される低山や丘陵のこと。

次世代自動車

ガソリン以外の燃料や新型エンジンを導入し、二酸化炭素や有害ガスなどの排出量が少ない環境に配慮した自動車の総称。電気自動車やハイブリッド車、燃料電池車などが含まれる。

自然公園指導員

国立公園、国定公園内において、動植物の保護、美化清掃、事故の防止などについて利用者の指導や情報収集を行うため、環境省の委嘱により活動しているボランティアのこと。平成22年度は、全国で2,877名に委嘱している。

自然公園法

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。

自然保護指導員

社団法人日本山岳協会が認定する資格であり、指導員は、高山植物の植生保全など自然保護精神の啓発や実践、自然環境に留意した美化清掃、当該山域の特色ある動植物、地質及び自然現象等についての説明などを行う。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）

新エネルギー（石油代替エネルギー）の利用等を促進するため、国・地方公共団体、事業者、国民等の各主体の役割を明確化する基本方針の策定、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等を規定した法律。

スラグ

ごみの焼却灰等を高温で溶融後、冷却・固化して生成されるガラス状の固化物のことで、土木・建設資材として利用されている。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿以外の排水のこと。炊事、洗濯、入浴等により排出される水。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取りまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにすることを指すもの。

【た行】

ダイオキシン類

物の燃焼過程などで非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン（135種類）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（75種類）、コプラナーPCB（十数種類）の総称と定義されており、人に対する発がん性が指摘されている。

太陽光発電

半導体素子により、太陽光エネルギーを電気に変換するも

の。再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能性が多い。

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置をいう。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）

国際的に協力してオゾン層の保護を図ることを目的として、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を的確かつ円滑に実施するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を定めた法律。

都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。

【な行】

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質としても知られている。

二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

二次林

自然林を切った後にできる再生林。里山地域の雑木林のことを示す。古くから人々の生活と関係が深く、木材や薪炭の供給地となっていたが、近年では利用されることがなくなったため、スギの植林地に変えられるなどにより減少している。

農業集落排水

農業振興地域内の農業集落における下水道。農業集落のトイレのし尿、台所・風呂場などから出る生活雑排水を集め、これらを処理して農業用水路や川にもどすことにより、農村をとりまく水環境の保全を図る。

ノーマイカーデー

環境負荷の大きなマイカー通勤を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関を利用することにより交通量を削減しようとする取組。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。

廃棄物発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

バイナリー方式

従来の地熱蒸気によって直接タービンを駆動する従来方式とは異なり、沸点の低い媒体（例：ペンタン、沸点 36℃）を蒸気で加熱し、媒体蒸気でタービンを回して発電するもの。従来の方式では使用できない低温域の地熱蒸気での発電が可能である。バイナリー（Binary）とは「2つの」という意味であり、加熱源系統と媒体系統の二つの熱サイクルを利用して発電することから「バイナリー方式」と呼ぶ。

ハロン

主に消火剤として使用される。オゾン層破壊物質でありモントリオール議定書の削減規制対象物質である。温室効果ガスでもある。

ビオトープ

「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Tope を合成した用語で、特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた野生生物の生息空間のこと。都市域等においてみどり豊かな水辺空間を設けるなど、より自然に近い状態に整備することを「ビオトープ整備」と呼ぶ。

ふくしまきれいにし隊

福島市が市民と協働で進めるアダプトプログラム。市民がボランティアとして「もっと、まちをきれいにしたい」という気持ちで道路や公園などの清掃をおこない、市がそれを支援していくもの。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 10 μm（μm = 100 万分の 1m）以下のもの。

フロン

炭化水素の水素原子のいくつかを塩素原子とフッ素原子で置き換えた人工のガスの総称。化学的性質が安定しているため、エアコンの冷媒やスプレーの噴霧剤などとして幅広く利用されてきたが、オゾン層を破壊する力の強い特定フロンは、現在では国際条約などでその製造や輸入が禁止されている。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質。

【ま行】

モニタリング調査

環境の変化を把握するため、同じ環境指標を用いて継続的に行われる調査や観測のこと。

【ら行】

ライフサイクルアセスメント

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。

リサイクル（再生利用）

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

【英数字】**BOD (Biochemical Oxygen Demand)**

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

ESCO (Energy Service Company) 事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。

ISO14001

国際規格認証機構 (ISO : International Organization for Standardization) が発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明となる。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

化学物質排出移動量届出制度。様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とする。

福島市 環境部 環境課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号
TEL(024)535-1111(代表)
内線3715・3716
FAX(024)535-1401

ダイヤルイン TEL(024)525-3742

Eメール kankyou@city.fukushima.fukushima.jp

この印刷物は、再生紙を
利用しています。



この印刷物は環境にやさしい
「植物インキ」を使用しています。